

# 諦忍律師伝の研究

川口高風

## 一、はじめに

### —諦忍伝研究のあゆみ—

江戸時代中期、律者として特異な律学を樹立した諦忍妙竜（一七〇五—八六）の仏教思想の特色やその思想の形成過程とを明らかにするためには、諦忍の伝記を詳細に検討しなければならない。さらに伝記研究のためには、諦忍の伝記が書かれた諸資料の資料批判が必要である。本論では、諦忍伝の資料について考察を加え、そして諸資料の特質を考究し、彼の伝記について考えてみたい。

そこで最初に、諦忍の伝記を考究した先徳の研究史を取上げてみれば、伝記を初めて紹介した人は鷺尾順敬博士である。博士は、明治三十三年一月「近世高僧年表」（「仏教」

諦忍律師伝の研究（川口）

第一五八号附録）二十九頁に、近世の高僧として諦忍の名を掲げ、「内外の学に兼通す 著作四十余部あり」と紹介し、同博士の『日本仏家人名辞書』（明治三十六年六月光融館）一〇九七頁で、より詳しく述べられている。だが、鷺尾博士は『日本仏家人名辞書』を著わす際、直接原典資料から追究したのみでなく、諸師友から寄贈された資料による伝記もあり、諦忍伝は寄贈された間接資料によっている。そして、資料として『諦忍和尚略年譜』と『近代名家著述目録<sup>(2)</sup>』を掲げているが、『諦忍和尚略年譜』は以前、成瀬賢秀氏が名古屋市の興正寺において見出したもので、それを鷺尾博士が仲介して、明治三十三年十月二十六日成瀬賢秀「諦忍律師の伝」（「仏教」第一六六号 東京仏教社）と題する論稿に紹介し、原文を翻刻しているのであ

る。その論稿によれば、成瀬氏が興正寺で『諦忍律師年譜』の稿本を見出し、その要綱を筆写して、鷺尾博士へ『八事山遍照院興正寺諦忍和尚略年譜』として、郵送されたことが書かれている。だが実は、鷺尾博士が成瀬氏の論稿の最初に書名を掲げた『諦忍律師年譜』と成瀬氏が鷺尾博士へ郵送された『八事山遍照院興正寺諦忍和尚略年譜』とは、編者や内容が異なつたものである。しかも、鷺尾博士が書名を掲げた『諦忍律師年譜』の編者の一人は、本来真隆<sup>(3)</sup>なのに真興と誤植され、また『八事山遍照院興正寺諦忍和尚略年譜』も、本来は『八事山遍照院興正寺諦忍和尚略年譜』が表題で、漢字片仮名交り文であるが、平仮名文に書き改められ、処々に誤植がみられるのである。この点について、鷺尾博士が誤ったものか、筆写した成瀬氏が誤つたものかは不詳である。

次には、大正四年七月刊の『名古屋市史』社寺編がある。その一〇四一頁には、名古屋に關係篤き市外寺院として興正寺の歴史が概観されており、開山天瑞円照と共に、「五世諦忍伝」の項目で紹介されている。『名古屋市史』には人物編<sup>(4)</sup>があり、尾張の主要人物伝を記しているが、諦忍を人物編の中で取上げなかつた点は不詳である。<sup>(4)</sup>

しかし『名古屋市史』社寺編における諦忍伝は、鷺尾博士の基礎資料と異なり、『諦忍和上行牒記』と『仏家雜纂』になつてゐる。この中、『諦忍和上行牒記』は現在所蔵不明で、八事文庫にも藏していない。また『仏家雜纂』は、細野忠陳著の『津の仏家雜纂』のことで、名古屋市鶴舞中央図書館蔵の『名古屋市史』編纂資料による写本と原本の神宮文庫本のみしか見ることができない。そこで『仏家雜纂』を見ると、『諦忍和上行牒記』が入つており、末尾に、諦忍の弟子真隆実嚴（一七五二—一八一六）編であつたが示寂したため、実嚴の弟子英旭謙光（一七六八—一八三八）が諦忍の三十七回忌「文政四年（一八二二）筆者注」報恩供養として、実嚴の後を続いて編集し、同志に授けたものといつてゐる。<sup>(7)</sup>

その後昭和三年五月には、石田元季氏が「紙魚」第二十冊（紙魚社刊）に、「諦忍律師撰述書目」と題して諦忍の著書名を掲げ、略伝を付してゐるが、基礎資料は不明である。そしてその論稿を中心にして、市橋鐸氏は「名古屋市文化財叢書」第六十二号の『続名古屋叢書未刊書目解説上』（昭和四十九年三月 名古屋市教育委員会）五十九頁において、『蓮華標名録』の著者である諦忍伝を紹介している。しかしこ

の伝記は、石田氏の論稿を踏襲したもので、新しい考証はなされていない。

ところで、地方史の方面でも諦忍の伝記が取上げられている。信えば、昭和八年四月に刊行された『濃飛偉人伝』（岐阜県教育委員会）四〇三頁には、基礎資料として『近代名家著述目録』と『諦忍和尚年譜』があげられている。

しかしこの伝記は、鷺尾博士の『日本仏家人名辞書』と同旨であるため、鷺尾説を所依としたものであろう。したがって『諦忍和尚年譜』とあるのは、『諦忍和尚略年譜』の誤りで、その過誤は仏教辞典類にもあらわれている。<sup>(8)</sup> その他、『愛知県偉人伝』（昭和九年十月 愛知県教育会・愛知一師偉人文庫 共編）二〇五頁、伊藤信『濃飛文教史』（昭和十二年十一月 博文堂書店）一一九頁をはじめ、『岐阜県史』通史編・近世下（昭和四十七年三月 岐阜県）九七八頁では、淨土宗の僧として紹介されている。しかし以前の研究や辞典などは、すべて鷺尾説によっていることも明らかである。

さて最近、亀山本元氏が「高野山時報」昭和五十一年十

一月二十一日号に、「尾張高野と諦忍和尚」と題する論文を書かれ、同内容を「中外日報」二二〇六六一二二〇七二号（昭和五十一年十二月十六日—二十四日）にも、「尾張

高野を開創—八事山興正寺諦忍和尚の道跡—」と題して発表された。しかしこの論文は、亀山氏の独創的研究論文ではなく、興正寺十六世惠真栄識（宮崎氏）の弟子長尾真海氏が、昭和十一年に興正寺十八世慈航恵海（江崎氏）指導の下、興正寺に現存した資料から七十頁程にまとめた「諦忍律師道跡考」と題する京都専門学校（現在・種智院大学）の卒業論文（未刊）にすべてよるものである。

以上、仏教学や地方史関係から諦忍伝の研究史をながめてきたが、主要な基礎資料は『八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜』と『諦忍和尚牒記』、『諦忍和尚業記』（『仏家雜纂』所収）である。だが以前の研究は、それらの資料から主な要旨をピックアップし、簡単に紹介する程度の略伝に過ぎなかつた。すなわち諦忍伝の詳細なる全貌は、未だ研究されていないのである。したがつて本稿では、八事文庫の調査によつて発見できた新資料なども加え、新しく諦忍伝を明らかにしてみようとするのである。

### 註

(1) 『日本仏家人名辞書』凡例に、「本書に収載する伝は、いづれも正確なる資料に依りたるものにして、一部の書より採録したものあり、数部の書を参酌したるものあり、共

に其伝の結末に引用書目を註するも、煩雑に渉るものは重なる書目を註し、余を略す。……」といい、「其他諸師友が、図書材料等を寄贈贈与せられたること極めて夥し。……」とか、「卷首に引用参考書目を列し、且つ寄贈書目を

掲げ、諸師友より寄贈を忝うしたる図書材料を列記し、聯か其厚意に酬いんとしたるも、発行期日の切迫と頁数の増加との為其意を果す能はず、已むなく再版の時を期す。」とあって、明らかである。しかし再版本にも、引用参考書目や寄贈書目などが掲げられておらず、不明である。

(2) 堤朝風『近代名家著述目録』五の僧の項に掲げられている。

(3) 真隆とは興正寺七世真隆実嚴（一七五二—一八一六）のこと

で、諦忍の弟子である。興正寺の位牌には「文化十三年丙子十月廿七日寂<sub>世寿六十五</sub>法臘四十二」となっている。

(4) 社寺編は大正四年七月発行、人物編第一、二は昭和九年

五月発行であり、本来『名古屋市史』は全十巻であったが、その後人物編が追加されたのである。したがって人物編における諦忍伝は、略されたものであろう。林董一『尾張藩公法史の研究』（昭和三十七年三月 日本学術振興会）序言参照。

(5) 細野忠陳は号を要斎という。漢学者で明倫堂教授などを歴任し、『尾張名家誌』や『感興漫筆』など、多くの書を

残した。詳しく述べては『名古屋市史』人物編第二、三三九頁や市橋鐸『細野要斎年譜』（昭和三十八年三月 名古屋市文化財叢書第三十二号）に、伝記が書かれているので参照されたい。

(6) 『仏家雜纂』は原本の神宮文庫本を中心に、再写本の名古屋市鶴舞中央図書館蔵本を参照した。

(7) 『諦忍和上行業記』の末尾に「法兄嚴和上雖有此舉不果而帰寂矣予雖不似今歲當師三十七之遠忌為報恩聊錄之授同志已爾云 末弟仮名乞士光謹誌」とあり、明らかである。

(8) 『諦忍和尚年譜』と記されているものは、『佛教大辭彙』第五巻（大正十一年一月 富山房）三二〇一頁であり、『濃

飛偉人伝』は『佛教大辭彙』より引用したものであろう。

また、伊藤信『濃飛文教史』（昭和十二年十一月 博文堂）一一九頁も『諦忍和尚年譜』の書名が掲げられている。

(9) 諦忍の伝記が書かれている辞典は、『佛教大辭彙』や『密教大辭典』第五巻（昭和六年九月 法藏館）、『望月佛教大辭典』第五巻（昭和八年十二月 世界聖典刊行協会）、『日本文学大辭典』第四巻（昭和二十五年十月 新潮社）、恵谷隆戒『新淨土宗辭典』（昭和四十九年五月 隆文館）などがある。

## 二、諦忍伝研究の資料

最初に、諦忍の伝記を収録している研究資料をあげてみ

ると、次のごとくである。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| (1) 八事山諦忍和尚年譜        | 慧琛、真隆編 |
| (2) 諦忍和上行業記          | 謙光編    |
| (3) 諦忍和上行牒記          | 謙光編    |
| (4) 八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜 | 覺玄編    |
| (5) 諦忍和上伝（仮題）        |        |
| (6) 八事山第五世和尚行業記 下巻   |        |
| (7) 諦忍大和尚行状記 坪       |        |

これらの資料の中には、新しく八事文庫で発見した資料もあり、それについて、諦忍伝の記載方法や形態などを簡単な検討を加えてみよう。

#### (1) 八事山諦忍和尚年譜

本書は諦忍伝の最も古いものであるが、以前成瀬賢秀「諦忍律師の伝」（明治三十三年十月 「仏教」一六六号）において、鷺尾博士が「君は昨年十月特に八事山興正寺に至りて、諦忍律師年譜（門人慧琛<sup>真興同編</sup>）の稿本あるを見、及ち余がために請うて其要領を写録し、郵送せられたるもの、即ち此一篇なり。」と述べており、成瀬氏は興正寺で、

本書を見たことがあるようである。しかし鷺尾博士の説明では、「諦忍律師年譜」となっているが、編者が同人（真

興・真隆の誤植）であるため、鷺尾博士がいう資料は、「八事山諦忍和尚年譜」のことであろう。そして成瀬氏は実際に見たが、鷺尾博士へは「八事山遍照院興正寺諦忍和尚略年譜」を筆写して送ったため、博士はそれを翻刻しているのみである。すなわち博士は、本書を見ていないのである。したがつて、ここで初めて内容や形態などを明らかにしようとするものである。本書は八事文庫に蔵され、漢文体によつて書かれている。一冊本で三十一丁あり、縦二十七・五厘、横十八・五厘、装釦は袋綴装で、表・裏表紙は共に薄青地で、慈宝覺玄編の「八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜」と合冊になつていて。表題は「五世諦忍律師年譜」、内題は「八事山諦忍和尚年譜」で、門人慧琛 真隆同編である。編者の慧琛は興正寺四世大龜靜照の弟子で、慧琛鑊室といい、虎嵐の号があつて、師の大龜が享保十九年に寂したため、それ以後慧琛が寂する宝暦五年五月十五日迄、諦忍との親交厚かつたものと考えられる。同じく編者の真隆は真隆実嚴といい、諦忍の弟子で興正寺七世の法燈を繼承している。

ところで本書は、一年毎の年譜形式で月日の行動が記されており、宝暦五年三月迄の伝記は、慧琛の筆蹟である。

しかし慧琛が示寂したため、それ以後は真隆の筆蹟に変わつており、宝曆五年以前の伝記にも真隆の書入れが見える。したがつて本来は、慧琛が諦忍伝を書きこうとしたが寂したため、真隆がその後を引続いて書き加え、補つて一冊にしたものであろう。そして、諦忍が示寂する一年前の天明五年迄の伝記で終つており、その後に覚玄編の「八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜」が入り、さらにその後に、真隆が書いた諦忍の遺偈など辞世の一紙がある。これは、覚玄が「八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜」を綴る際、誤つて最後になつたものか、「八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜」と共に本書を綴る際、後人が誤つたものかは不詳である。

### (2) 諦忍和上行業記

本書は、細野忠陳著『津の仏家雜纂』に所収している。

本書の写本は、名古屋市鶴舞中央図書館蔵の名古屋市史編纂資料にあるが、鶴舞図書館本の末尾に「右は神宮文庫所蔵なる要焉細野忠陳の自筆本、仏家雜纂の二、三、四、六、七、八、九、十より抄出するるものなり。……明治十四年二月九日一校畢る 名古屋市史編纂係」とあり、原本は神宮文庫所蔵本である。そこで神宮文庫にある本書を

みると、『津の仏家雜纂九』に所収しており、九丁用いらされている。神宮文庫本は細野忠陳自筆で、書写年次は明確でないが、他の書写資料から天保二年頃の書写と考えられ、『津の仏家雜纂九』は縦二十四・二厘、横十七・一厘、茶表紙で五十六丁ある。したがつて原本の神宮文庫本によつて考えると、本書は上下二巻に分れ、下巻は明和五年以後示寂する迄の伝記になつてゐる。編者は巻首にみえないが、末尾に「法兄嚴和上雖有此挙不果而帰寂矣予雖不似今歲當師三十七之遠忌為報恩聊錄之授同志已尔云」末弟仮名乞士光謹誌」とあり、嚴和上すなわち真隆実嚴が編してゐたが示寂したので、諦忍の三十七回忌報恩供養のために、光すなわち英旭謙光が、引続いて書き同志に授けたものである。諦忍の三十七回忌、文政五年（一八一二）にまとめられたものであらう。

### (3) 諦忍和上行牒記

本書は、八事文庫に蔵されていない。だが、尾崎久弥氏は本書を、興正寺で見ていたようである。それは、氏の『徳川宗春年譜』（昭和三十二年八月、名古屋市文化財叢書第十二号）の附録資料編で紹介されており、それによれば甲乙二冊本で、原本は興正寺宝庫蔵となつてゐる。尾崎

氏は、本書から抜書きして徳川宗春と諦忍の関係を考察しているが、解題に「右の諦忍和上行牒記は甲乙二冊、諦忍一代記なり。諦忍三十七遠忌にあたり、末弟仮名乞士光謹誌とある。」といわれ、諦忍の三十七回忌に、英旭謙光が書いたものである。この点は、『津の満仏家雜纂』所収の「諦忍和上行業記」の末文と同旨であり、同一書かとも考えられる。そこで、尾崎氏が抜書きした年次を「諦忍和上行業記」と対照してみると異なった文であり、同一書と考えられない。抄出した年次は享保十九年春、寛保二年三月、宝暦十二年六月、同十三年九月、安永四年五月、同九年九月の六ヶ所であったが、本書は現在八事文庫に蔵していないため、原文を見ることができず不詳であるが、「諦忍和上行業記」と本書は、英旭謙光という同一編者によつているため、文は異なつても同旨の内容であると考えられる。

#### (4) 八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜

本書は、成瀬賢秀氏が鷺尾博士へ紹介したもので、「諦忍律師の伝」(明治三十三年十月「仏教」第一六六号)において翻刻されている。しかし全文ではなく、しかも平仮名交り文に書き改められ、表題も「八事山遍照院興正寺諦忍和尚略年譜」と改められている。そして誤植もかなり見え

る。したがつて、新たに本書の内容や形態などを説明してみると、(1)八事山諦忍和尚年譜と共に合冊になつており、四丁で漢字片仮名交り文である。末尾に「右ハ山口県長門国豊浦郡小月上街日新社ニ於テ諸大徳ノ伝ヲ編輯セントスルノ意ヲ發シ師カ履歴ヲ報導センコラ乞フニ依リ前書ヲ本譜ヨリ抄出シ該社ニ授与スルモノナリ。明治十八年乙酉三月第十四世茲薦梅村覚玄識」とあり、明治十八年三月に興正寺十四世慈宝覚玄が山口県豊浦郡の日新社で、諸大徳の伝記を編纂する際、諦忍伝の依頼があり、「八事山諦忍和尚年譜」より抄出して、日新社に授与したものであることが明らかである。また「八事山諦忍和尚年譜」は、天明五年迄の記事で終つているが、本書は天明六年六月十日に遷化したことなどが追加されている。なお本書の写が八事文庫文書二四七〇の「雜錄」にもあり、それによれば本文の後に「時ニ同年六月十日則チ律師ノ一百年ノ忌辰ニ当レルヲ機縁トシ本譜ヨリ抄出シタルヲ書写而以テ衆ニ施耳セシコトヲ謀……右遠忌中法要事ヲ記先初日旧六月四日開白第一道場莊嚴ハ左之通り……」といい、同年すなわち明治十八年は諦忍の百回忌であり、本書により多くの人へ諦忍を紹介しようとしたことが考えられ、また遠忌法要の次第

も明らかになるのである。

ところで本書は、諦忍の行歴を二十年次のみ取上げ、授業師や修行、学問歴などが明らかになるが、特に享保二十年、延享四年、明和八年、安永二年の四年次は、諦忍の亡霊解脱、病愈、請雨の法、除疫などの神通力を有する点が取上げられ、「八事山諦忍和尚年譜」を簡略化しただけであるが、諦忍の靈力や庶民信仰に対してポイントを置く点に特徴がみられるのである。

#### (5) 諦忍和上伝（仮題）

本書は一冊本で二十四丁ある。寸法は縦二十四・三纏、横十七・二纏、外内題共になく、筆者が内容から仮題を付したものである。八事文庫に所蔵しており、漢字平仮名交り文である。内容は、宝永二年に諦忍が生誕したことから安永五年正月迄の伝記が書かれ、第二丁右に「しかるに和上遷化の後星霜五十年を歴て教化の跡人漸く是をそらんせず。若誌して後代に伝へば誰か賢を見てひとしからん事を思はんや師の行状年譜法兄惠深并真隆師等是を編集すしかるに皆漢字を以誌故愚蒙の見易きにあらず然る則は其跡悉会し難く具に知れがたし若通曉せんば利益も亦薄からん懷ひ爰におよぶ故に不肖を顧ず國字に訳す微意是にあり。」とあり、諦忍示寂より五十年後の天保六年（一八三五）以後、漢文で書かれた「八事山諦忍和尚年譜」に対し、仮名交り

文で理解し易い伝記をまとめたことが明らかである。しかし、「八事山諦忍和尚年譜」と対照すると、本書の方がより詳しく記されており、「八事山諦忍和尚年譜」の書下しと考ることとはできない。なお著者は、享保二十年の項に「委しき事追て拾遺に記す梓行を待て読給へ」というように、諦忍の亡霊得脱、雨乞い、病氣平愈などを説く「拾遺」も著わしたことが明らかであるが、現在は不詳である。また所蔵不明の「諦忍和上行牒記」を、尾崎氏の「徳川宗春年譜考」に引用された所と対照しても、本書は「諦忍和上行牒記」の本文ではない。さらに「八事山第五世和尚行業記 下巻」の宝暦七年から安永五年迄を対照しても、同書とはい難いものである。

#### (6) 八事山第五世和尚行業記 下巻

本書は八事文庫に所蔵しており、縦二十四・八纏、横十七・三纏、五十一丁ある。表題は「八事山第五世和尚行業記 下巻」とあり、引続き、「自宝暦七年 至天明六年入寂迄」とあって、内容は宝暦七年春正月から天明六年六月入寂迄のことがある。漢字平仮名交り文であり、著書年次や筆者は不詳。「諦忍和上行業記」と似た題のため対照してみると、本書は下巻として宝暦七年以後の伝記である

が、「諦忍和上行業記」の下巻は明和五年以後であり、しかも末尾に諦忍三十七回忌のために英旭謙光が記したことがみえるが、本書に識語はない。「諦忍和上行業記」と年次の解説を対照すると、本書の方がより詳細な伝記であり、例えば、宝暦七年の「觀音和讚」の割注に「同所加藤某の母棄財印刻して世に流布するに年をへて其印判紛失す」とあり、文政五年以後に本書の成立したことが明らかであり、しかも所々に正訂正や書入れがあり、「八事山諦忍和尚年譜」や「諦忍和上行業記」より後に書かれたものと考えられる。

#### (7) 諦忍大和尚行状記 坤

本書は八事文庫に所蔵しており、縦二十四・三糢、横十七糢、二十丁である。表題に「諦忍大和尚行状記 坤」とあり、漢字平仮名交り文で著書年次や筆者も不詳、しかし安永八年の割注に、「此事は正しく彼に在て見聞せし故委く拾遺に記す」とか、同年に「師の没後既に五十年に及へとも靈驗是新也」とあり、諦忍示寂後五十年経たものであり、「諦忍和上伝」に「拾遺に記す」という点から、「諦忍和上伝」と同年次頃に書かれたものと考えられる。なお内容は安永五年二月十五日より天明六年六月十日迄のことが書かれており、八事文庫文書一六五七にも同じ伝記がみえ

るが、天明四年迄で終っている。他の伝記資料と対照する、同文はみえず異なった系統における伝記資料であろう。以上、諦忍伝研究の資料として七種の資料について簡単に検討を加えたが、これらの資料の中、(1)八事山諦忍和尚年譜は、諦忍に隨身した慧琛と諦忍の弟子真隆が編したものため、諦忍伝の第一資料であることは明らかである。(2)諦忍和上行業記と(3)諦忍和上行牒記は、ともに英旭謙光が真隆の編したものと増訂し引続いて記したものであり、資料的価値は(1)と同様高いものといえよう。しかし(3)は所蔵不明のため詳細な検討を加えることができない。(4)八事山遍照院興正律寺諦忍和尚略譜は「八事山諦忍和尚年譜」の抄出であり、編年次が最も新しいため第二次資料ともいえる。(5)諦忍和上伝は諦忍示寂五十年後、伝記を書下し文に試みたもので重要な価値があろう。(6)八事山第五世和尚行業記下巻は宝暦七年以後、(7)諦忍大和尚行状記坤は安永五年二月以後の行状が漢字平仮名交り文で書かれている所から(5)と同様に特異な資料的価値がある。したがって、所蔵不明の(3)と第二次資料の(4)を除いた他の資料に共通する年次の行状対照表を作成することにより、各資料の特質を極めて鮮明に理解することができよう。

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
門人慧琛 真隆 同編	師諱妙竜字諦忍別自號空華子為人穎悟	華子と号す美濃加茂郡山上村の人父の仙石氏	忠統姓源仙石前守秀久八	夫以本師釈尊無勝莊嚴の土より此濁惡の忍士に入非生に現生し阿輪迦の花忽に開き御在世	
秀拔卓有英氣研摩淨教旁探台教及教外別伝之旨悉到其壺	毘尼究討瑜伽洞徹	山上村の人父の仙石氏	田讚州高松寺の城主となり越上と称す秀吉公に仕へて信州上守に任す其次勇忠澄美濃国を起し郷土となりてより師の父忠統に至て七代其繁昌せり母は同國兼山の里磯貝氏の女なり磯貝氏の先に仕へて世母懷妊してより五辛肉食を絶普門品を誦し生所の児男なら利物以為己任是故四輩靡然嚮化固末世之	八十慈雲普く群迷を覆ひし化縁既に尽て雙樹に滅を示し本土に還り給得共正法盛にして救世の薩埵交る々世に出法の証を伝へて支那より吾秋津州におよぼし聖徳の皇太子大悲の應現として仏法を扶桑に興隆在せしより已來宗々の高僧番々に群類を渡し有勢の薩埵替る	
光明幢也					

替る迷徒を導き末法万  
年の今におよべ共金仙  
子の道尚明らか也爰に  
吾親教師諦忍和上の応  
世を尋るに利益誠に難  
思儀なり抑師の人とな  
り穎悟秀抜にして卓乎  
として英氣あり毘尼を  
研磨し瑜伽を究討し淨  
教を洞徹し亦台教及教  
外の旨を極め悉く其壺  
奥に至り大凡一代藏教  
及諸氏百家書涉獵該貫  
して其涯涘を究すと云  
ふ事なし平日実踐实行  
堅く律制を護り大に世  
の浮華に走る事を悲み

年号	八事山諦忍和尚年譜
諦忍和上行業記	行八事山業記第五世和尚
諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
諦忍和上伝（仮題）	且智弁に富弘法利人已 か任とす是故に四輩靡 然として化に嚮固に末 世の光明幢なりしかる に和上遷化の後星霜五 十年をへて教化の跡人 漸く是をそらんせず若 誌して後代に伝へすは 誰か賢を見てひとし からん事を思はんや
諦忍和上伝（仮題）	師の行状年譜法兄惠深并真隆 師等是を編集すしきるに皆漢 字を以詒故愚蒙の見易きにあ らす然る則は其跡悉会し難 く具にしれかたし若通曉せ んは利益も亦薄からん懷ひ爰 におよぶ故に不肖を顧す 國字に訳す微意是にあり ここに師の家繼を尋る に其祖仙石越前秀久師は 守

末葉なり秀久始め濃州より出  
て仙石権兵衛と号す閔白秀吉  
公に仕へて信州上田讃州高松  
等の城主をへて後越前守に住  
す其次男忠澄は古郷美濃国に  
帰て山上村に居し農業を以て  
家を起し代々庄官として師の  
父忠統に至て七代其家繁昌せ  
り師の父忠統後法体して  
幽仙と号す

母は同國兼山の里其先  
州に仕へ磯貝氏の女なり  
名家の由

幼少より深く観世音に  
帰依あり候て忠統に嫁  
してより以後も大悲の  
応護を禱らるる事増々  
懈らす或時清淨法蓮花  
を執と夢見て師を懷妊  
す仍て其宿植徳本の児  
なる事を知る其後母誓  
て酒肉五辛を断ち日々  
普門品を誦する事三卷

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行八事山業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
宝永二年 (一七〇五)	宝永二年乙酉六月廿二日誕于濃州加茂□ □□邑父仙石忠統母磯谷氏仙石越前守秀久 □□仕閼白秀吉公信 州上田城□	宝永二年六月廿二日 <small>或日廿一日</small> 母なやむ事なくして出生す			
宝永二年六月廿一日母公恼む事なく安祥として玉の如くなる男子出生す父母の悦ひ譬るに物なし則ち児を清浄に浴し兼て誓ひし如く本尊に奉るへしと淨衣に包み仏前に捧け此子大		宝号を称る事万声誓願して云く此児若男子ならは必ず薩埵に奉り出家と成すへし願はくは衆生を濟渡し宝所に到らしむる導師と成るへき智子を授け給はれと既に十月満足して		宝号を称る事万声誓願して云く此児若男子ならは必ず薩埵に奉り出家と成すへし願はくは衆生を濟渡し宝所に到らしむる導師と成るへき智子を授け給はれと既に十月満足して	
		宝永二年六月廿一日母公恼む事なく安祥として玉の如くなる男子出生す父母の悦ひ譬るに物なし則ち児を清浄に浴し兼て誓ひし如く本尊に奉るへしと淨衣に包み仏前に捧け此子大			

士の御子となし給へと

至誠に誓約あり是より以

後も母公

尚左辛酒肉を断児も終に肉辛  
等を食せしめす故に師生涯肉辛

辛味等の味をしらす

と常に語り給ひき

竹馬の歎をあくるよは  
ひより其性賢く盛長に  
したがひ余童に異り英  
悟発明凡類に非す光陰

出し

宝永三年	三年丙戌
宝永四年	四年丁亥
宝永五年	五年戊子
宝永六年	六年己丑
宝永七年	七年庚寅
(一七〇九)	
(一七〇八)	
(一七〇七)	
(一七〇六)	
宝永三年	

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
正徳元年 (一七一二)	正徳元年辛卯五月三日 七歳始登 <sup>テ</sup> 同州可児郡 兼山村龜福山神照寺 <sup>ニ</sup> 拝院主檀道 <sup>ヲ</sup> 受 <sup>ク</sup> 業 <sup>ヲ</sup> ゆ忠師檀の約あるによ りてなり	正徳元年辛卯師七歳兼 山神照寺檀道律師に見 る			
正徳二年 (一七一二)	二年壬辰				
正徳三年 (一七一三)	三年癸巳六月五日剃染 得度号 <sup>ス</sup> 諦忍、年九歳	三年癸巳六月五日剃染 月三日師九歳にして剃	八年を過て三年癸巳六		
			行業記下卷		
				移り正徳元年辛卯師年 七歳同國兼山郷に檀道 律師と云へる持律堅固 の碩德在す殊に忠統の師 父師檀の因ありければ 父母児を誘ふて彼師の 許に至り道公と対面し 宿志を演へ子をして弟 子の礼をなさしむ道公 一看して児の相の餘に 異なるを称し一子を観 か如く三年を過て	
正徳三年癸巳六月三日 師年九歳得度有て字は					

髪得度字は諦忍諱を円妙といふ 四書五經を  
讀て暗誦に至る

享保元年 (一七一六)	正徳五年 (一七一五)	正徳四年 (一七一四)	正徳五年 (一七一五)	同五年 教戒律を習は しむ三教指揮等の句読 を習ふ師戒珠を輝さん と誓ふ	同五年 師教誠律儀を習 ひ此時忽ち志を發し戒 珠を暉さんと誓はる	諦忍諱を円妙と給ふ道 公師に先四書五教等の 書を讀しむるに一を聞 て十を知り元より秀逸 の才なれば水の流るる よりも速にして幾はく ならざるにみな闇誦す るに至る
享保元年丙申春三月同 州武儀郡竜王山三光寺 戒龍律師開灌頂壇召	五年乙未習讃教誠律 儀三教指揮等句読	四年甲午習讃四書五 經等句讀	同五年 教戒律を習は しむ三教指揮等の句読 を習ふ師戒珠を輝さん と誓ふ	同五年 師教誠律儀を習 ひ此時忽ち志を發し戒 珠を暉さんと誓はる	同五年 師教誠律儀を習 ひ此時忽ち志を發し戒 珠を暉さんと誓はる	諦忍諱を円妙と給ふ道 公師に先四書五教等の 書を讀しむるに一を聞 て十を知り元より秀逸 の才なれば水の流るる よりも速にして幾はく ならざるにみな闇誦す るに至る
享保元年申三月十二歳 同國武儀郡竜王山三光 院戒龍師に詣て灌頂壇 を開ける師の秀逸	同保元師年拾二歳同國 三光院に於て戒龍律師 灌頂壇を開ける師の秀逸	同保元師年拾二歳同國 三光院に於て戒龍律師 灌頂壇を開ける師の秀逸	同保元師年拾二歳同國 三光院に於て戒龍律師 灌頂壇を開ける師の秀逸	同保元師年拾二歳同國 三光院に於て戒龍律師 灌頂壇を開ける師の秀逸	同保元師年拾二歳同國 三光院に於て戒龍律師 灌頂壇を開ける師の秀逸	諦忍諱を円妙と給ふ道 公師に先四書五教等の 書を讀しむるに一を聞 て十を知り元より秀逸 の才なれば水の流るる よりも速にして幾はく ならざるにみな闇誦す るに至る

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
享保二年 (一七一七)	為侍者二十時十二歳 二年丁酉就山上村西 禪寺主祖郁首座開古 文真宝之講師就聞之 三年戊戌二月從伊川 村常光寺主中堂和尚 講起信論註疏師就聞之	を開くを聞いて詣り拝す 竜師召て侍者とす 同二年古郷山ノ上西禪 寺祖郁首座に就て古文 の講を聞	を開くを聞いて詣り拝す 竜師召て侍者とす 同二年古郷山ノ上西禪 寺祖郁首座に就て古文 の講を聞	夫より古郷に帰り祖郁 師に就て五教古文等の 講を聞	を開くを聞いて詣り拝す 竜師召て侍者とす 同二年古郷山ノ上西禪 寺祖郁首座に就て古文 の講を聞
享保三年 (一七一八)	○五月夕田村長安寺主 岱梁和尚講戒本宗要 及梵網古迹記一師就聞 之岱梁見師氣宇不一 作詩与之予期其遠 大其詩日顯脱氣宇彰 此歲光風霧月点無塵 才滿釜洞驚歎我	同年伊川村常光寺主中 堂和尚に就て起信論疏 の講を聞	同年伊川村常光寺主中 堂和尚に就て起信論疏 の講を聞	夫より古郷に帰り祖郁 師に就て五教古文等の 講を聞	夫より古郷に帰り祖郁 師に就て五教古文等の 講を聞
	同三年戊午五月同郡夕田 鄉長安寺主岱梁和尚起 信論の疏を講 師日に 行て聴し続て戒本宗要 梵網古跡等の講を聞	長安寺夕田村岱梁師に 起信論等の講を聞羊腸 たる山路一里余迅風雷 雨すと言へ共一席を欠 るなし人皆其幼年にし て学に勇むを称しける 続て戒品宗要等の講を 聞かる宿習の発する所	長安寺夕田村岱梁師に 起信論等の講を聞羊腸 たる山路一里余迅風雷 雨すと言へ共一席を欠 るなし人皆其幼年にし て学に勇むを称しける 続て戒品宗要等の講を 聞かる宿習の発する所	夫より古郷に帰り祖郁 師に就て五教古文等の 講を聞	夫より古郷に帰り祖郁 師に就て五教古文等の 講を聞

享保四年 (一七一九)		名秀兼山一壓絶功 類磨軛一何所レ作力勞 塵払ニ為レ誰振正思興法 忠時既到待見英雄救ニ 苦倫識者称梁公所レ 期不懲云
薩戒於本師一		○九月廿一日分受菩薩戒於本師一
四年己亥三月廿一起 首至レ冬修三行十八契		九月兼山に帰て本師に就て菩薩戒を分受す
印金剛界胎藏界不動護 摩法時十五歳		同四年己亥師年十五三月廿一日四度行法を修するの開白す統て十八道金台護摩供迄伝法二百余日事故なく結願す
五年庚子二月本州名護 屋天王房果祐法印請 秘藏宝鑰師就聞之誓		同五年尾張に至り天王坊果祐法印の宝鑰の講を聞誓願寺謙芳師の百法の講を聴暇日大
同五年師年十六歳尾府天 王坊にて果祐法印に 十巻鈔等の講を聞師講の 暇友に誘れ同國大塚性海寺に 至り時に彼寺の主人師の友才に		四度行法を修せらる 〔師年拾五歳自護摩次第 を書せらるに今存す〕

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○七月上 <sub>ニ</sub> 洛陽 <sub>ニ</sub> 就 <sub>ニ</sub> 中	明門論解轉攷及西谷名 目 <sub>ヲ</sub> 師又就聞 <sub>ク</sub> 之	塚性海寺に遊び席上詩 を賦す			
○十二月往 <sub>テ</sub> 攝州 <sub>シ</sub> 礼 <sub>ニ</sub>	島浮山先生 <sub>ニ</sub> 聞 <sub>ニ</sub> 毛詩周易左伝四書三体詩杜律等講 <sub>ヲ</sub> 從 <sub>ニ</sub> 河陽通玄律師 <sub>ヲ</sub> 聞 <sub>ニ</sub> 法華会義講 <sub>ヲ</sub>	同年七月京師に上り寓居して中島先生に就て 講を聴くり寓する家に処女ある處女深く恨る色あり師不顧 京を去て河陽に至り通玄師に隨て法華会義の 講を聞	同年七月京師に上り寓居して中島先生に就て 講を聴くり寓する家に処女ある處女深く恨る色あり師不顧 京を去て河陽に至り通玄師に隨て法華会義の 講を聞	なるを見て師に謂て云く汝の才を以て本山に掛錫し官僧となるは初瀬智山の質主たらん事いと易かるへし以何と思へる師辭して云く某當て出世の望なし別に一事の胸中にせまるありと院主の云く何等之事師殿中に安置せる大師の尊像を指して吾かくの如く成て群生を度せんのみと主人其意を知て黙して止みぬ	なるを見て師に謂て云く汝の才を以て本山に掛錫し官僧となるは初瀬智山の質主たらん事いと易かるへし以何と思へる師辭して云く某當て出世の望なし別に一事の胸中にせまるありと院主の云く何等之事師殿中に安置せる大師の尊像を指して吾かくの如く成て群生を度せんのみと主人其意を知て黙して止みぬ
同年冬高野山に登て大					
野山に登り明泉院に越て					

<p>四天王寺<sup>ヲ</sup>詣<sup>ニ</sup>住吉明 神<sup>ヲ</sup>登<sup>ニ</sup>高野山<sup>ニ</sup>寓<sup>ニ</sup>連華 谷明泉院<sup>ニ</sup>越<sup>レ</sup>歲<sup>ヲ</sup></p> <p>享保六年 (一七二一)</p> <p>六年辛丑正月下<sup>テ</sup>高野 山<sup>ヲ</sup>赴<sup>ク</sup>洛<sup>ニ</sup></p> <p>○二月聞<sup>ミ</sup>義瑞律師講<sup>スルヲ</sup> 法華入疏於洛東六波羅 蜜寺<sup>ニ</sup></p> <p>○七月檀道師入<sup>ニ</sup>当山<sup>ニ</sup> 謁<sup>メ</sup>方丈點阿和上<sup>ニ</sup>曰予 所<sup>ニ</sup>剃度<sup>スル</sup>小子諦忍雖<sup>ニ</sup> 不肖<sup>一</sup>願捨<sup>テ</sup>為<sup>ニ</sup>師之 弟子<sup>ト</sup>時早<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>点頭<sup>ニ</sup>則<sup>チ</sup> 遠送<sup>レ</sup>使<sup>ス</sup>論<sup>ニ</sup>其旨<sup>ヲ</sup>於<sup>ノ</sup>洛<sup>ニ</sup>寓<sup>ル</sup> 居<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>茲伴<sup>テ</sup>使<sup>ニ</sup>而<sup>ル</sup></p>	<p>師入定の靈地を拝し蓮 華谷明泉院にて越年す</p> <p>昇風に弘法大師十喻の詩を草 書するあり師これを説是より 文珠と称 しけり</p> <p>同六年高野山を下て又 京に入り三井の義瑞師 の六原に於て法花入疏 の講を聞</p> <p>翌丑春野山を下て京に 至り義瑞師之法花入疏 の講を聞(是より尚信心增長 を需らる)</p> <p>同年七月檀道師尾張の 八事山に登て貫主忍海 和上道師受具の和上当山に 第二世現住諱は點阿に 謂て師を海公に付す海 公京に使を送て召ふ</p> <p>同年七月剃度の師道公 尾の八事山に登て貫主 忍海和上にま見へ謂て いわく余か徒に諦忍と 云者あり年いまた満さ るに蛟竜の機あり願は くは師として奉らん度 して法眷と成し給へと</p>
---	---

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
尚	○八月入当山之衆	八月尾に来て海公の室に入拝して受業の師とす海公師の得て竜珠 <small>をカ</small> を得たこととして妙竜と名く	道公師を供なつて八月八事山に登らる彼独木かけはしあやうく九花色珍しと云へるもかくや有しと貴く則海公	海公點頭有り仍之道公使を京師に就て師を召す師使と共に帰国道公師を供なつて八月八事山に登らる彼独木かけはしあやうく九花色珍しと云へるもかくや有しと貴く則海公	海公點頭有り仍之道公使を京師に就て師を召す師使と共に帰国道公師を供なつて八月八事山に登らる彼独木かけはしあやうく九花色珍しと云へるもかくや有しと貴く則海公
受	○九月八日重受菩薩近住戒於方丈点阿和	同九月海師を戒師として重て菩薩の近住戒を	即時に點阿海公の和上を戒師として重て菩薩近住戒を受且顕密の經衆を学ぶ	即時に點阿海公の和上を戒師として重て菩薩近住戒を受且顕密の經衆を学ぶ	即時に點阿海公の和上を戒師として重て菩薩近住戒を受且顕密の經衆を学ぶ

○十月聞理趣經純秘

海師に理趣經純秘鈔等

鈔講一

享保七年  
(一七二二)

七年壬寅閲藏

同七年春藏經を披閱の願を起し強記にして速に功を終る

頭書

「藏經廣博強記なりといへとも速に功を終るへきに非す此文改むへし」

享保八年  
(一七二三)

八年癸卯八月奉點阿和上命校訂現前分物考

○海師自ら著述の現前分物考を校せしむ

爰に藏經披閱の願を發し強記一兜五行にして速に功を終らる

或時海公自著述の現前分物考を師に校せしむ則拝讀し是を訂して和上に捧らる海公其訂所一々理にかなひ文に応する事を称し給ふを不審へ疑を成す所理も当らずと云事なし人皆感す

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
享保九年 (一七二四)	○十二月患 <sub>テ</sub> 疱瘡既 <sub>ニ</sub> 垂 <sub>レ</sub> 死而漸得 <sub>クタリ</sub> 痊平 <sub>ヲ</sub>	同十二月疱瘡を患て死 に瀕すやうやく此名称 るを益会 得すと云			
九年甲辰二十歳三月七日受 <sub>ク</sub> 和尚 <sub>ニ</sub>	九年甲辰二十歳三月七日初重許可 <sub>ヲ</sub> 和尚 <sub>ニ</sub>	同九年辰三月七日初重許可 <sub>ヲ</sub> 受 <sub>ク</sub> 二十歲 <sub>ニ</sub>			
○三月十六日受 <sub>ク</sub> 伝法受職灌頂於常照和尚 <sub>ニ</sub>	同月十六日伝法灌頂檀に登る受職を常照和尚に受く				
○五月朔日受 <sub>ク</sub> 勤策律儀於點阿和尚 <sub>ニ</sub>	五月勤策律儀を点阿和尚に受く法同沙弥位となる				
○九年八月廿一日忍海和上入寂師諸 <sub>ヲ</sub> 側和上道話白看 <sub>タリ</sub> 曉天自結 <sub>ヲ</sub> 臨終印 <sub>ヲ</sub> 泊然逝手印不 <sub>レ</sub> 亂 <sub>ヲ</sub> 儀如 <sub>レ</sub> 丘留 <sub>ム</sub>	八月海和上老病東山の松林庵に隠遁師看侍一日病を訪ふ者あり珍菓を呈す海師自ら喫し師に与へて喫せしめ海師	翌春伝法灌頂			
同く八月海公老病に依て當山の東嶺に遁し給ふ師是を看し昼夜傍を去らず同十八日海公没後の事を師遺属し終焉	五月求寂律儀を受らる			其年師疱瘡を患死に垂とす漸々愈る事を得 事益々益得ありし也	

龜三日師与諸子押  
悲濡塔和上全身於山  
上七七追福与諸弟子修之

日是實に不但中也汝か  
意に於て如何師頓首し  
て謹に不但中也と海師  
微笑して吾心印を得る  
者はたゞ汝一人也八月  
廿一日海師汎化す

享保十年 (一七二五)	十年乙巳正月上 <sub>テ</sub> 洛陽	同十年師洛に登り華嚴 五教俱舍論述記を潭竜 頌疏唯識論述記於潭竜 和尚 <sub>ニ</sub> 學 <sub>ニ</sub> 大日經疏於實 道闍梨 <sub>ニ</sub> 學 <sub>ニ</sub> 悉曇字記於 心城闍梨 <sub>ニ</sub> 學 <sub>ニ</sub> 因明於本 を本秀大德に伝へ行事	同十年師洛に登り華嚴 五教俱舍唯識論述記を潭 竜和尚に学ひ大日經疏 を実道闍梨に学ひ悉曇 を心城闍梨に受け因明 を本秀大德に伝へ行事	近にありと云て湛然と して三昧に入か如し廿 一日に至大師入定の日 手に縛印を結ひ <sub>モ</sub> を称 し泊然として逝し給ふ 維時享保九年秋八月廿 一日也尊儀如常手印乱 れす <sub>棺を留る事三ヶ日</sub> 僧俗の輩に 拝せしめ開山和上の墓 所の傍に塔し中陰の法 会如在の礼を尽せれき 同十年春正月師洛に上 り華嚴俱舍唯識を潭竜 師に学ひ大日經疏を実 道闍梨に学ひ悉曇を心 城師に受け印明を秀本 大德に伝へ行事鈔を禪
----------------	-------------------------	---	---	---

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
(一七二六) 享保十一年	秀闇梨一學三行事鈔於禪 龍律師	鈔を禪龍律師に学ひ益々 奥律の志切なり	同十一年春三井の旁に寓居して義瑞和上の法花 華略疏を講を聞。本師道	竜律徳に学ひ益々奥律 の志切なりき	竜律徳に学ひ益々奥律 の志切なりき
十一年丙午江州三井法	明院義瑞律師新製法 華略疏而講之依茲	從正月至十月寓 三井寺側聞之八月 帰当山	公人をして師を訪師詩 を賦して恩を謝す。山 主倫公頻に帰寺を促す	同十一年春三井の旁に 寓居し義瑞師の法華略 疏の講を聞る時に本師 道公人をして師を訪は せらる師一律を賦して 恩を謝し使に囁す	同十一年春三井の旁に 寓居し義瑞師の法華略 疏の講を聞る時に本師 道公人をして師を訪は せらる師一律を賦して 恩を謝し使に囁す
	附使呈	本師和上	寓三井寺聽講之日		
担簾負笈千山外 為法何辭聲万辛 窓下開書頻遺夏 講筵聞妙亦逢春 慈顏阻絕既經年					

慕蘭頃來堪傷神

湖面秋風吹到日

片帆帰去問天真

師元來清貧一錢の資無  
し朝に行乞し畠中に飯  
を炊しき其間も書を閲  
かす午後聽するに一字  
一句も空しく耳を過さ  
す夜は燈臺も無れば井  
戸の車の古きを拾ひ竹  
を以て柱とし其上に油  
皿を置て読書せらる人  
共困究を痛み錢財を与  
れ共辞して更に是を受  
けず困を忍んて修學有  
しどかや

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
享保十二年 (一七二七)	十二年丁未為建立輪藏幹事	同十二年春帰寺倫公輪藏建立の事を師に任す	享保十二年山に帰らる貴主高倫和上と云師強直を奇として輪藏興隆の幹事たらしむ固辞され共許されす止事を得すして命に順ひ是を經營し数月ならざるに造畢す	享保十二年山に帰らる貴主高倫和上と云師強直を奇として輪藏興隆の幹事たらしむ固辞され共許されす止事を得すして命に順ひ是を經營し数月ならざるに造畢す依て師強て幹を辞し	享保十二年山に帰らる貴主高倫和上と云師強直を奇として輪藏興隆の幹事たらしむ固辞され共許されす止事を得すして命に順ひ是を經營し数月ならざるに造畢す依て師強て幹を辞し
具前行	○十月入静室修受	同年十月静室に籠居して受具の前行を修す	静室に籠居し進具の前行を修せらる	静室に籠居し進具の前行を修せらる	静室に籠居し進具の前行を修せらる
十三年正月十一日	紅波梨色不二の亦陀尊の像を本尊とする好相數々ありしかとも秘して語らす	同年十月静室に籠居して受具の前行を修す	紅波梨色不二の亦陀尊を本尊千時好相しはしありしかとも秘して人に語られさりき好相有しとする受戒の和上のみ了知ありける	紅波梨色不二の亦陀尊を本尊千時好相しはしありしかとも秘して人に語られさりき好相有しとする受戒の和上のみ了知ありける	紅波梨色不二の亦陀尊を本尊千時好相しはしありしかとも秘して人に語られさりき好相有しとする受戒の和上のみ了知ありける
同十三年正月十一日巳					
享保十三年 十三年戊申正月十一日					

歳

上分倫師龜子道公等を

証明として自誓得戒  
異香堂に満つ年正に廿四歳也甘露の門即開け戒珠忽  
光を発す爰に於て始て

律師と称す

## ○五月伝受小野流諸

尊法於常照和尚

五月常照和尚三世當山就  
て小野一流地藏院諸尊

法を受

○六月受淨土鎮西白  
旗流璽書於常照和尚

號雲蓮社

六月淨土鎮西白旗五重

の璽書等を同師に受け

則雲蓮社と號す是より自

名を以當寺開山より律

則行化他稱

兼行を本宗とし真言は

野澤西流を傳へ淨土は

已の上分に三師を高倫

大龜師檀道和上倫  
師の三人證明として自

誓得戒異香堂に満つ年正に廿

四歳甘露の門即ち開け

戒珠忽ちに光を発す謳

に末世の光明幢なりと

人皆隨喜せり爰に於始

て律師と称す

同五月常照和尚山主倫公の諱なり小野一流地藏院皆傳

道教方

重等の璽書を同師に受

同六月淨土鎮西白旗五

く則ち雲蓮社と號す

是より已後自行化他稱名を以

て主とせらる元來當寺開山以

來開山天瑞和上範則として

を以て本宗とし南都興正菩薩

を流祖として大小兼行し真言

は野澤西流を傳へ淨土は鎮西

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下卷	諦忍大和尚行状記	諦忍和上伝（仮題）
享保十四年 (一七二九)	十四年己酉八月於濃州信友村遍照院講普門品依檀道和尚命也	同十四年道公の求に依て濃州信友遍照院(道公是に住にて普門品を講す其帰路細目村東光寺に至て一宿一律を賦す	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式也	鎮西西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式
享保十五年 (一七三〇)	十五年庚戌二月依常照和上需講法華一如新註	同十五年貫主倫公の需に依て一山衆徒の為に法花一如の註疏を講ず	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式
享保十六年 (一七三一)	同十六年三月法兄大龜師法弟高賢元清等と伴て上京先徳の古跡古仏	同十五年二月徒弟等の為法花一如の註疏を講せらる古人未発の蘊奥を演説有しかば諸人皆感称に絶ざりき	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式	西山を兼学し自利々他其宜に従て化を施す是当山の法式

享保十七年  
(一七三三)

十六年辛亥九月應<sub>ニ</sub>衆  
請<sub>ニ</sub>講<sub>ス</sub>秘藏宝鑰纂解<sub>ヲ</sub>

の靈場を拝す

同八年衆の為に秘藏宝  
鑰の纂解を講す

十七年壬子三月受<sub>ニ</sub>小  
野地藏院流二重三重等  
印可於常照和尚<sub>ニ</sub>受<sub>ニ</sub>廣  
可於大龜和尚<sub>ニ</sub>

同十八年子三月地藏院  
流秘決常照和尚に皆伝  
し続て廣沢西流の印信

同保寿院一流を大龜師  
に受得し

○三月十二日作<sub>ル</sub>伝法  
灌頂大阿闍梨<sub>ト</sub>授<sub>ニ</sub>法<sub>ヲ</sub>於  
五人<sub>一</sub>

同月師大阿闍梨として  
伝法灌頂檀を建度者五  
人

\*年、月の誤写か  
※八、七の誤写か

○八月撰<sub>ニ</sub>弥陀如來和  
讀一章<sub>ヲ</sub>

同八月弥陀和讀一章を  
撰し廣く念佛門を弘通  
す後に集註一部を述て  
是を解す皆世に行はる

同十八年廣沢<sub>保寿院</sub>  
西ノ院両  
流傳受有りて

同三月師を大阿闍梨と  
して伝法灌頂檀を建度  
者五人結縁衆數十人爰  
に於て大に密法を興隆  
あり  
同年秋弥陀和讀一章を  
選して盛に念佛門を弘  
通あり<sub>和讀今世に流布して</sub>  
<sub>児女に至る乞闍誦して</sub>  
益を得て大に

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
享保十八年 (一七三三)	○九月巡 <sub>テ</sub> 本州知多郡 古見妙樂寺大野濟年寺 常滑天沢院内海大御堂 寺窟觀音 <sub>ヲ</sub> 從 <sub>レ</sub> 此截 <sub>キリ</sub> 海 直入 <sub>ニ</sub> 伊勢 <sub>ニ</sub> 礼 <sub>メ</sub> 内外宮 及松坂伊浮田寺 <sub>ヲ</sub> 而帰	十八年癸丑八月濃州老母病 <sub>シテ</sub> 癆 <sub>ヲ</sub> 師急行見 <sub>レ</sub> 之 老母喜 <sub>コト</sub> 之甚既而廿二日 夜溘然長逝終 <sub>ニ</sub> 四七 日 <sub>一</sub> 而還 <sub>ル</sub> 至 <sub>ニ</sub> 四十九日 <sub>一</sub> 不斷修 <sub>ヘス</sub> 追福法要 <sub>ヲ</sub>	同十八年八月十九日母の病を聞て郷に帰て看侍す廿二日夜母没す四 七日を過て帰山す	同年八月十九日師の母病危きよしを告る□師元來至孝なり大に驚き十五里の道を一夜に馳て是を見る妣大に悦て往生の要を聞き歎喜に絶へす師の尽孝を怡悦して称名の外他なし廿一日より更に余語を交へす廿二日の夜に至て	

享保十九年  
(一七三四)

十九年甲寅俗年三十歲

同十九年当山四世大龜  
和上病に依て寺務を辞

五月官命によりて当山  
第五の法席を嗣時に年

三十歲

享保十九年仍君命當

称名と共に寂靜として  
往生せらる瑞あり是を見る 師獨 師  
悲喜交感涙をおさへて  
送葬の礼を尽し中陰追  
薦没後の孝養最も深切  
なり

四世大龜師病に依て退院有  
ふり仍て当師元来世務に意無  
と雖國君の命と云 旦は興法為  
人徳衆を都給ふしかる間益々  
密幃律法念仏 門興隆あり 于時府下の  
儒子松平秀雲と云 太郎は

諦忍律師伝の研究（川口）

年号 八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○九月撰 <sub>ス</sub> 三座右宝鑑 <sub>一</sub> 二十年乙卯三月修 <sub>ス</sub> 開	行業記下卷			
同廿年開山和上十七回				
享保二十年春三月開山 かやうに來賀する人其 数記に暇あらす 榕葉中俱君無二物滿 目但松風	移錫東林寺清標 歛遠公懸灯照冥 暗揮塵証円融鵠 宿盡牕外竜蟠鉄 鉢中來論一乘法 趺坐對松風 師次員 答之 春色映林下來遊有謝 公論文幽興遠投轄衿 懷融雨籠竹枝際雲封			

(一七三五)

忌法会

山和尚十七回法会撰  
開山和上行業記及事山志

○八月撰<sub>ス</sub>三衣寸法記

○九月邦君侍臣渡辺某妻死其靈

九月藩士某氏の妻の亡  
靈を鎮す

妻死其靈□日現形來  
屢惱<sub>レ</sub>後妻<sub>ヲ</sub>渡辺某憂<sub>チ</sub>  
之百計<sub>スレトモシ</sub>無<sub>レ</sub>驗遂來乞<sub>ニテ</sub>  
法救<sub>ヲ</sub>則修<sub>ス</sub>亡靈得脫法<sub>ヲ</sub>  
要<sub>ヲ</sub>爾后絕<sub>ソノナテ</sub>蹤不<sub>レ</sub>來

和上瑞十七回報恩忌を修  
し為報恩行狀記を作  
天瑞十七回報恩忌を修  
し為報恩行狀記を作  
師常に三衣寸法の軌に  
違へるを恨む仍之是を  
楷定し記を撰し給ふ  
師の回向に依て亡靈得  
脱の事あり名府に錄二  
千石を領する某氏近き  
て恐れあれは其の亡妻平  
生姓名を誌さす事に  
世執心深かりしが死  
去あつて其日より白昼  
に姿を現し別妻を惱し  
小児を壓殺す祈禱百計  
され共靈去らす今は一  
子ある斗り是も靈の為  
に命を斃んとす密に師

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
元文元年 (一七三六)	元文元年丙辰江州石山寺観音大土開龕四月三日首途先上石山礼大悲像宿密藏院従其穿石間寺躋醍醐山過清水寺詣知恩院到獅子谷宿院主	元文元年辰四月江州石山の観音に詣す翌日岩間寺を穿醍醐山に躋り清水寺に過智恩院に詣し獅子谷に至て宿す院主宝洲上人撰する所の淨業課詞を呈して訂正を乞師一覽して誤を指す	元文四年春師京都獅子ケ谷に至て宝洲師を訪ふ洲に悦て通夜の法は互に厭ひ給ふ事なく	元文四年春師京都獅子ケ谷に至て宝洲師を訪ふ洲に悦て通夜の法は互に厭ひ給ふ事なく	に謁して救ひを求める師諾ありて即時に檀を建得脱の法を修し給ふに盡其夜より不來転迷開悟を得たり委しき事追て拾遺に記す梓行を待て読給へ
誦附錄中以不空三藏	誦附錄中以不空三藏	誦附錄中以不空三藏	誦附錄中以不空三藏	誦附錄中以不空三藏	誦附錄中以不空三藏

所レ撰<sup>スル</sup>舍利札文<sup>ヲ</sup>誤<sup>テ</sup>為<sup>ニ</sup>  
 不空所<sup>レ</sup>訳<sup>スル</sup>者<sup>ト</sup>師因<sup>テシ</sup>  
 示<sup>ス</sup>之<sup>一</sup>上人大喜而改<sup>ニ</sup>  
 刻<sup>スラメ</sup>之<sup>一</sup>出<sup>ニ</sup>獨湛禪師所<sup>レ</sup>  
 戴<sup>ク</sup>三尊寶冠<sup>ヲ</sup>見<sup>セシム</sup>之<sup>有</sup>  
 隨<sup>ク</sup>喜<sup>ハ</sup>偈<sup>一</sup>出<sup>テテ</sup>獅谷<sup>ヲ</sup>到<sup>ニ</sup>北  
 野密嚴院<sup>ニ</sup>宿歷<sup>ニ</sup>妙心  
 寺<sup>ニ</sup>止<sup>リ</sup>愛宕山<sup>ニ</sup>詣<sup>ニ</sup>清涼  
 寺天竜寺<sup>ニ</sup>礼<sup>ハ</sup>東寺<sup>ニ</sup>到<sup>リ</sup>  
 黃檗山<sup>ニ</sup>行<sup>ニ</sup>南都<sup>ニ</sup>禮<sup>ハ</sup>東  
 大寺興福寺元興寺春日  
 神社<sup>ヲ</sup>而赴<sup>キタフノミネニ</sup>談<sup>ハ</sup>詣<sup>ニ</sup>  
 長谷寺<sup>ニ</sup>經<sup>テ</sup>伊賀路<sup>ヲ</sup>而  
 還<sup>ル</sup>

○十月宝洲奇<sup>ヲ</sup>書求<sup>レ</sup>

筆<sup>ニ</sup>貞伝上人念佛利

益伝之跋語<sup>ヲ</sup>師可<sup>レ</sup>之

同年十月宝洲上人奥州  
 貞德上人の念佛利益伝  
 を選して其跋を作らん  
 事を求師これを作りて

指示す 附録の中舍利札文を  
 指示す 以て不空の訳とす是  
 誤なり是は不空三藏尊王塔を  
 挙する時自作せし頌文にして  
 訳にはあらずと初対面なれど  
 も法門中の誤りは黙止給はす  
 訳にはあらずと初対面なれど  
 も法門中の誤りは黙止給はす  
 直に指示有しかば洲上人大に  
 悅んて是謝しそ速に改刻せしめ  
 給ひ時に洲公獨湛禪師

所戴の三尊の宝冠を出  
 して是を見せしめ申さ  
 り師則詩を賦して是を

讀

獅子林中虎角禪

夜來行道戴金仙

高風堪歎還堪慕

何日桐与語宝蓮

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
元文二年 (一七三七)	二年丁巳正月宝洲寄 <small>セテ</small> 曾所撰述 <small>スル</small> 之南都珍海 菩提心集註 <small>ノヲ</small> 求 <small>ム</small> 訂正 <small>ヲ</small> 補 <small>フ</small> 其 <small>ノタ</small> 未 <small>ハラクシ</small> 備 <small>ラバ</small> 甚 <small>タクシ</small> 多 <small>シ</small>	贈れり 同二年丁巳正月宝洲上 人曾て撰する所の珍海 の菩提心集の註を寄せ て訂正を乞	同二年丁巳正月宝洲上 人曾て撰する所の珍海 の菩提心集の註を寄せ て訂正を乞	同二年丁巳正月宝洲上 人曾て撰する所の珍海 の菩提心集の註を寄せ て訂正を乞	贈れり
○五月應 <small>ニ</small> 白林寺門下 惠學妙興寺門下祖群等 請 <small>ニス</small> 講 <small>ス</small> 西谷名目 <small>ヲ</small>	四月十六日より起首し て一百座の弥陀尊法を 修す七月廿六日に至て 結願其中間發願して隨 求の隨身呪一万遍を誦 し十月二日に至て滿願 す同九日より一七日如 意輪の呪十万遍誦満す 五月府下白林寺門下惠 學妙光寺下祖群等の請 によつて台疏を講す	元文二四月初夏より發 願して一百座弥陀法を 修又隨求身呪一万返助 行に修し九月一日より 起首して如意輪尊呪十 万返を誦給ふ併是皆自 陀往生淨土の為に修し 給ふ <small>弥陀如意輪地藏不動 同体の深義更に問</small>	元文二四月初夏より發 願して一百座弥陀法を 修又隨求身呪一万返助 行に修し九月一日より 起首して如意輪尊呪十 万返を誦給ふ併是皆自 陀往生淨土の為に修し 給ふ <small>弥陀如意輪地藏不動 同体の深義更に問</small>	元文二四月初夏より發 願して一百座弥陀法を 修又隨求身呪一万返助 行に修し九月一日より 起首して如意輪尊呪十 万返を誦給ふ併是皆自 陀往生淨土の為に修し 給ふ <small>弥陀如意輪地藏不動 同体の深義更に問</small>	元文二四月初夏より發 願して一百座弥陀法を 修又隨求身呪一万返助 行に修し九月一日より 起首して如意輪尊呪十 万返を誦給ふ併是皆自 陀往生淨土の為に修し 給ふ <small>弥陀如意輪地藏不動 同体の深義更に問</small>
略	翌年五月樂學の人の為 台疏を講し給ふ <small>開講の時 あり是を</small>	略	略	略	略

○八月補<sup>フ</sup>宋慧日禪師  
明袁中道諸宗本草之  
闕<sup>ヲ</sup>以<sup>ス</sup>示<sup>ミ</sup>宝洲<sup>ニ</sup>寶洲<sup>大</sup>  
讚歎而跋言證明<sup>ス</sup>

同八月惠日禪師及遠中  
道所述の諸宗本草の欠  
を補て書して宝洲上人  
に贈らる

名古屋杉の町通弥兵衛  
と云者願に仍て難産に  
て死し後妻を惱すを回  
向し給ふに即日靈成仏  
して後妻安<sup>□</sup>を得たり  
委しくは拾  
遺に記す  
名古屋府内数千石を領  
する何某氏先妻死去有  
て後妻あり先奥方<sup>一男を</sup>  
号<sup>ト</sup>然るに妻亦一子を生  
す嫡子に非れば家督た  
らざる事を怨て妻自殺  
す死後吉太郎を惱す師

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
元文三年 (一七三八)	三年戊午三月詣参州 鳳来寺及遠州秋葉寺	同三年戊午三月三州鳳 來寺に詣す秋葉山光明 山に上る皆詩あり			に祈願を願ふ師即日加 持し給へは其日より惱 み即ち解す <small>委しくは拾 遺に記す</small>
元文四年 (一七三九)	○四月詣濃之虎渓 訪夢窓国師仏徳禪師 旧蹤	同年四月濃州虎渓山に 詣す			
四年己未八月本師檀道 和上疾病急往観省之精 神日衰医薬不驗九 月朔日入寂同三日備 儀葬送同七日修初七 日法事而帰從是至三 四十九日卒門徒而	同四年未八月本師檀道 和上疾急なり師速に行 て看侍す九月朔日寂す 初七日畢て帰院す				

元文五年  
(一七四〇)

毎三七日修法会

五年庚申正月本州大高  
村長寿寺東灋禪師寄レ  
書問<sub>ヲ</sub>白衣大士主<sub>ル</sub>産  
生之本說<sub>ヲ</sub>師則修<sub>ヲ</sub>答  
書<sub>ヲ</sub>具<sub>ヲ</sub>指示<sub>ス</sub>之

○二月應<sub>ニ</sub>蓮華寺弥陀  
堂請<sub>ニ</sub>修<sub>ヲ</sub>三千仏名会<sub>一</sub>

○四月修<sub>ヲ</sub>静照和尚十  
年忌法會<sub>ヲ</sub>撰<sub>ニ</sub>靜照和尚

行業記<sub>ヲ</sub>

○八月修<sub>ヲ</sub>忍海和尚十  
七年法會<sub>ヲ</sub>撰<sub>ニ</sub>忍海和尚

行業記<sub>ヲ</sub>

○九月撰<sub>ス</sub>念佛無上醍

同五年九月念佛無上醍

翻篇<sub>ヲ</sub>

翻編を撰

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
寛保元年 (一七四二)	寛保元年辛酉三月修 <sup>ス</sup> 開山和尚廿三年忌法会 <sup>ヲ</sup> 既畢 <sup>ニテ</sup> 到 <sup>ニ</sup> 勢州大 福田寺 <sup>ヲ</sup> 礼 <sup>ス</sup> 開山忍性菩薩尊像 <sup>ヲ</sup> 聞 <sup>ニ</sup> 忍性所持 衣 <sup>ヲ</sup> 往 <sup>ニ</sup> 能褒野 <sup>ノホノニヒ</sup> 日本 <sup>ヲ</sup> 大 <sup>ヲ</sup> 禮 <sup>ス</sup> 見 <sup>カ</sup> 浦 <sup>ヲ</sup> 而還 <sup>ル</sup>	寛保元年勢州大福田寺に至り忍照菩薩の御願并所持の大衣を拝し能褒野に武尊の旧跡を弔す両宮を拝し法樂を奉	寛保元年勢州大福田寺に至り忍照菩薩の御願并所持の大衣を拝し能褒野に武尊の旧跡を弔す両宮を拝し法樂を奉	寛保元年勢州大福田寺に至り忍照菩薩の御願并所持の大衣を拝し能褒野に武尊の旧跡を弔す両宮を拝し法樂を奉	寛保元年勢州大福田寺に至り忍照菩薩の御願并所持の大衣を拝し能褒野に武尊の旧跡を弔す両宮を拝し法樂を奉
寛保二年 (一七四二)	○八月往 <sup>ニ</sup> 濃州 <sup>ヲ</sup> 修 <sup>ス</sup> 檀 <sup>ヲ</sup> 磯辺 <sup>ヲ</sup> 登 <sup>ニ</sup> 朝能嶽 <sup>ヲ</sup> 經 <sup>ニ</sup> 二 道老師三年忌法会 <sup>ヲ</sup> ○九月撰 <sup>ス</sup> 空華隨筆 <sup>ヲ</sup>	田 <sup>ヲ</sup> 礼 <sup>ス</sup> 外宮内宮 <sup>ヲ</sup> 転行 <sup>ス</sup> ○八月往 <sup>ニ</sup> 濃州 <sup>ヲ</sup> 修 <sup>ス</sup> 檀 <sup>ヲ</sup> 磯辺 <sup>ヲ</sup> 登 <sup>ニ</sup> 朝能嶽 <sup>ヲ</sup> 經 <sup>ニ</sup> 二 道老師三年忌法会 <sup>ヲ</sup> ○九月撰 <sup>ス</sup> 空華隨筆 <sup>ヲ</sup>	らる	らる	らる
寛保二年 (一七四二)	二年壬戌三月邦君從三 位行權中納言宗春公母 堂宣陽院殿寄 <sup>ス</sup> 淨土 <sup>ヲ</sup> 土变相 <sup>分</sup> 一 <sup>ノ</sup> 當麻曼茶羅 <sup>四</sup> 一鋪	同二年邦君前黃門宗春 卿の御母堂宣陽院殿淨 母堂當麻曼茶羅 <sup>一ノ</sup> 國分 御寄附ましまして師を	同二年戊三月邦君の御 母堂當麻曼茶羅 <sup>一ノ</sup> 國分	同二年戊三月邦君の御 母堂當麻曼茶羅 <sup>一ノ</sup> 國分	同二年戊三月邦君の御 母堂當麻曼茶羅 <sup>一ノ</sup> 國分

変相一鋪二大設法会

慶讚供養

御寄附ましまし師をして開眼供養の導師たら

しめ大法会を修し玉ふ

同八月梵網法藏疏開講  
九月水野定光寺に詣し

平心処濟禪師の旧跡を  
訪ひ國祖の尊廟を拝し

平心処濟禪師の旧跡を  
訪ひ國祖の尊廟を拝し

○九月上三水野定光寺一  
訪三平心処濟禪師旧蹟一  
并到ニ亞相源敬公廟一燒

香ス

○十一月広觀禪師撰ニ

縉門宝鏡錄四卷一鑄レ梓

行レ世然其書錯謬多端ナリ

師恐レ誤ニ幼学ニ一

改ニ正之ニ示ニ長榮寺魯

堂禪德一堂口贈ル之觀  
公ニ觀公大喜速上ニ洛改

刻本一部ニ殷勤陳謝フ  
刻之就ニ堂公ニ寄ニ贈リ  
改

十一月広觀禪師縉門宝  
鏡錄著述有と聞て師一  
見して備はらざるを補  
ひ長榮寺魯堂和尚に贈  
る 和尚觀公に示す觀

公大に歎て改刻す

して開元修養せしめ給  
ふ

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坪	諦忍和上伝（仮題）
寛保三年 (一七四三)	三年癸亥四月撰 <sup>ス</sup> 弥陀和讃集註	同四年四月弥陀和讃集三 註を撰す			
延享元年 (一七四四)	○八月應 <sup>ニ</sup> 東界寺快音 海上寺何縁等請 <sup>ニ</sup> 講 <sup>ス</sup> 梵 網法藏 <sup>ヲ</sup> 鳳凰山 <sup>ヲ</sup> 嶽 來聞 <sup>レ</sup> 之約 <sup>ヲ</sup> 師資 <sup>ヲ</sup> 還 ○同月泉州大鳥山神鳳 寺修 <sup>ス</sup> 快円慧空和尚 <sup>ヲ</sup> 三 十三年忌法会 <sup>ヲ</sup> 一月直貽 <sup>テ</sup> 書 <sup>ヲ</sup> 促 <sup>ガス</sup> 集 <sup>シ</sup> 会 <sup>ヲ</sup> 法席 <sup>ニ</sup> 有 <sup>ルカ</sup> 講談 <sup>ノ</sup> 之縁 <sup>ニ</sup> 故不 <sup>レ</sup> 往 ○九月詣 <sup>ニ</sup> 長母寺 <sup>ヲ</sup> 訪 <sup>フ</sup> 開山無住和尚 <sup>ヲ</sup> 旧蹤 <sup>ヲ</sup> 延享元年甲子俗年四十 歲法寿十七	八事山第五世和尚	下卷		
今春鐵壁法語念	延享元年甲子師年四十	行業記	八事山第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坪	諦忍和上伝（仮題）

仏安心法語<sub>ヲ</sub>、禪者見レ之<sub>ヲ</sub>

吐ク舌<sub>ヲ</sub>

○三月因テ脚疾ニ赴ク有  
馬山温泉ニ清涼院ニシタリ  
慈心尊慧上人所ノ撰冥

土蘇生記<sub>ヲ</sub>極樂寺<sub>ヲ</sub>拝ニス

□□原伝法真影<sub>ヲ</sub>帰路

胆礼中山寺四天王寺

藤井寺竜田社法隆寺薦

師寺招提寺西大寺眉間

寺東大寺春日神社興福

寺元興寺般若寺平等院

橋寺慧心院興聖寺三室

戸寺万福寺仏国寺真宗

院瑞光寺稻荷社東福寺

方広寺清水寺祇園社知

恩院南禅寺禪林寺金戒

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
光明寺真如堂法然院知	恩寺相国寺北野社壬生 寺誓願寺三井寺多賀社 南宮等二而帰ル	○六月撰 <sup>ス</sup> 蓮華標名錄 <sup>一</sup>	○八月閏通上人撰 <sup>ス</sup> 燃 囊 <sup>二</sup> 冊 <sup>一</sup> 然 <sup>ルニ</sup> 其中錯誤多 端師 <sup>ナリ</sup> 一々指示之上人 大喜 <sup>ニテ</sup> 上 <sup>レ</sup> 洛改刻 <sup>ス</sup>	八月閏通和尚燃囊を著 し師に一部を呈す師刪 補す以て通和尚に示す 上人速に改刻す	○十一月慈門上人始 <sup>ニ</sup> 開 <sup>ク</sup> 和字選択集印版 <sup>一</sup> 寄 <sup>セ</sup> 一部 <sup>ヲ</sup> 來請 <sup>テ</sup> 訂正 <sup>フ</sup> 其中錯誤頗 <sup>ル</sup> 多曲指 <sup>シ</sup> 之 <sup>ヲ</sup> 慈門大喜 <sup>フ</sup>
○十二月応 <sup>ニ</sup> 稻園山七 寺法印良卓之請 <sup>ニ</sup> 撰 <sup>ス</sup> 不	十二月府の七寺 <sup>稻園</sup> 良 卓法印の請に応して不				

延享二年  
(一七四五)

断桜白衣大士記

断桜白衣大士の記を撰

二年乙丑正月依笠寺  
慈雲院覺寶請撰天林  
山地藏大士記

同二年丑正月笠寺慈雲  
院主覺寶請に依て地藏

大士の記を撰す

○二月詠淨土和歌四

淨土和歌四十二首を詠

十二首又撰帆掛船法語

す帆掛船の法語を撰

○四月應慈教尼請

四月甚目寺慈教尼の請

於甚目寺演說當麻

に応す慈教尼は当山四世大

變相之綱要

龜和上の姉也甚目寺

に住釈迦堂尼誓て法華千部  
を讀誦する結願回向の  
為に師を請する也

聞て出さる奥州白河に  
一宿せしに家の主久々  
病氣にて起臥安からさ  
れは病氣平愈の為結縁  
せんとて回国者所々  
靈山名跡等にて受來り  
し仏菩薩の形像并知識  
の書給へる名号などを

		年号	八事山諦忍和尚年譜
		諦忍和上行業記	八事山第五世和尚
		行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤
		諦忍和上伝（仮題）	諦忍和上伝（仮題）
○六月撰 <sub>ス</sub> 当麻变相歌 <sub>ヲ</sub> ○八月到 <sub>テ</sub> 濃州遍照院 <sub>ニ</sub> 修 <sub>ス</sub> 檀道老師第七回忌 法事 <sub>ヲ</sub> 撰 <sub>ス</sub> 檀道和尚行業	章 <sub>ヲ</sub> ○五月撰 <sub>ス</sub> 帰去來辭 <sub>一</sub>	拜見し当國八事山大和 上の書給へる名号に至 て忽ち嘆して是は誠に 奇筆なり是にて吾病愈 へしとて新しき茶碗に 水を汲ませ名号の影を うつし頂戴せしに不思 議なるかな病頓に愈照 主悦ふ事限なし其所に て和上を生仏のやうに 申由候 <sub>六部咄<sub>シ</sub>とかや</sub>	拜見し当國八事山大和 上の書給へる名号に至 て忽ち嘆して是は誠に 奇筆なり是にて吾病愈 へしとて新しき茶碗に 水を汲ませ名号の影を うつし頂戴せしに不思 議なるかな病頓に愈照 主悦ふ事限なし其所に て和上を生仏のやうに 申由候 <sub>六部咄<sub>シ</sub>とかや</sub>

延享三年 （一七四六）	<p>○九月撰<sub>ス</sub>天狗名義考<sub>ヲ</sub> ○十月撰<sub>ス</sub>合掌叉手本儀編<sub>ヲ</sub></p>	<p>記<sub>ヲ</sub>往<sub>ニ</sub>山上<sub>ノ</sub>上村<sub>一</sub>修<sub>ニ</sub>先妣妙玄十三年忌<sub>□</sub>事<sub>ニ</sub>先妣 先妣行状<sub>一</sub>章<sub>一</sub>帰路取<sub>テ</sub> 道於犬山<sub>一</sub>歷<sub>ニ</sub>覽<sub>ス</sub>寺<sub>一</sub> 日峯和尚旧蹤<sub>一</sub></p>
延享三年 （一七四六）	<p>三年丙寅正月命<sub>ニ</sub>京師書林村上平楽寺<sub>一</sub>彫<sub>ム</sub> 刻<sub>ヤシム</sub>合掌叉手本儀編<sub>ニ</sub>五 月印版畢<sub>ヘテヨク</sub>功普流<sub>ニ</sub>布天<sub>下</sub> 下<sub>一</sub></p>	<p>今年天狗名義考 合掌叉手本儀編を撰す</p>
延享三年 （一七四六）	<p>○十一月撰<sub>ス</sub>念佛醍醐秘要藏<sub>一</sub> ○十二月老父忠統薙髮<sub>、</sub> 号<sub>ス</sub>幽仙<sub>ト</sub>來寓<sub>ニ</sub>于寺<sub>一</sub></p>	<p>今年天狗名義考 合掌叉手本儀編を撰す</p>

年号 延享四年 (一七四七)	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
<p>四年丁卯二月幽仙臥<small>ス</small>  <small>病医療セトモ</small>而終不起</p> <p>三月廿日長往廿二日葬</p> <p>送徒<small>リ</small>是至<small>ルマテ</small>四十九日</p> <p>毎<small>ニ</small>七<small>ニ</small>日<small>ニ</small>率<small>テ</small>徒衆<small>ヲ</small>修<small>ム</small></p> <p>追福法会<small>ヲ</small></p> <p>花の首題を称するを以て宗趣とす未來の一大事の要首にて可ならん哉師告て云台疏に四門清涼池に入と説玉ふいつきり出離の要にあらざらんと父聞て領解して蓮經の首題を称し安然として歿八月廿日也廿二日送儀畢て当山の墓所に葬る<small>師其徒に語り玉はく吾老父に称名念佛勧めたく欲せしかとも臨末に至て改んとせ思ひし故斯の如く答へしなか</small></p>	<p>同四年父仙石忠統<small>雄斐</small>山に來り寓す病に臥す師に謂て云元来吾家法花の首題を称するを以て宗趣とす未來の一大事の要首にて可ならん哉師告て云台疏に四門清涼池に入と説玉ふいつきり出離の要にあらざらんと父聞て領解して蓮經の首題を称し安然として歿八月廿日也廿二日送儀畢て当山の墓所に葬る<small>師其徒に語り玉はく吾老父に称名念佛勧めたく欲せしかとも臨末に至て改んとせ思ひし故斯の如く答へしなか</small></p>	<p>師の父仙石忠統<small>壯年大仕へ家宰として肥の長州に至り異國の事を幹す後ち家に帰り法体し幽仙と号し当山に寓居す</small>時に病に臥て不立師是を看す老父師に謂て曰く元來吾家法花首題を称するを以て宗趣とす一大事の要是にて可ならんやと師告て曰台疏に四門清涼地に入と説行われる出離の要に非ざる也と老父領解し蓮經の題目を称し安然として没せらる師時に徒に語り給わく吾頃念佛を以人を化す老父にして称名念佛多く欲せしかとも末期に至て事両端に互りては心動乱せん事を思ひめ是答へしなり實に又題目と名号は人</p>			

<p>○四月撰<sup>ス</sup>先考幽仙墓 誌銘<sup>ヲ</sup></p>	<p>り題目と名号とは人法の異の み何れか一乗円頓にあらさら ん旨ここにありと 衆皆妙解に伏す (頭書)「但信院幽仙居士 秋月院妙玄大姉」</p>
<p>○七月十六日自恣二十 夏円滿</p>	<p>七月師二十夏滿す</p>
<p>○十月十一日常照和尚 入寂十三日備儀葬</p>	<p>同十月常照和尚<sup>当寺三世</sup> 送徒<sup>リルマテ</sup>是至<sup>ニ</sup>四十九日一 毎<sup>ニ</sup>七日一率<sup>テ</sup>徒衆<sup>ヲ</sup>一修<sup>ス</sup> 追福法会<sup>ヲ</sup></p>
<p>○同月勢州桑名山田陳好子患<sup>ニ</sup>靈病一百計<sup>スレトモ</sup></p>	<p>同十月常照和尚<sup>西山に隠世</sup> 遁</p>
<p>不<sup>レ</sup>愈遣<sup>レ</sup>使<sup>フ</sup>乞法救<sup>テ</sup>仍<sup>テ</sup> 修<sup>ス</sup>亡靈得脫法要<sup>既而</sup></p>	<p>勢州桑名山田陳好と言 へる人子息靈病に悩み ぬ師の加持回願に依て 病頓に愈ぬ委敷は捨</p>

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行八事山業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
寛延元年 (一七四八)	病人俄愈其病如洗 寛延元年戊辰正月廿三日講六物図	寛延元年戊辰正月六物図を講し	寛延元戊春正月六物図を講し	寛延元戊春正月六物図を講し	寛延元戊春正月六物図を講し
	業記 ○二月撰高麟和尚行 ○同月撰作無作問弁 ○同月講含註戒本	及作無作問弁を選 衆請に依て含註戒本を講す	及び作無作問弁を選 含註戒品を講し律法興隆あり	及び作無作問弁を選 含註戒品を講し律法興隆あり	及び作無作問弁を選 含註戒品を講し律法興隆あり
	○三月三日起首為考 妣追福講三部經 経一本州濃州江州參州遠州勢州信州凡□州人來聽之誓受日課念佛者一万二千六百口 十六人印施弥陀和讚 二万有余誓受日課者	老妣追福の為に三月三日より淨土三部經を講す す淄素群詣濃江參遠勢信凡て七州の四衆至る日課念佛を誓受する者一万二千六百六十六人 聽法の徒は億々を以て計ふへし弥陀和讚を印	同年三月三日より起首して三部經を講演あり <small>是先榜妣追責の為也</small> 拝聽の淄素日々群詣す本州は更なり濃江勢三遠信都て七ヶ国の四衆老少男女來詣し蒙汪際りなし日課念佛を誓受する者一万二	同年三月三日より起首して三部經を講演あり <small>是先榜妣追責の為也</small> 拝聽の淄素日々群詣す本州は更なり濃江勢三遠信都て七ヶ国の四衆老少男女來詣し蒙汪際りなし日課念佛を誓受する者一万二	同年三月三日より起首して三部經を講演あり <small>是先榜妣追責の為也</small> 拝聽の淄素日々群詣す本州は更なり濃江勢三遠信都て七ヶ国の四衆老少男女來詣し蒙汪際りなし日課念佛を誓受する者一万二

題ニ名於蓮華牋ニ而与レ  
之人皆以為<sup>ヲモヘラク</sup>得ニ往生  
之左券ニ其信徵ス骨髓ニ  
四月廿九日講經畢ル

施する事三万余部印板  
を翻刻する事三回日課  
念佛を受ける者は仏前に  
一蓮有て其上に受る者  
迄名を題する図を授与  
す

千六百六十六人其外課  
を受す聽法の為群集す  
る輩億を以も数へかた  
し弥陀和讃を印施する  
事三万余部判を反刻す  
る事三度に及へり日課  
を受ける者には仏前に一  
蓮有て其上に受者の名  
を題する図を授与す受  
得の人々皆往生淨土の  
思ひを成す

○五月十三日立ニ蓮華  
勝会<sup>ヲ</sup>從<sup>リ</sup>是毎月以為<sup>テス</sup>  
常準ト  
○八月廿二日起首講ニ  
往生要集<sup>ヲ</sup>遠近輻湊<sup>ス</sup>  
潤法沢<sup>ヲ</sup>至<sup>テ</sup>九月廿六

統て往生要集を講す

統て往生要集を講し厭  
欣を勧む遠近輻湊して  
法沢に潤す即先化他

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
日ニ畢	○九月十五日授与淨土白旗流璽書於永俊孝忍慈教慧光等	九月十五日淨土白旗流璽書を山内大衆并師剃度の勤策尼等に授与す	同九月白旗五重を山内大衆及び勤策尼の輩に授与し盛に称名弘通有ける	の益を施に普く念佛を以し給ひしかば人みな善導の化身なりと申あへり	
○同月參州中山貞照院德嚴律師礼謁					
○十月十一日修高麟和尚一回忌法会					
○閏十月長榮寺魯堂禪德寄万年山秀恕禪師	十月長榮寺魯堂和尚より万年山秀恕師所撰の	三州貞松院徳嚴律師礼謁し隨喜せらる互に旧交の如し更に余事を語り給わす出離の要を談去し退	曾道禪師より万年山秀恕大徳自ら撰する日本		

			所撰日本洞上聯灯
		錄ニ需ニ訂正ニ刊リ誤改レ	日本洞上聯灯錄を寄せ て訂正を需
字者尤多シ	藏梓刻成ル	○十一月念佛醍醐秘要	
二年己巳正月元日至ニ	四日一講ニ念佛醍醐秘要	冬秘要藏刻成	
藏ヲ	○二月朔日為門下諸	同二年円頓戒檀を建て	
弟子等立戒壇授善	薩戒同月六日至廿	道俗をして戒香を薰せ	
二日普為四衆說法	三日間説法	しむ二月六日より三七	
○三月廿日修先考三	回忌法会同月廿二日	同月廿二日より濃州岐	
同月濃州岐阜本誓寺の			洞上聯灯錄を寄て師に 訂正を需らる師隨喜披 讀して其欠たるを補ひ 余れるを刪て贈り給ふ 禪師悦て深くこれを謝 せらる

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
山	赴濃州岐阜本誓寺請廿三日至廿九日七箇日間說法四來雜踏充溢殿閣誓受日課者最多西庄立政寺巨道來謁法話移時自余觀昌院千手院等礼謁者不遑枚挙一○四月朔日登稻葉山同月二日為尋誓快誓先誓紹誓授菩薩戒三日發岐阜到本州蓮花寺村弥陀堂四日五日為衆說法六日歸	阜本清寺の請に赴き七ヶ日法話四來の徒雜沓昌院千手院等を始札謁も挙に違あらず西の庄立政寺巨道上人來謁法話時を移す	阜本清寺の請に赴き七ヶ日法話四來の徒雜沓昌院千手院等を始札謁も挙に違あらず西の庄立政寺巨道上人來謁法話時を移す	請に趣き七ヶ日法話四來の雜踏閣に充化院僧俗者日課を受ける者数百人觀昌院千手院等を始札謁も挙に違あらず西の庄立政寺巨道上人來謁法話時を移す	請に趣き七ヶ日法話四來の雜踏閣に充化院僧俗者日課を受ける者数百人觀昌院千手院等を始札謁も挙に違あらず西の庄立政寺巨道上人來謁法話時を移す
帰山	五月三日京東山慈門隱	四月朔日稻葉山に登り二日諸人に円頓戒を授与三日長良を発し帰路に赴く結縁の男女路傍に群集十念を乞六日	四月朔日稻葉山に登り二日諸人に円頓戒を授与三日長良を発し帰路に赴く結縁の男女路傍に群集十念を乞六日	夫より深く師に帰仰せられしき一座の諸人希有の思ひを成して感涙胆に銘して隨喜せり	夫より深く師に帰仰せられしき一座の諸人希有の思ひを成して感涙胆に銘して隨喜せり
同五月京師慈門上人礼	次て菩薩戒を授与登壇數百人	次て菩薩戒を授与登壇數百人	次て菩薩戒を授与登壇數百人	次て菩薩戒を授与登壇數百人	次て菩薩戒を授与登壇數百人

○五月三日洛東隱士慈

士來謁

門礼謁

○六月立政寺主作大  
光普照集序寄贈

○八月十二日至廿四  
日為四衆演說當麻

變相之綱要

八月當麻變相の綱要を  
称贊

○九月勢州桑名山田

陳好損貲刻大光普照  
集而成伝播天下大

利群生

○十月十四日至十六

十月大檀那瑞龍公五十  
回忌

二品前亞相公五十年忌,  
法會

○十二月門人等刊師

同人等師の語錄を刻し

謁し法話最深切なり  
師大光普照集を撰し称  
名を勧巨道上人是か序  
を撰して称讚せらる

山田陳好貲を損  
て是を彌剋す

同十月當山開基大檀越  
瑞龍公國王先君亞  
相光友公五十回  
遠忌別時大念佛修行有  
て報恩に充諸人群參して  
大に利益を蒙る

門人等師の語錄を刻て

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
寛延三年 (一七五〇)	語録ヲ而成以弘ニ四遠一 三年庚午正月經ニ始弥陀堂、	て弘通す 同三年西山に弥陀堂を 経始す			
○三月十五日應ニ春日 井原正念寺請ニ一七日 説法遠近魚貫輻湊利濟 無ン彊、	三月春日井原正念寺に 赴き七ヶ日法話			四境に弘通す 攝州有信の沙門慈覚大師彌剋の楠木丸木作の 弥陀尊を奇附す師則道俗をつのり八間四面の 堂を造立して本尊に安置し給ふ <small>今西山の弥陀堂是也</small>	
○六月三日遠州山崎安寧禪寺舜道長老使ニ小 師玄旨ヲ問ニ輔教編中文 義難レ通者数条ニ師答釈 渙然玄旨大悦ニシテ而帰					

○七月廿日和州法隆寺

北室院主法沢慧恩律師  
礼謁

○八月東武宝松院主

増上寺之子院  
台徳院殿廟監  
忍海上人使トメ

門弟子ヲラス喜弘法ヲラ

○九月梓ツバキ行蓮華標名  
錄而成洛ルル東小松谷慈  
光上人跋言證明ス

九月蓮花標名錄刻成

○十月東武幡隨意院主  
了碩上人獻香隨ス喜  
弘法利生ヲラ

○十一月濃州伊岐津志  
見性寺主天啓禪師禮謁

和州北室院の法沢律師  
來偈法話濃にして旧交  
に異らす普照律師山内  
に寓宿し法談深切也

詩は別録に誌るす  
詩は別録を賦して謝之

九月蓮花標名錄を刻て  
四海に流布す小松寺慈光  
上人序を述

讀して

天啓禪師來謁禪話諸人  
の耳を驚す天啓師は濃州  
伊岐津志に居す

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山行業記第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
(一七五二) 寛延四年 宝曆元年	四年辛未三月濃州塩河 村大竜寺主鉄仙祖密禪 師礼謁	○四月奥州伊達郡桑折 村無能寺主不能律師 仰 <sub>テ</sub> 師之德風 <sub>ヲ</sub> 請 <sub>レ</sub> 書 <sub>シ</sub> 貽 <sub>シテ</sub> 六字名号一幅 <sub>ヲ</sub> 則 書 <sub>シ</sub> 之	同四年未七月廿四日西 山弥陀堂上棟賀來の人 數万人師一々十念を授	奥州不能上人等師を訪 て深法を聞かる	其外鉄仙禪師 <sub>濃河の</sub>
○七月廿四日弥陀堂上 梁來会 <sub>スルモノ</sub> 者数万人	○七月廿四日弥陀堂上 梁來会 <sub>スルモノ</sub> 者数万人	同四年未七月廿四日西 山弥陀堂上棟賀來の人 數万人師一々十念を授			
○八月三日至九日弥陀 堂落慶供養參詣無數	○八月落慶七ヶ日入仏供 養 <sub>慈寛大師作</sub> 楠の丸木也				
○八月十日至九月十 五日修 <sub>ス</sub> 開山天瑞和上 瑞和上三十三回忌	同十日至十五日開山天 瑞和上三十三回忌				
三十三年忌法会 <sub>一</sub>					

○十月上野州新田大光  
院主義海上人特送書  
翰隨喜師弘法自是  
書問相繼

宝曆二年  
(一七五二)

宝曆二年壬申正月撰

善導大師行狀記二卷

○同月参州吉田淨慈院

主義觀智堂礼謁

宝曆二年壬申正月三日

三州吉田淨慈院義觀智

堂上人礼問

○正月十三日至四月

廿四日一百日之間□

弥陀堂修毎日百礼称

名之行

同月十三日より四月十  
四日迄一百日の間西山

本堂本尊前に於て毎日

称名礼拝供養に擬す

去りし元文年中師の回  
向に依て亡靈得脱せし  
由府下某来て恩を謝す  
此一件拾遺に  
しるす略之

今正月十三日より開白  
して一百ヶ日新造弥陀  
堂に於日々称名礼拝法  
話四輩群參して法雨に

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○八月朔日梵網經古迹 記撮要開講	○八月朔日梵網經古迹撮要開講	八月戒經古迹撮要開講	八月戒經古迹撮要開講	八月戒經古迹講演四遠 の淄素戒香に色心を薰 し悦びぬ	潤ふ実に賑事也 <small>本尊座光無之仍而</small> 京師に注文せし所三年已前尾 州とやら仰られ座光御注文有 し所其後何の御尋も無之不用 に成か所今般仰の座光とす洛 少しても遠なく拵本尊の先達 て注文し給ふにやと仏師感涙 に袖をしほり少し則ち速に莊 嚴を具へ送りしに誠□かふ能 々相叶ひ ぬとかやひ
○九月大光院主義海 作 <sub>ヲ</sub> 弥陀和讃集註之序 <sub>ヲ</sub> 贈 <sub>ル</sub> 之	新田大光院義海上人師 の徳を貴ひ和讃集註の 序を選して送られき誠 に法海の同帆たり	白隱禪師より書簡并に			
○十月東武築地安養寺 主性均礼謁	○十月東武築地安養寺 主性均礼謁	○十月東武築地安養寺 主性均礼謁	○十月東武築地安養寺 主性均礼謁	○十月駿州松蔭寺白隱禪	○十月駿州松蔭寺白隱禪

隱禪師裁書以三所画

猿猴及布袋像二寄送

師より書簡及自画讚の

対幅を贈らる

白隱禪師先  
年美濃北山

の上村に寓居の時  
りし故に山川悠隔常になれと  
も常に其旧義を念す

宝暦三年  
(一七五三)

三年癸酉正月廿八日

立菩薩大戒会受者都

二百人

○五月撰律苑行事問

五月行事問弁十卷全備

弁十卷及座具顕正錄一

尼師檀顕正錄撰

自画讚の対幅を送らる

先年隱禪師濃州山の上

に寓居之趣三年師と同

居在せし故殊に断金の

交りなりければ雲山万

里心融会して慎に美の

懷なりと語り給ひける

当国石仏村<sub>吾山を去る事廿町余</sub>長

左衛門といへる農夫の

妻<sub>名記</sub>みやと師の法話を聞

安心決定し生身に淨土

に遊び見仏聞法し其後

に臨終正念往生せり

くは捨遺にしする

※夏五月律苑行事問弁  
金部卷及尼師且顕正錄を

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
宝曆四年 (一七五四)	○六月弥陀和讃集註印 刻成、功流衍天下。功 德主濃州岐阜加納甚治 為先考一晉道香庵主、 捨資刻之集註卷末附 錄破斥大我所撰問津 訣等邪解識者称之三 嘆々	六月濃の岐阜加納甚治 資を捨て和讃集註を刻 す			
臘廿七	○九月五日應邦君老 臣從五位下前防州太守 織田某室繁寿院請立 菩薩大戒会隨而受者 都二百余入	九月國老織田氏周防の 室繁寿院尼の請に依て 円頓戒檀を建隨て登檀 する者数百員			
同四年甲戌俗年五十歲法臘三 十七夏	同四年師五十歲法臘三 度生益々盛遠近淄素の			和讃集註印刻成濃州岐阜 加納氏資を捨て是を剋 ※夏以下、宝曆四年の頃にあ り。	撰し給ふ
同寶曆四年師年五十歲					

○同月濃州閔柴山直邦居士召ニ先考妣年忌ニ請 レ師修ニ追福法会ニ十六日首途宿ニ小牧村海藏院ニ道俗懇請ニ説法二十日ヨリル七日至ニ廿日ニ四遠輻湊者数万人廿一日至ニ小松寺ニ説法其夜宿ニ犬山ニ廿二日礼謁者数百人廿三日至ニ閔廿四日修ニ追福法会ニ廿五日ヨリ至ニ廿七日ニ於ニ淨性寺ニ	二月三日本州小松寺快誦春英等來受ニ菩薩戒一 二月美濃国柴山氏直邦居士考妣の年回に當て師を請し追薦の法会を修せん事を請ふ師二月十六日発途小牧海藏院に至て宿す十七日より廿一日迄海藏院にて法話廿一日小松寺に到法話其夜犬山に宿杉下廿三日閔に着柴山氏に入廿四日柴山氏追福廿五日より同所淨性寺にて説	師の戒徳四方に薰し本州及び他境より召請ふ来詣する者日々門に充其中に美濃国閔てふ所に柴山真邦居士といへる篤信仁慈の士あり今考妣の年回に當り師を請して追賛法会を修せん事を乞師其志の厚きを感じ諾し給ひ同廿三日柴山氏の宅に入居士倒履躊躇躍躍歡喜驚も	為に円頓戒壇を建甘露門を開き戒香四方に薰せり
--	--	--	------------------------

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行八事山第五世和尚記	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
説法來詣者數万人廿八日帰山	法法話の暇閑の街中神社仏閣に詣す廿八日帰院	法法話の暇閑の街中神社仏閣に詣す廿八日帰院	法法話の暇閑の街中神社仏閣に詣す廿八日帰院	のなし則法筵の延て回願秘法を修し給へは施主歎喜の泪せきあへす家内親屬も隨喜の涙にくれき居士其夜光明室に満成仏疑ひなしがと喜びぬ	のなし則法筵の延て回願秘法を修し給へは施主歎喜の泪せきあへす家内親屬も隨喜の涙にくれき居士其夜光明室に満成仏疑ひなしがと喜びぬ
○閏二月十六日應請到甚目寺十七日至三蓮華寺村弥陀堂説法廿六日帰山	閏二月中旬甚目寺釈迦堂にて一七日説法	閏二月中旬甚目寺釈迦堂にて一七日説法	閏二月中旬甚目寺釈迦堂にて一七日説法	のなし則法筵の延て回願秘法を修し給へは施主歎喜の泪せきあへす家内親屬も隨喜の涙にくれき居士其夜光明室に満成仏疑ひなしがと喜びぬ	のなし則法筵の延て回願秘法を修し給へは施主歎喜の泪せきあへす家内親屬も隨喜の涙にくれき居士其夜光明室に満成仏疑ひなしがと喜びぬ
○同月新豊寺主頑極禪師礼謁	七月天狗名義考印刻	七月天狗名義集刻成	七月天狗名義集刻成	七月天狗名義集刻成	七月天狗名義集刻成
頑極禪師來謁名山新豊寺と号す吾山を去事十日余申の方に當る其後禪師數々來訪交り断金し天狗名義考剋成て世に					

					成ル
○九月廿五日府下西蓮寺主自然 寺主自然与閑良門啓 速弁快善岩碩心快等 来稟ニ受菩薩戒一	九月府下西蓮寺主自然 上人等來て円頓戒を受 徒を誘來て円頓戒を稟 受あり				
○十一月羽州山形寿仙 寺主黙隨礼謁					
五年乙亥春二月詣伊勢大神宮 淨林寺主懇請一說法五 日道俗雲集歎声如涌	同五年二月伊勢大神宮 に詣し帰路松坂淨林寺 にて五日の間法演				
○三月奥州伊達郡桑折 村無能寺主不能律師礼 謁					
同春奥州不能律師仰信 の余り千里を遠しとせ す來謁終日法問日の没 するをしらす深法等授	羽州山形黙隨師寿仙寺 礼謁法話聽聞踊躍限り なかりき 同五年乙亥二月太神宮 に詣し給ひ帰路松坂淨 林寺請に依て五ヶ日法 演道俗群參歎声涌か如 し	行る 府下西蓮寺自然上人其 徒を誘來て円頓戒を稟 受あり			

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五回下世和尚記	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	<p>○四月上総真如寺主嵩 山禪師礼謁</p> <p>○五月羽州寒河江正覺 寺主良源礼謁</p>				
○九月十五日増上寺会 下總相州真鶴村託竜 來謁受菩薩戒				<p>羽州賽川江良源師<small>正覺</small> 等千山万里を厭はす來 り拝謁し一大事因縁生 死出離の要を聽各々怡 悦際りなし</p>	<p>手歡喜量りなかりき 上州真如寺嵩山禪師</p>
同年秋九月東武縁山会 下總岡 <small>後三州中山</small> 眞照院に住託竜 子 <small>此時相州真</small> 遠く来て師 に拝謁し菩薩戒を受ん 事を需相元來信心堅固 なりしか師の戒徳を慕 ひ兩人密に申合せ前行 礼拝を修し尾城知己の方 に寓居し今業				<p>羽州賽川江良源師<small>正覺</small> 等千山万里を厭はす來 り拝謁し一大事因縁生 死出離の要を聽各々怡 悦際りなし</p>	

○同月勢州松坂道俗男

九月又松坂淨林寺の請

來々受戒を乞求す師其金剛心を感じ速に道場を莊嚴し虚空藏堂に戒具を建  
香花等の供具を設け刻の至るを悦ひ維時宝曆五年九月十五日午の上刻入堂開白有て懺悔等畢り第  
三羯摩正受戒竟戒師証を与の時道場正しく震動する事  
三度師資奇異の思ひをなす感涙法衣を浸す両子は殊に毛堅汗流して踊躍歡喜喰るに物なし  
仍之二子の師を尊敬する事他に越生涯誠心を尽されし事師弟の情にかくて師の徳海内に溢れ化益を蒙る者日々室に満

今年勢陽松坂より召請

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	<p>女總計一百八十六人 請<sup>フ</sup>稟<sup>ニ</sup>受<sup>セシム</sup>菩薩戒<sup>ヲ</sup>依<sup>テ</sup>之<sup>ニ</sup> 十八日首途廿二日於<sup>ニ</sup>淨林寺<sup>ニ</sup>立<sup>ツ</sup>戒壇<sup>ヲ</sup>受<sup>ス</sup>者<sup>ニ</sup> 等歡喜称<sup>ス</sup>本州未曾有<sup>ス</sup>之勝會<sup>也</sup>因詣<sup>ミ</sup>太神宮<sup>ヲ</sup>、 歸路應<sup>ニ</sup>西來寺主懇<sup>ニ</sup>請<sup>フ</sup>說法<sup>ヲ</sup>一日至<sup>テ</sup>桑名<sup>ニ</sup> 道俗相迎<sup>テ</sup>請<sup>フ</sup>於<sup>ニ</sup>大福田寺<sup>ニ</sup>說法<sup>ヲ</sup>應<sup>ニ</sup>其需<sup>メ</sup> 滯留<sup>ル</sup>三日法雨霪然<sup>四</sup>月十一日歸院<sup>ル</sup></p>	<p>に依て十八日發途廿二日到戒壇を開帰路津の西來寺の請に応し一日滯留施化桑名大福田寺に三日逗留十月十一日帰院</p>	<p>に依て十八日發途廿二日到戒壇を開帰路津の西來寺の請に応し一日滯留施化桑名大福田寺に三日逗留十月十一日帰院</p>	<p>し円頓戒を受ん事を需則ち九月十八日首途有て廿一日彼に着給ひ廿二日淨林寺に於て戒壇を建甘露の門を開き給ふ即入仏位の道俗数百人当地未曾有の法雨なりと蒙潤徧<sup>ク</sup>き事を歎称しぬ帰路津の西來寺請して一日滯留施化無量夫より桑名に至り給ては道俗半路に出迎へ大福田寺に召入し法筵を樂ふ其願ひに応し三ヶ日淹留法雷大に震ひ法雲四万に鬱鬱たり法雨</p>	<p>し円頓戒を受ん事を需則ち九月十八日首途有て廿一日彼に着給ひ廿二日淨林寺に於て戒壇を建甘露の門を開き給ふ即入仏位の道俗数百人当地未曾有の法雨なりと蒙潤徧<sup>ク</sup>き事を歎称しぬ帰路津の西來寺請して一日滯留施化無量夫より桑名に至り給ては道俗半路に出迎へ大福田寺に召入し法筵を樂ふ其願ひに応し三ヶ日淹留法雷大に震ひ法雲四万に鬱鬱たり法雨</p>

		宝曆六年 (一七五六)	
○同月円教寺興雲礼謁 需作大藏幹縁疏師 可之	六年丙子二月廿五日 応栄春院本清院等請 建菩薩戒壇受者都百 十一人	同六年子春府下道俗の 需に依て円頓戒壇を建 受者二百人	○十二月撰 <sup>ス</sup> 三聚淨戒 略記一 記を撰す
○当年偶知多郡岩屋 寺觀音開龕欲往而礼 音開扉に就三月廿日發	今年知多郡岩屋寺觀	六年春授菩薩戒	○十二月衆の為に三聚略 辺にして漸く翌月十一 日帰院 此冬衆の為に三聚略記 を撰し給ふ
音尊に帳詣し給ひ近路	今春本州知多郡岩屋觀		霈然として三草二木を 濡し四來の淄素歎呼海 に徹し遠近聴衆日々堂 に満ち門に溢る利齊無
			辺にして漸く翌月十一 日帰院 此冬衆の為に三聚略記 を撰し給ふ

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	マ之三月廿日首途宿ニ大高村長寿寺ニ廿二日宿ス平島村西方寺ニ廿三日宿ニ大里村弥勒寺ニ廿四日宿ニ佐布利村正法院ニ廿六日泊ニ大野村ニ廿八日宿ニ常滑村天沢院ニ廿九日宿ニ野間村大御堂ニ九日宿ニ内海村大御堂寺ニ四月二日宿ニ内海持宝院ニ四日到ニ著岩屋寺ニ胆礼本尊ニ実千歳之靈跡也有ニ宋朝所レ渡ル大藏經ニ真奇物也其夜宿ニ中之房ニ五日宿ニ師崎遍照寺ニ六日泛シ艇ヲ一覽日間賀島并篠島ニ	途其日大高長寿寺に至て宿す廿一日平島西方寺に泊 <small>此間一里余也道に遙故路に進む</small> 翌日大里弥勒寺に宿 <small>此間五丁</small> 廿四日佐布里正法院 <small>一日滞留法話</small> 廿六日大野に宿 <small>一日退留</small> 廿八日常滑天沢院に泊廿九日大御堂寺に宿四月二日内海に到持宝院に宿四日岩屋寺に着本尊を胆禮し千古の靈像たりと贊美あり其夜中之坊塔中之房に宿し宋朝伝來の大藏經拝覽翌日師崎に至り幡頭明神を拝此	寺に泊 <small>此間一里余也道に遙故路に進む</small> 翌日大里弥勒寺に宿 <small>此間五丁</small> 廿四日佐布里正法院 <small>一日滞留法話</small> 廿六日大野に宿 <small>一日退留</small> 廿八日常滑天沢院に泊廿九日大御堂寺に宿四月二日内海に到持宝院に宿四日岩屋寺に着本尊を胆禮し千古の靈像たりと贊美あり其夜中之坊塔中之房に宿し宋朝伝來の大藏經拝覽翌日師崎に至り幡頭明神を拝此	往来勸化及び詩作等有れ共繁きを恐れ略之捨遺を見て知るへし	往返勸化及び詩作等有れ共繁きを恐れ略之捨遺を見て知るへし

八日宿ニ布土村安養寺ニ	夜師崎遍照寺に宿六日
九日宿ニ石浜増福寺二十	舟を泛て日間賀島篠島
日泊ニ鳴海駅一十一日	を一覧八日布土安養寺
帰ル寺此間受ル三十念一者	に宿九日石浜増福寺十
無量無邊受三日課一者モ	日小河乾坤院に登り鳴
頗多シ	海に宿十一日帰山
○秋七月上野州新田大	
光院義海上人之徒眼竜	
持シ上人所撰蕉窓漫筆	
三卷ニ來請下校ニ訂之且	
訂正之作ノ序冠レ之	
為中之序上師則諾レ之	
詔	
○九月為ニ犬山誓法善	九月円頓戒壇を開受者
高等本地村久總等授	満堂
菩薩戒ヲ	
○十月香積院主雲臥礼	十月雲臥禪師拝謁は川師
院主也	名山香積

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
宝暦七年 (一七五七)	七年丁丑春正月依笠寺一山之需 <sup>モトメニル</sup> 作 <sup>テ</sup> 觀音和讀 <sup>一</sup>	同七年正月笠寺一山の需に応して觀音和讀を撰述 <sup>一</sup>	宝歷七年春正月笠寺一山の需に応し觀音和讀を撰述ある <sup>此和讀は師一夜の内に闇に作されり</sup>	七年春笠寺一山の需に応し觀音和讀を撰述あり <sup>此和讀は師一夜の内に闇に作されり</sup>	七年春笠寺一山の需に応し觀音和讀を撰述あり <sup>此和讀は師一夜の内に闇に作されり</sup>
○三月應笠寺一山請 <sup>一</sup> 於慈雲院 <sup>一講<sup>スル</sup></sup> 、觀音和 <sup>一</sup> 讀 <sup>一</sup> 三日道俗雲集滿 <sup>チ</sup> 堂 <sup>一</sup> 塞 <sup>ル</sup> 路 <sup>一</sup>	同三月笠寺に至り和讀の深義を講する事三ヶ間	同三月笠寺に至り和讀の深義を講する事三ヶ間	同所加藤某の母棄財印刻して世に流布す然るに年をへて其印判紛失す仍て文政五年當山に於て翻刻し是と筆す	同所加藤某の母棄財印刻して世に流布す然るに年をへて其印判紛失す仍て文政五年當山に於て翻刻し是と筆す	同所加藤某の母棄財印刻して世に流布す然るに年をへて其印判紛失すよつて去る文政六年當山に於て翻刻し是を施与す
聽聞す <sup>家あり師を其家に召蒙</sup> 寺前に加藤某と云蒙	同三月笠覆寺の一山より師を請して先に造る所の和讀を講せん事を求む慈雲院一院なりに於て是を講演す三日の間道俗堂に満たるに塞て	同三月笠覆寺の一山より師を請して先に造る所の和讀を講せん事を求む慈雲院一院なりに於て是を講演す三日の間道俗堂に満たるに塞て	同所加藤氏者母棄財印刻して世に流布す然るに年をへて其印判紛失すよつて去る文政六年當山に於て翻刻し是を施与す	同所加藤氏者母棄財印刻して世に流布す然るに年をへて其印判紛失すよつて去る文政六年當山に於て翻刻し是を施与す	同所加藤氏者母棄財印刻して世に流布す然るに年をへて其印判紛失すよつて去る文政六年當山に於て翻刻し是を施与す

請し音供を奉上し因に師に申さるは此笠寺

村に田所へ水を曳留池

あり其池にして年々溺

死する者絶る事なし是

定て先亡の靈魂得脱せ

す夫ゆえ後人を率なら

ん今度幸ひ師当所に来

監し給へは回向をなし

靈魂得脱せしめ給へと

師則諾有て彼池に至り

堤を巡回して光明真言

を誦し称名念佛読經有

て回願し畢て師則衆に

告て曰く最早亡靈は転

迷開悟せり再び此池に

於て死亡の者あらしと

云村民の族是を聞て毛

し給ふ笠寺村の前に田所に  
水を引の留池あり其に  
先亡得脱せざる故ならんと加  
藤氏師によつて回向せしむ則  
諸有て池を回り光明真言を  
誦し土砂を池中に散し且称名  
念佛して回願し給ひしなは其称名  
より後水死の者絶て無りけ  
れは皆々師の徳を感じしき

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○四月應津島慈教勤 策尼請因詣牛頭天王 社經甚目寺而還 ○五月京都清立貞林両 尼遙仰德風來而礼謁	堅して希有の思ひをな せしか果して其後溺死 する者絶てなかりき 不思議の事なり師加藤氏 に告給はく吾れ母も三平等の觀に住し て回顧す今月□□□なれば 亡者得脱疑ふへからずと加藤 何某元来少し読書も成せし人 なるが三平等の義会得なりか たく師に其義を尋問師の曰く 是は仏法の大業なりに言へす に非され共汝是有信の者故教 示すへしとて心と仏と及衆生 と三無差別の旨悉に開示有生 しかば彼士落 涙伏せり	豎して希有の思ひをな せしか果して其後溺死 する者絶てなかりき 不思議の事なり師加藤氏 に告給はく吾れ母も三平等の觀に住し て回顧す今月□□□なれば 亡者得脱疑ふへからずと加藤 何某元来少し読書も成せし人 なるが三平等の義会得なりか たく師に其義を尋問師の曰く 是は仏法の大業なりに言へす に非され共汝是有信の者故教 示すへしとて心と仏と及衆生 と三無差別の旨悉に開示有生 しかば彼士落 涙伏せり		
	同年五月京都に清立貞 林と云へる信尼あり師 徳を慕ひ來り拝謁し円 頓戒を頂受し歎躍して 帰り已後資の礼を欠事				

なかりける 瑞夢に依て業  
りける 師を尋ね來

○同月濃州□□庄立政

寺貫空上人礼謁

○七月自恣三十夏滿

濃の立政寺主貫空上人  
札謁  
七月十五日師  
三十夏満足

今年七月師正に三十夏  
満つ

○八月為清立貞林

授菩薩戒

○同月欲詣參州猿投

山廿四日首途宿加納

村弘誓院廿五日法話

廿六日上猿投山絶頂

廿七日宿拳母一如庵

廿九日帰寺

寺十九日拳母を發して帰

同年八月師三十夏滿歎  
喜無量則三州猿投山に  
詣し法樂を捧其道加納  
村と云に懸り弘誓院に  
至り給ふ院主喜悅法話  
を乞はる則三ヶ日法鼓  
遠近に聞き男女老少大  
に益を得時に院主申さ  
るゝは師來喧の前夜堂

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
			蓮花生す大き車輪の如 し夢心に思はは其葉々鮮 にして八葉あり光明堂 中に映す尚近き見んと して夢覚て不思議の思 ひを成ぬ然るに今日師 來臨ましまして既に座 し給ふ所正しく夢中蓮 花の現せし所なり實に 希有なり不思議なりと 言て落涙数行に及びけ る師は微笑して答もな かりきと其時に隨伴せる覺 し奇異の思ひを なせりと云々 其夜院主 と共に法話時移りぬ	内本尊の傍に車輪の如 き紅蓮花有を夢見ぬ其 花八葉にして葉々光を 放ぬしかるに師の来て 座し給ふ則正夜蓮花を 見し所の不思議と知も 余り有と語りつつ泪に 法衣を流たる師は微笑 し給ふことにて何のい らへもなかりける（隨伴 子証運傍に 有て聞けり）	

賦給ふ  
一絶を

滿目蕭然寶樹秋

風清月白興方幽

弘誓願海何時謁

自他恬憺身事收

翌廿五日法話近隣の老

若群集して化を蒙る廿

六日猿投山に登り神拝

法楽畢て絶頂に至り賦

詩

奇峯突兀入雲漢

千里山川眼裡閑

早晚得倣麼結手

丹青一軸示人間

又

靈神垂迹碧山中

雲樹冗之佳氣濃

赫々德光千歲下

安民祐國鎮來東

		年号	八事山諦忍和尚年譜
		諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下卷
		諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
示一清法尼偈 実相無相何事求	府下稻葉某の妣に一清 と云老尼あり元来開山 老師の剃度當山の法資 なれば時々来て聽法化 を蒙る或時師に垂示の 語を乞はる即席筆を染 示一清法尼偈 実相無相何事求	廿七日拝母に至り一如 庵に宿し一絶を賦して 主人に晋む 庵中寂々無坐事 万法一如思杳燃 夜雨頻穿窗外竹 声々祐我伴安禪 廿九日帰山	廿七日拝母に至り一如 庵に宿し一絶を賦して 主人に晋む 庵中寂々無坐事 万法一如思杳燃 夜雨頻穿窗外竹 声々祐我伴安禪 廿九日帰山
示一清法尼偈 実相無相何事求	府下稻葉氏の妣に一清 といへる信尼あり開山 剃度の弟師に垂示の法語 を求めらる則書て与へ 給ふ	府下稻葉氏の妣に一清 といへる信尼あり開山 剃度の弟師に垂示の法語 を求めらる則書て与へ 給ふ	府下稻葉氏の妣に一清 といへる信尼あり開山 剃度の弟師に垂示の法語 を求めらる則書て与へ 給ふ

○十月洛東三條橋頭法  
林寺主託テケミシ二村尾貴周居  
士一請閱テケミシ二念佛無上醍醐  
編ヲ甚隨メラ二喜之メラ有ド謀ル  
彫刻ヲ之ノ舉エ

府の長久寺主法印実道法印

尼公頂戴奉持して是に  
依て決定鉄心大往生を  
遂られける

十月洛の法林寺醍醐編  
彫刻を挙せらる

尼公へ一大事等を示し給ふ事  
委かなれ共略之尼公是より鉄事  
心起堅して大  
往生を遂らる

煩惱菩提雖モニ本空ナリト  
看來常沒妄情中  
僻見勿入閻魔手ニ

煩惱菩提雖モニ本空ナリト  
看來常沒妄情中  
僻見勿入閻魔手ニ

無相実相奚ナリナニヲカ不レ修セ  
得テ意一片打スル成セ地  
生死海中百自由

無相実相奚ナリナニヲカ不レ修セ  
得テ意一片打スル成セ地  
生死海中百自由

又

又

念仏持戒可積レ功  
尼公頂戴奉持して是に  
依て決定鉄心大往生を  
遂られける

念仏持戒可積レ功  
尼公へ一大事等を示し給ふ事  
委かなれ共略之尼公是より鉄事  
心起堅して大  
往生を遂らる

煩惱菩提雖モニ本空ナリト  
看來常沒妄情中  
僻見勿入閻魔手ニ

煩惱菩提雖モニ本空ナリト  
看來常沒妄情中  
僻見勿入閻魔手ニ

無相実相奚ナリナニヲカ不レ修セ  
得テ意一片打スル成セ地  
生死海中百自由

無相実相奚ナリナニヲカ不レ修セ  
得テ意一片打スル成セ地  
生死海中百自由

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記	諦忍大和尚行状記	諦忍和上伝（仮題）
道礼謁	○同月尊寿院僧正以野密藏院所蔵ムル之都卒天曼荼羅及尊勝曼荼羅取決於師一	禮謁	尊寿院僧正野田密藏院什宝都卒曼荼羅尊勝曼荼羅を呈して決を師に需	近里星崎の内南野と云所に農夫ありて隣婦に通す婦任身す実夫知て離縁す女の兄笠寺村松本と称すに身を寄す兄家に入れる女すへきやうなく隣家の小屋に借り居す難産にして死す其日よりして密夫の家に現れ髪を乱し白眼すさまし密夫逃て他に行又他に現	道礼謁
八事山諦忍和尚年譜	○同月尊寿院僧正以野密藏院所蔵ムル之都卒天曼荼羅及尊勝曼荼羅取決於師一	諦忍和上行業記	尊寿院僧正野田密藏院什宝都卒曼荼羅尊勝曼荼羅を呈して決を師に需	近里星崎の内南野と云所に農夫ありて隣婦に通す婦任身す実夫知て離縁す女の兄笠寺村松本と称すに身を寄す兄家に入れる女すへきやうなく隣家の小屋に借り居す難産にして死す其日よりして密夫の家に現れ髪を乱し白眼すさまし密夫逃て他に行又他に現	八事山第五世和尚記
諦忍和上伝（仮題）	○同月尊寿院僧正以野密藏院所蔵ムル之都卒天曼荼羅及尊勝曼荼羅取決於師一	諦忍大和尚行状記	尊寿院僧正野田密藏院什宝都卒曼荼羅尊勝曼荼羅を呈して決を師に需	近里星崎の内南野と云所に農夫ありて隣婦に通す婦任身す実夫知て離縁す女の兄笠寺村松本と称すに身を寄す兄家に入れる女すへきやうなく隣家の小屋に借り居す難産にして死す其日よりして密夫の家に現れ髪を乱し白眼すさまし密夫逃て他に行又他に現	諦忍和上伝（仮題）

を睨む密夫是を見て寒毛卓堅恐怖涯なし逃て他家に至る靈魂も追て他家に行き白昼にも尚現如何ともする事を得ず最早や靈の為に仇殺るの外なしと恐懼するのみ親族悲て師に救濟を乞師聞て加持土砂の法を修し回向して加持土砂を与ふ親属持し去て婦の墓に散かし帰りて是を告然るに親属の者いまた帰らざるに靈魂忽然と失去して再び来る事なし其後靈絶て不來なり親屬隣家奇異の思をなはれて是を謝す師告て曰く靈

る如何ともすへからず師に回向を願ふ師光明真言土砂加持法を修し念仏回願して土砂を墓に収めしめ給ふ即時に靈得脱して其日より出です委曲は拾遺にしるす

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行狀記 坤	諦忍和上伝（仮題）
宝曆八年 (一七五八)	八年戊寅正月京師押小路淨榮居士礼謁獻ス 嵯峨御尊摺写真影一 ○二月応三村木村貞紅等諸開三菩薩戒壇受者都三十七人 ○三月上州高嚴律師門人慧隆礼謁	八年戊寅正月京師押小路淨榮居士礼謁獻ス 嵯峨御尊摺写真影一 ○二月応三村木村貞紅等諸開三菩薩戒壇受者都三十七人 ○三月上州高嚴律師門人慧隆礼謁	魂既に得脱せり再其より已ひ來らしと云々後今に至る彼隣村亡靈脱苦の回顧す多く当山に需む是師の餘沢也	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行狀記 坤
同八年三月醍醐編刻成	同八年寅三月上州の高嚴律師会下惠隆子遠く来て礼謁し聞法喜躍して去	同八年寅三月上州の高嚴律師会下惠隆子遠く来て礼謁し聞法喜躍して去	同八年寅三月上州の高嚴律師会下惠隆子遠く来て礼謁し聞法喜躍して去	同八年寅三月上州の高嚴律師会下惠隆子遠く来て礼謁し聞法喜躍して去	諦忍和上伝（仮題）
○四月奥州不能律師門	同八年三月醍醐編刻成	同八年寅三月上州の高嚴律師会下惠隆子遠く来て礼謁し聞法喜躍して去	同八年寅三月上州の高嚴律師会下惠隆子遠く来て礼謁し聞法喜躍して去	同八年寅三月上州の高嚴律師会下惠隆子遠く来て礼謁し聞法喜躍して去	諦忍和上伝（仮題）

人守興礼謁

○同月念佛無上醍醐編

影刻終功

八月醍醐編刻成て流布する

醍醐編刻成て世に行はる

○九月応ニ京師淨榮居士請ニ十六日首途枉道詣濃州谷汲山ニ礼ニ大士真容<sub>此時正是開扉令辰</sub>十九日入洛寓ニ居士小斎廿三日礼ニ嵯峨清涼寺栴檀瑞像ニ午後到ル法輪寺臨川寺ニ及レ暮宿ニ二尊院ニ廿四日礼ニ二尊及足曳真影重源請來五祖画像皇慶所持五古杵等ニ又閱ニ円先大師

同九月京都淨榮居士師を召請す十六日発途濃州谷汲山大士の開扉を胆礼し十九日入京居士の小斎に寓す廿三日より京の中外神社仏閣を順拝廿七日法林寺主良妙子の請に応す

同九月京都押小路淨榮居士と云へる者師を召請す十六日道途路を曲て濃州谷汲山大士の開扉を胆礼し十九日居士の小斎に寓す一絶を賦

同九月京都押小路淨榮居士と云へる者師を召請す十六日道途路を曲て濃州谷汲山大士の開扉を胆礼し十九日居士の小斎に寓す一絶を賦

一宿毘耶草庵中

清閑意味方濃

曉鏡敲臚乳糜熟

十利由來古仏風

居士頂戴奉持して趙壁

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	臨終所著慈覺伝來之 九条衣午後上仁和 寺經妙心寺詣北野 天満宮而還廿七日應 法林寺主良妙請良之 獻南都念佛寺所藏真 本智光變相模写図一 □齋後詔祇園社長樂 寺雙林寺高台寺清水 寺□松谷而帰廿八日 往聖光寺礼清海變 相廿九日上報恩寺 變相并礼葉室淨住寺 所藏仏牙舍利等 十月朔上永觀堂一礼	とす廿七日法林寺良妙 子召請早朝師赴給ふ主 公翻是變応し智光の變 相一幅を呈上せらる師 其深志を感称し且年来 所望の図画忽ち堂に入 を謝し給ふ同二尊院に 投宿法然上人臨終所着 慈覺大師伝來の大衣九 寺を拜謁す洛の神社仏閣 巡拝し或は法話又は往 生講を修し	八事山第五世和尚 記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）

本尊并西方変相仏舍利  
等一因詣ニ獅子谷真如

堂黒谷還二日行往生  
講三日詣賀茂下上

社四日五日六日七日  
法話授日課念佛八日  
辭京師就帰路十一

日帰山

○十月濃州谷汲山明王

院慶善礼謁

宝曆九年  
(一七五九)

九年己卯三月十五日首

途詣ニ皇太神宮并訪

鏡宮鏡岩転到ニ磯部

登朝熊岳下宿ニ理光

院過テ上川淨林寺得

厭求和尚所作弥陀尊  
像ニ実妙劉也

十月十一日帰寺

同月谷汲山明王院主

慶善  
法印  
禮謁

同九年己卯三月十五日

伊勢大神宮に詣し鏡の  
宮を訪ひ朝熊岳に登り

鏡宮鏡岩転到ニ磯部

登朝熊岳下宿ニ理光

院過テ上川淨林寺得

理光院に宿し翌日川上  
に依て法話

淨林寺に至り院主の請  
其謝として厭求上人自  
彫刻し給ふ弥陀の尊像

十月四日より七日に至  
て日ご法話日課念佛を  
受る者数を記すべから  
ず十一日帰院

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
		一船を奉らる実に絶手 の妙劉なり師歎悦斜な らす	府下某松花堂画く所の 寒山拾得の像に贊を需 む則書して与	放下無上法王位而作 箇風狂隱士朝嘯寒巖 暮還国信二人相得其 樂陶之弥陀饒舌後寂 無聞矣空余詩謁羈絆	持し帰て家宝とす 同月信州飯田英春法印 周光法印遠く来て礼謁 し往生の要道を詢決し
		人手脚			

○四月七日 園田氏持シ  
家蔵、松華堂所レ画寒山  
拾得像一來請贊則書写  
レ之

○十七日信州飯田英春  
法印周光法印遠来礼謁  
詢ニ決往生要道ニ□去  
○十九日大森寺主性黙

礼謁問ニ法要一

○八月依ニ周防州託竜  
長老請ニ撰ス西方淨土十

樂手鏡二卷廿八日起首、

八月周防国託竜長老の  
請によつて西方淨土十  
樂手鏡二卷を撰

八月周防国託竜長老の  
請に依て西方淨土十樂  
手鏡を撰し給ふ十樂は要  
集によりり

事跡念佛傳に委し  
竜子は三昧会得の人也  
西方十樂手鏡を選述

踊躍歎悦し謝して帰ら  
る尾北大森の大森寺性  
黙上人礼謁大森寺は國君の創建一方の秀刹なり  
是より以後贈答絶  
たりける

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
宝暦十年 (一七六〇)	○九月廿五日因 <sub>テ</sub> 貞真院寿松院等請 <sub>ク</sub> 授 <sub>ク</sub> 菩薩戒 <sub>ヲ</sub>	功 <sub>ヲ</sub> 至 <sub>テ</sub> 九月朔日初夜終 <sub>レ</sub>			
十年庚辰春二月赴 <sub>ク</sub> 濃州遍照院及兼山神照寺之請 <sub>テ</sub> 於 <sub>ニ</sub> 遍照院三日說法於 <sub>ニ</sub> 神照寺十日說法州人群集如 <sub>ク</sub> 稻麻竹葦改 <sub>ク</sub> 惡遷 <sub>ク</sub> 善得 <sub>ク</sub> 法雨	同十年庚辰二月美濃國兼山信友寺の村人の請により信友村遍照院道師の跡に三日兼山神照寺師始所住 <sub>テ</sub> 十日滯留說法	十月府下信尼 <sub>貞信院</sub> 等壽松院等の願求に依て菩薩戒を授与同檀の僧俗数百員	然し婆娑の十苦を演て厭離 <sub>ヲ</sub> を勤るものは師の新意なり託竜師は三昧發得の人なり事跡念佛神力伝に委し		
	山信友等の民師を召請し化を需む請に応し信友遍照院に三日滯留法話兼山神照寺師初住 <sub>ニ</sub> 十日說法州人群り集る	同十年庚辰二月濃北兼山信友等の民師を召請し化を需む請に応し信友遍照院に三日滯留法話兼山神照寺師初住 <sub>ニ</sub> 十日說法州人群り集る			

潤者不可勝計  
受日課念佛者数百人  
求書写名号等一人指  
不堪屈スルニ

○三月本州妙興禪寺  
出鎮利靈貨一許人恣  
來見依之廿二日到レ  
彼隨喜之從其直往ニ  
江州木下淨信寺礼地  
藏大士<sub>（竜樹之所作）</sub>転路上ニ  
竹生島詣<sub>シ</sub>弁才力社<sub>二</sub>  
駕船泛湖上著<sub>キ</sub>唐  
崎詣坂本山王社<sub>二</sub>礼<sub>シ</sub>

同三月妙興寺に詣江州  
木下淨信寺に往て地藏  
尊を拝し路を転して竹  
生島に上り唐崎に着坂  
本より叡山に登り矢背  
大原を過て京に入所々  
礼拝し四月十日帰院

同三月州の妙光寺<sub>所に勅願</sub>  
して濟家の秀利也靈貨を出し  
て人の拝看する事を許依て至  
詣し拝觀し其より直に  
江州木の本<sub>（淨信寺）</sub>地藏尊  
梵<sub>（童猛大士の作）</sub>土より飛來の像前に詣  
し路を転して竹生島に  
登り弁才天大悲尊等を  
拝し眺望眼を極め一絶

事稻麻竹葦の如く法雲  
覆ひ法雷震ふ惡を改め  
善に遷り法雨の潤を蒙  
る者勝て數ふへからず  
誓て日課念佛を受ける者  
數百員名号手書し給へ  
と求る輩指を屈するに  
堪へす

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	叡山諸堂 <sup>ヲ</sup> 二經 <sup>ヲ</sup> 矢背 <sup>ヲ</sup> 至 <sup>リ</sup> 大原 <sup>ニ</sup> 見 <sup>ニ</sup> 勝林院來迎院 寂光院 <sup>ヲ</sup> 自 <sup>リ</sup> 静原 <sup>ニ</sup> 之 <sup>キ</sup> 鞍 馬山 <sup>ニ</sup> 詣 <sup>レ</sup> 黄船社 <sup>ニ</sup> 過 <sup>リ</sup> 紫 野大徳寺 <sup>ニ</sup> 宿 <sup>シ</sup> 智積院 <sup>ニ</sup> 帰路歷 <sup>テ</sup> 東海道 <sup>ヲ</sup> 而四月 十日入 <sup>ル</sup> 寺 <sup>ニ</sup>	崛起湖中孤絶島 神仙勝境画難 <sup>く</sup> 成 雲間明月波心玉 此景此時誰得 <sup>レ</sup> 評	崛起湖中孤絶島 神仙勝境画難 <sup>く</sup> 成 雲間明月波心玉 此景此時誰得 <sup>レ</sup> 評		
前題	日本八景 三井晚鐘 崎夜雨 粟津唐 晴嵐 矢橋帆 比良暮雪 堅田落鷹 勢田夕照 石山	与	此夜島中に宿し明晨船 に駕して湖上に泛ひ順 風船を送て唐崎に著坂 本を過て叡岳に登り一 胆に淡海の八景を眺望 し一律を賦て侍者に給		
是秋月 尽在淡海故日淡海八景象中 華瀟湘八景此詩每一句一景					

見鳴

江天欲暮鐘声遠

夜雨濛々松樹辺

日出林梢晴嵐度

煙消水口片帆連

嶺頭老去雪班白

沙上印成厂幾千

橋面夕陽相收処

月臨山殿石欄前

矢背大原洛北の靈閣を

拝覽し智積院に逗宿し

四月十日  
飯院

○同月前中納言宗春公

請<sup>シテ</sup>修<sup>セシムヲ</sup>加持土沙法<sup>ヲ</sup>  
仍<sup>テ</sup>修<sup>ス</sup>行<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>一七日

同月前国主黃門宗春卿  
の命によつて加持土砂  
の法を修する事一七日

公大に喜ひ八事山の三

大字を親書してこれを

同月前中納言宗春公の  
仰に依て十七日の間土  
砂加持法を修し奉り給

ふ公大に悦て自ら八事

山の三大字を手書し是

先國君黃門公の覓<sup>モトメ</sup>に  
依七ヶ日土沙加持を修  
し給ふ<sup>是國家安全諸人受業</sup>  
<sup>業障消滅後生淨土の</sup>  
<sup>御祈願の</sup>  
<sup>為なり</sup>  
黄門公歎喜斜な  
らす八事山の三大字を

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
宝曆十一年 (一七六二)	○秋七月宗春公手書 八事山三大字賜之 ○十月大坂生玉九應寺 主任阿上人特來拜謁 鏡印刻終功	賜ふ師乃模写して扁 とし弥陀堂に掲ぐ	を贈給て勞を謝したま ふ師此三大字を模写して木に 刻て是を弥陀堂に掛給ふ	十月大坂九應寺任阿上 人特に來て礼謁 同十一年辛巳二月十樂手 手鏡刻成て天下に流布す	手書し是を給て勞を謝 し給ふ師是を模写し額とし て弥陀堂に此を掛け
○四月相州藤沢遊行五 十二世一圓上人巡国 因例留三州之萱津光明 寺上人所伝持弘法 大師真跡仏号側有三梵 文數字不能讀是之	刻成	同十一年二月十樂手鏡	同十一年辛巳二月十樂手鏡	同十一年辛巳二月十樂手鏡刻成て天下に流布す	手書し是を給て勞を謝 し給ふ師是を模写し額とし て弥陀堂に此を掛け
○四月相州藤沢 上人又作 一圓巡國の序伝持 する所の弘法大師真跡 の仏号の側に梵書あり 往昔より讀得さる由に て是を以て師に寄て	す	十月大坂九應寺任阿上 人特に來て礼謁 同十一年辛巳二月十樂手 手鏡刻成て天下に流布す	十月大坂九應寺任阿上 人特に來て礼謁 同十一年辛巳二月十樂手 手鏡刻成て天下に流布す	藤沢遊行上人一海寺の 重寶弘法大師真筆の仏 号上右に梵書あり 古來より通曉し難し師に 依て明らかにせん事を 需らる師則通曉し給ふ 上人歎躍量りなし	手書し是を給て勞を謝 し給ふ師是を模写し額とし て弥陀堂に此を掛け

以寄ニ之ヲ師ニ請レ読レ之  
師立クチコロニテ 読レ之而返上  
人歎喜無極遣ニ价值ナリシ  
贈テ珍菓ヲ謝ス之

○七月右脚有リ麻木患一  
浴濃州□□山温泉二十  
日而還ニメル

八月念佛神力伝を撰

これを説明ん事を乞師  
拝覧して立所に是を読  
み明らかめ返晋ある上  
人歎躍無極价值を遣し  
珍菓を贈てこれを謝せ  
らる

八月師念佛神力伝を撰

八月念佛神力伝を撰  
す穩岡師幹縁を主り防  
州山田大愍居士に晋む  
居士拝し読隨喜に絶す

彫ク之

同十二壬午正月武の智

堂上人礼謁乞ヒ励  
應編を訂校し且序を需

宝曆十二年  
(一七六二)

捨テヨラム貨彫ク之

十二年壬午正月東武縁

山智堂上人礼謁乞ヒ励  
声念佛感應編校訂ヲ且

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○三月応 <sub>ム</sub> 州細目村 東光寺之請 <sub>セントラニ</sub> 十八日 <sub>ヨリ</sub> 至 <sub>テ</sub> 四月八日 <sub>ニ</sub> 説法遠近 歎呼動 <sub>ス</sub> 山受 <sub>ル</sub> 課者若干	同十二年壬午三月濃州 東光寺の招請によりて 十八日発途其日彼地に 至り翌日より法話四月 八日至る前後廿日	らる師領 <sub>レ</sub> 之 同年三月濃東 <sub>ム</sub> 細目東光寺 の請に赴き <sub>セントラニ</sub> 四月十八日迄 二十日の間法雷大に震 ひ遠近雲集し歎声山岳 を動す益を蒙る四衆無		
	同月藤沢上人去年質所 の大師の梵書に讀を求 らる速に贊詞成る <sub>自下</sub> 其前書	際 <sub>日課念仏を受ける者亦多</sub> 同月江戸高雄山藥王院潮音師礼謁 法話數刻			
藤沢遊行五十二世海 上人以大師真跡六字 名号請題讀詞則応其					

需云

六字嘉号呈名義具足之  
靈奧五大制底現本有円  
成之妙体宝蓋覆天也供  
養無尽獅座蟠地也三毒  
氷消一胆一礼德回計稽  
首和南聊獻筆供

長一尺七寸  
巾七寸五分斗

已上墨付之

寸也

南無阿弥陀仏

此本面上蓋より下台

に至て長壱尺七寸程蓋

座巾八寸斗

師自筆の写什宝とす

○閏四月武州高尾山藥

王院潮音礼謁

○同月藤沢一圓上人

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行八事山業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	求贊 <small>ムセシナラ</small> 去年所 <small>ノ</small> ニ來質 <small>スル</small> 弘法大師六字名号 <small>ムサシノシマツ</small> 贊詞速成貽 <small>ル</small> 之				
	○夏六月中納言宗春公賜蓮一瓶 <small>ヲ</small> 有 <small>リ</small> 謝詩 <small>一</small>	同六月中納言宗春公蓮花一瓶 <small>ヲ</small> を賜ふ詩 <small>ヲ</small> を作て	同六月前黃門公蓮華一瓶 <small>ヲ</small> を給ふ則一絶并 <small>ハ</small> に和歌 <small>ヲ</small> を詠して其恩賜 <small>ヲ</small> 謝し給ふ其辭曰		
		謝恩			
		奉謝			
	前黃門公夏日賜蓮 溽暑炎炎山欲然無 風無雨堪暝々忽看 香氣洗煩熱瓶裡交 枝紅白蓮				
	三伏の比君の許より 蓮花を手 <small>ハ</small> から瓶に さしはさみて送り給				

ひたるを悦ひ奉て

濁りにもそまぬ美香

のはちす花見ても涼  
しきわかれと終はる

色深き君かなさけの花  
の香を

誰に語りて

ともにきかまし

今月光明大師行状記刻

今月光明大師行牒記刻  
成て宇内に流布す

○冬十月依ニ中郷村光

明院主文仙請ニ立菩薩

戒壇ニ受者凡二十二人

○同月善導大師行状記

□刻畢ノ功

○同月石薬師駿良才禪

同冬勢陽石薬師良才禪

石薬師の良才上人東武  
記刻なりて宇内に流布す  
同十二年善導大師行状

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坪	諦忍和上伝（仮題）
宝暦十三年 (一七六三)	<p>師礼謁</p> <p>十三年癸未正月元日以 呂波問弁成ル</p> <p>○同月弘法大師念佛法 語直解成ル</p> <p>○四月五日依ニ衆請ニ 立ニ菩薩戒壇ニ受者凡百 余人同日部田祐福寺主 玄通上人礼謁</p> <p>○四月廿日念佛神力伝 利叨既成布ニ護天下</p> <p>○同月紀州黃門公 命ニ東叡山凌雲院僧 正一借ニ空華隨筆写シ之</p>	<p>同十三年癸未春以呂波 問弁を撰す</p> <p>同十三年癸未春以呂波問 弁を選す</p>	<p>師礼謁</p> <p>同十三年癸未春以呂波問 弁を選す</p>		
	同四月念佛神力伝刻成	四月神力伝刻成る			
	同月東尾祐福寺通玄上 人拝謁此頃東都東叡山 凌雲院僧正より師の述 作せる空華隨筆を借て 騰写せん事を乞はる師				

即艸本一部是を贈進す  
是は記に黄門公より僧正  
へ命あるに依てなり僧正

速に諾ありしを謝せら  
る

○八月勢州円福寺主黃

槩端倪禪師南源禪師  
之法孫礼謁

○九月二日從□前黃門

宗春公礼謁請ニ開示ヲ師

垂誠割切勸ニ誘淨業ヲ公

歡喜仰信受シテ三十念ヲ而還ル

同九月前黃門宗春卿登

山廟參の序に「師に仏道の  
立寄給ふ」

要を開示あらん事を乞

給ふ師垂誠割切淨業勸

誘あり公聽法歡喜仰信

席を去て礼し且光明真

言三帰十念を受得し御

帰館是より日々称名誦

呪退廃し給はす一生を

終給ひしとかや

從リ是日日修ニ称名ヲ而

至ル臨終□

八月勢州円福寺端倪禪  
師南源禪師  
之法孫也來謁

九月二日前黃門公登山

師に謁して仏道の要を開示

あらん事を需給ふ

師種々法話の後謂白公

経に云く大王来る道は

し帰るみち用心すへし

と会し給ふやと 公点

頭領解し歡悦斜ならず

席を去て礼し光明真言

十念等得受有て踊躍歡

喜涯りなく御帰館まし

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○冬十月濃州郡上八幡	○同月廿日前黄門公侍女數輩礼謁蒙開示受三十念而去	同月廿日公の侍女等數輩礼謁十念を受	同月廿日公の侍女等數輩礼謁師の開示に預り十念等領受し悦て帰る	ましける其後誦称名増進不退目出度終焉のあらせ給ひとかや	
同十月濃州郡上八幡城	○同月薗州石垣大乘寺主善海野上法然寺主好成善防田法輪寺主円成礼謁請授与円頓戒師則立□授之并授与日課称名	同月廿日公の侍女等數輩礼謁十念を受	記の石垣大乘寺主善海子野上法然寺好善小野田法輪寺円成子等の數輩登山拝謁法話を乞円頓戒を受得せん事を願求あり師諾有て檀を設て無尽戒授与し日課念佛を与へ給ふ各歡喜作礼して去	同月廿日公の侍女等數輩礼謁十念を受	
十月濃北郡上八幡城下					

城府池戸周美居士為ニ  
亡母亡妹一施ニ淨財一刻ニ  
弘法大師念佛法語直解  
及坐具顯正錄并衣色之

下池戸周美考妣の為に  
弘法大師念佛法語直解  
坐具顯正錄を刻し功成  
て流布す

に池戸周美居士と云へ  
る信士あり先妣妣の為  
に淨財を捨て弘法大師  
念佛法語直解等印剋す  
梓成て卒土に流布す

明和と改元

宝曆十四年  
明和元年  
(一七六四)

十四年甲申世寿六十歳  
僧夏三十七

同十四年甲申春師年六  
十法臘三十七年

同十四年甲申春師滿六  
十歲法臘三十七

師先年知多郡遊暦の砌

師歳六十前後の頃本州

常滑の に於て大なる  
甕を焼しめんと命ず然  
るに今砌出来して持し  
来る師大に喜悦て吾葬  
具既に備足せりと云て

彼甕に題して云

知多郡常滑は陶器を以  
て名を得候処故其所の  
帰依の俗士に大なる甕  
を作らん事を求め給ふ  
俗士速に造りて人をし

て荷わせる師大に喜  
ひ給ふ俗士何の用にか  
し給ふと問ひしに師吾

不費薪火 一甕万足  
資第に遣囁し給はく吾  
葬具に備ふとのたま云

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○二月廿八日應 <sub>レ</sub> 請立 <sub>ニ</sub> 菩薩戒壇 <sub>ヲ</sub> 受者凡 <sub>ニ</sub> 八十 余人		命終する共必ず棺材を費す事勿れ白布を以て死体を包み此甕に入埋むへしとはを聞いて意ある者は彼淨土晨鐘に言中に入て念佛せし遺風□りと感しける	ひしかは俗士に大に嬉 <sub>ハシム</sub> ひ甕を用ひ給ふ意を誌 <sub>シ</sub> 給へと乞則筆を取て蓋に書し給ふ文に云不須剃髪 不須沐浴	
○七月十八日周美居士 請遊 <sub>ニ</sub> 濃州郡上 <sub>ニ</sub> 二十八日 宿 <sub>ニ</sub> 犬山 <sub>ニ</sub> 十九日泊 <sub>ニ</sub> 上 有知 <sub>ニ</sub> 廿日入 <sub>ニ</sub> 八幡 <sub>ヲ</sub> 廿 二日登 <sub>ニ</sub> 長瀧寺 <sub>ヲ</sub> 閱 <sub>ニ</sub> 宋	七月郡上周美居士の乞 により十八日發途周美 の宅に入彼地天満天神 石上出現の像の記を作 り末に一偈を書す翌日 首途有て彼に至り給ふ	二月菩薩戒壇を建 <sub>テ</sub> 數百員登 <sub>テ</sub> 檀受 <sub>テ</sub> 佛戒	七月郡上周美居士來謁 し師の濃北に遊化せん 事を勧む師從來此意あ りし故大に悦て十八日 同 <sub>ニ</sub> 年七月自恣後濃北郡 上周美居士の請に依て 彼の地に至化他無量な り具には別に誌 <sub>シ</sub> 拾遺 <sub>ス</sub> に	ひ甕を用ひ給ふ意を誌 <sub>シ</sub> 給へと乞則筆を取て蓋に書し給ふ文に云不須剃髪 不須沐浴	ひ甕を用ひ給ふ意を誌 <sub>シ</sub> 給へと乞則筆を取て蓋に書し給ふ文に云不須剃髪 不須沐浴

本大藏經宿經聞坊  
廿五日返八幡洞泉寺  
主程玄請法話仍廿六  
日至廿八日一揮譚  
柄來詣聽聞者殆  
頃城村誓受日課念  
仏者凡百余人

長滝寺に至る彼寺の什  
宝宋本の藏經を聞し其  
夜經門坊に宿翌日洞泉  
寺主程玄師法話を乞さ  
るにより三ヶ日法話□  
朝辭して帰路に赴く

則周美居士の宅に入一  
類親屬挙來て拝謁し法  
話等聽聞し踊躍究なし  
其頃真名川といへる所  
にて神石上に出現し給  
に就師に是か記を作ら  
ん事を需則ち国字を以  
て是を書して与ふ且巻

末に一偈を賦并に和歌

を詠す元來眞字漢文の記あ  
りしかれ共俗に直しあ  
かたしある師國  
字に訳し給ふ

濃州郡上菅神現石上

其像甚分明遠近尊崇

應需作和字記述偈云

信水澄時月影來妙應妙  
感実奇哉慈光普照三千

界直使蒼生登玉台

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
		濃州真名川といへる 所より蒼神の石像出 給ひけるとてその縁 起を事具とてたのみ けるまして委しく記 侍りて其末にかくな ん録し侍る	真名川の流れの水 の清ければ影をも やとす秋の夜の月		
	翌日師長滝寺に詣し彼 寺什宝宋本の大藏經を 閱其夜経門坊に宿し其 翌洞泉寺を訪主翁 <small>程玄 老衲</small>				
	拝謁し法話を求らる即 其請に応し三ヶ日の間				

法鼓を敲譚柄を揮來詣  
聽法する者殆城村を傾  
るに至誓て日課を請る  
者数百員委く數を記す

師

一絶を作て院主に与

初登洞仙寺

境幽坐事稀

清談真有味

喜色滿庭園

八日上有知に帰り刀を

泛て河流に隨ひ西庄に

着し立政寺を訪ひ帰寺

八月四日帰ル上有知ニ六  
日泛ヘテフネラ刀於河流ニ下ニ著ク  
西之庄村ニ訪ツ立政寺ヲ  
八日返ル山ニ

日帰山

\*日、月の誤写か。

同九月前黄門公師に謁  
し仏道の要を聞給ふ師  
種々法話畢て師公に謂  
て曰く經に大王来る道

		年号	八事山諦忍和尚年譜
		諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷
		諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
既終ル	○九月弘法大師念佛法語直解坐具顯正錄刊功	より帰る道用心すべしと答し給ふ也と公點頭領解歡喜し給ふ光明呪念佛十念等を受喜躍際りなく御帰館ありしかや	紀州石垣善海野上好善小野田円成等師に乞て円頓戒を受け戒相細に聞秘密念佛の淨門称名に附合するの旨を聴聞し歎喜作礼而去
	九月大師念佛法語の直解刻成る	同年濃州郡上池戸氏父母追貢の為師の述せる弘法大師念佛法語を剋て海内外に流布す	



年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	遅近一誓受三日課念佛者五十余人	三月四日山上村に至り先妣秋月院の墓に詣三十三回の忌を修し六日遠忌故也六日返山	三月四日山上村に至り先妣秋月院の墓に詣三十三回の忌を修し六日帰山	然受潤の者遅近治し誓て日課念佛を受ける者数記るに筆を絶す夫より山之上村に至り先妣秋月院の三十三の遠忌を修し墓所に詣て如在の礼濃に追善回願至誠なる事絶詞 <small>四月六日飯院</small>	
○同月廿五日応中郷 村諸信士請法話三日	○四月八日応稻葉鈴木等請修從三品前黄門賢隆院殿法事	四月八日國君賢隆院殿追福法会	同月八日國君三品賢隆院殿大居士の御追責御法会を修し報謝に満へ奉り給ふ稻葉氏鈴木氏等參詣燒香師の芳志を謝せらる		

				同三年春梵網古跡開講 信州飯田專廊吉田梅英山吹全 真等の衆みなみな講を聞受戒 して歎喜無	同二年春奥州信夫郡勇 猛上人來謁共に法義を 談し日の西山に傾くを 知り給はすとかや
○七月盆供施餓鬼問弁成ル	○同月奥州信夫郡笠生津 津称名庵主勇猛上人礼謁	同三年丙戌春諸子の需に 応し梵網古跡記講演	七月奥州信夫郡笠生津 称名勇猛上人礼謁		
○四月七日信州飯田来迎寺專廊上人同州吉田光專寺 主專廊上人吉田光專寺 梅英師山吹光明寺全真 子等來謁し受戒を願求 せらる和上許諾有て速 受戒即授与之山吹	夏四月信州飯田来迎寺 主專廊上人吉田光專寺 梅英師山吹光明寺全真 子等來謁し受戒を願求 せらる和上許諾有て速	同三年丙戌梵網古跡を 講	同三年丙戌梵網古跡を 講	同三年丙戌春諸子の需に 応し梵網古跡記講演	同三年丙戌春諸子の需に 応し梵網古跡記講演
○四月七日信州飯田来 迎寺專廊上人同州吉田 光專寺梅英上人同州 山吹光明寺全真來乞ニ 受戒即授与之山吹	○四月七日信州飯田来 迎寺專廊上人同州吉田 光專寺梅英上人同州 山吹光明寺全真來乞ニ 受戒即授与之山吹	同三年丙戌梵網古跡を 講	同三年丙戌梵網古跡を 講	同三年丙戌春諸子の需に 応し梵網古跡記講演	同三年丙戌春諸子の需に 応し梵網古跡記講演

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	領主座光寺氏義芳居士 呈 <sub>ニ</sub> 称名感應記 <sub>ヲ</sub> 求 <sub>ム</sub> 添 削 <sub>ヲ</sub> 并 <sub>ニ</sub> 請 <sub>フ</sub> 序 <sub>ヲ</sub> 又 <sub>ニ</sub> 即 <sub>チ</sub> 可 <sub>ス</sub> 其 需 <sub>ニ</sub>		に甘露門を開き即ち仏位に入しむ各大覺同位の信心胆に銘し真是仏子の嬉ひに絶ざりき其砌山吹領主座光寺氏義芳居士称名感應記を師に呈して添削を求并に此の序を請はる則校閲功畢て序文を撰して贈給ふ居士歎喜頂戴して恩を謝詞あり	に甘露門を開き即ち仏位に入しむ各大覺同位の信心胆に銘し真是仏子の嬉ひに絶ざりき其砌山吹領主座光寺氏義芳居士称名感應記を師に呈して添削を求并に此の序を請はる則校閲功畢て序文を撰して贈給ふ居士歎喜頂戴して恩を謝詞あり	
○四月十日出羽最上楯岡本覚寺主玄默礼謁	同七月十五日梵網經要解成	同月日出羽最上楯岡本覚寺玄默師礼謁	同十月羽州最上玄默上人礼謁		
○從 <sub>ニ</sub> 正月 <sub>ニ</sub> 至 <sub>テ</sub> 七月十 五日 <sub>ニ</sub> 梵網經要解十卷 并 <sub>ニ</sub> 或問一卷著述功畢 <sub>ル</sub> 知	解竣功				
全部十卷功畢 て梓工に附 智恩院前大					

恩院大僧正淳真作序

引

僧正淳真上人隨喜の余  
り是か序を造て贊歎せ  
らる

九月の末紅葉を見て詠  
あり 秋の末つかた庭の紅葉  
のさかりなる頃 唐詩の  
霧葉紅於二月花の句  
思ひ書てくなんか

霧にそむるもみちの  
色はきさらきの 美に  
もま

さる秋  
の夕暮

明和四年

(一七六七)

四年丁亥二月奥州相馬

郡鹿島町人特來拝謁

持<sup>ヒ</sup>七十六人名簿<sup>一</sup>而  
乞<sup>ヒ</sup>授<sup>ニ</sup>与<sup>ム</sup>日課<sup>ヲ</sup>并求<sup>ニ</sup>書  
写<sup>ス</sup>名号<sup>ヲ</sup>一則<sup>ヲ</sup>授<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>

同四年丁亥二月奥州相馬  
鹿島町信俗数輩特に來  
て師に礼謁し七十六人  
の名簿を捧て日課を授  
与せん事を乞并に名号  
書し給はんと求む其思  
求に隨て是を与へ給ふ  
各感涙咽喉にせまり歎

同四年奥州相馬廉鳴町  
信俗数輩師拝謁し七  
十六人の名簿を捧て日  
課念佛を字名号を頂受  
し歎喜落涙咽喉にせま  
り生仏に到り思ひを成  
して帰りしどや

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○同月廿六日応織田 長宜寿昌院等請建菩薩戒壇受者都百人		無究	同月府の老臣織田遠江侯 <small>録四千石時に老職</small> の妣寿昌院尼公円頓戒を受んと乞則檀を建て毘尼珠光々鮮なり同入数百人戒香に薰す	
	○同月廿九日応赤童子村長幡寺請從廿九日至三月七日説法日々聽徒数千人充溢	同四年丁亥二月丹羽郡赤童子村長幡寺の請に赴き九ヶ日の間説法	今月州乾丹羽郡赤童子村長幡寺の請に赴き給ふ <small>九ヶ日の間説法聽徒日々數千人</small> 淄素庭園に充溢す帰路の序中奈良岩倉等の里に於て説法蒙潤数万日課念佛を受る者千七百余 <small>未曾在有と唱</small> 人		
	良村弥陀堂説法十日 十一日応岩倉誓願寺 請説法前後受日課 者一千七百人	庭闈一八日九日至中奈良 良村弥陀堂説法十日 十一日応岩倉誓願寺 請説法前後受日課 者一千七百人			

○同月参州作人島宗運 寺主隆鳳興空礼謁請テ 受学悉曇 <sub>ヲ</sub>	三州作久島宗運寺主隆 鳳悉曇伝法を需らる 山内寮舎に寓居皆伝已且三聚淨戒を 納受し歓喜而去
○四月十六日応 <sub>ニ</sub> 隆鳳 <sub>ヲ</sub> 請 <sub>ニ</sub> 建 <sub>ニ</sub> 菩薩戒壇 <sub>ヲ</sub>	
○七月十五日自恣四十 夏円満	同七月十六日師四十夏 同七月十五日師四十夏満
○同月応 <sub>ニ</sub> 隆鳳 <sub>ヲ</sub> 請 <sub>ニ</sub> 講 <sub>ニ</sub> 大光普照集 <sub>ヲ</sub>	す <sub>喜悦</sub> 同月隆鳳子等発起して 十巻章開講
吽字義声字義秘藏宝鑰 心經秘鍵 <sub>ヲ</sub>	九月城北小氣淨音寺の 請に赴き院主の需に仍て大光普照集を講演化 益無量無辺なり去りし頃師の自述の大光普照 集を將軍家御簾中心観
○九月応 <sub>ニ</sub> 小氣村淨音 寺 <sub>ヲ</sub> 寺請 <sub>ニ</sub> 講 <sub>ニ</sub> 大光普照集 <sub>ヲ</sub> 九日□八座聽徒数千人 受 <sub>ル</sub> 日課 <sub>ヲ</sub> 者若干	心觀院大夫人師の作せる大光普照集電覽有て 歓悦の余り六字名号を手書し師に贈り報謝し 給ふ <sub>師一生内仕に安置し御庫に納めて</sub> 回願し給ひける没後御

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○十一月洛北大原古知 谷現住宅亮以 <sub>ニ</sub> 開山彈 晉上人絵詞伝草稿遠 <sub>ヲ</sub> 呈 <sub>レ</sub> 師請 <sub>ニ</sub> 訂正 <sub>ヲ</sub> 師則 <sub>チ</sub> 校 <sub>ニ</sub> 閱 <sub>シ</sub> 之 <sub>ヲ</sub> 并作 <sub>レ</sub> 序 <sub>ヲ</sub> 又 著 <sub>ニ</sub> 翼贊 <sub>ヲ</sub> 一卷 <sub>ヲ</sub> 贈 <sub>レ</sub> 之 <sub>ヲ</sub>	○十一月洛北大原古知 谷現住宅亮以 <sub>ニ</sub> 開山彈 晉上人絵詞伝草稿遠 <sub>ヲ</sub> 呈 <sub>レ</sub> 師請 <sub>ニ</sub> 訂正 <sub>ヲ</sub> 師則 <sub>チ</sub> 校 <sub>ニ</sub> 閱 <sub>シ</sub> 之 <sub>ヲ</sub> 并作 <sub>レ</sub> 序 <sub>ヲ</sub> 又 著 <sub>ニ</sub> 翼贊 <sub>ヲ</sub> 一卷 <sub>ヲ</sub> 贈 <sub>レ</sub> 之 <sub>ヲ</sub>	十一月洛北古知谷宅亮 和尚來謁彈晉上人絵詞 伝草稿を持し来て訂正 を乞師校閱し序を作且 是か翼贊を著してこれ を贈給ふ亮公歎躍	院殿上覽有て隨喜之余 り六字名号を手書して 贈り給る師内仕安置あり	洛北古知谷宅亮上人獻 求上人の伝を撰述せん 事を求らる師則需に応 し即時速作 <sub>ヲ</sub> 并彈晉上人絵 詞伝訂正せん 事を乞はる是亦即時 に成て世に行はる	十一月光明真言加持土 同月影ニ刻土沙功德 同月影ニ刻土沙功德
○同月備後福山定福寺 眠竜以 <sub>テ</sub> 師曾所 <sub>ニ</sub> 校訂 <sub>スル</sub> 蕉窓漫筆於 <sub>レ</sub> 洛梓行功 成 <sub>ル</sub> 寄 <sub>ニ</sub> 一部 <sub>ヲ</sub> 謝 <sub>レ</sub> 之 <sub>ヲ</sub>	○同月備後福山定福寺 眠竜以 <sub>テ</sub> 師曾所 <sub>ニ</sub> 校訂 <sub>スル</sub> 蕉窓漫筆於 <sub>レ</sub> 洛梓行功 成 <sub>ル</sub> 寄 <sub>ニ</sub> 一部 <sub>ヲ</sub> 謝 <sub>レ</sub> 之 <sub>ヲ</sub>	同月備後福智山定福寺 眠竜子 <sub>（上州大光院）</sub> 海上人の徒蕉窓漫 筆を持し来て師に呈せ らる <sub>（是去し年師に就て訂正</sub> <sub>する所の書今刻成に依</sub> <sub>て進</sub>	十一月光明真言加持土 同月影ニ刻土沙功德	十一月光明真言加持土 同月影ニ刻土沙功德	十一月光明真言加持土 同月影ニ刻土沙功德
今月師光明真言加持土砂加持法	今月師光明真言加持土砂加持法	今月師光明真言加持土砂加持法	今月師光明真言加持土砂加持法	今月師光明真言加持土砂加持法	今月師光明真言加持土砂加持法



年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
湊 <sup>ス</sup>	○同月飛保曼陀羅寺主 真空礼謁	○四月撰 <sup>ス</sup> 日本最初念 仏法語謬註一卷	四月日本最初念佛語 謬註を撰	同月州北飛保曼荼羅寺 真空上人礼謁	
	○五月著 <sup>ス</sup> 信州源西往 生記一卷依 <sup>テ</sup> 筑後久留 米蓮西之請 <sup>ニ</sup> 也	○五月著 <sup>ス</sup> 信州源西往 生記一卷依 <sup>テ</sup> 筑後久留 米蓮西之請 <sup>ニ</sup> 也	四月日本最初念佛語 謬註を撰し給ふ	四月日本最初念佛語 謬註を撰し給ふ	
	九月筑後久留米蓮西法 子登山して信州源西往 生記を著し世に流布せ ん事を求 <sup>ス</sup> 草案を持し来て呈 述し梓 <sup>ス</sup> を 催末成	九月国君の御母堂参詣 并京豊岡三位の息女涼 行院殿礼謁法話聴聞歎			
○九月廿五日国君母堂 英巖院大姉来詣					

喜作礼して帰館

明和六年  
(一七六九)

○十月九日応<sub>ニ</sub>岱公智  
嶽智嶺等請<sub>ニ</sub>建<sub>ニ</sub>戒壇<sub>ヲ</sub>

受者都<sub>テ</sub>七十人

○同月京都豊岡三位、息  
女涼行院礼謁

六年己丑正月古知谷亮

亮寄<sub>ニ</sub>彈誓上人絵詞伝

新刻一部<sub>ヲ</sub>謝<sub>ス</sub>之

○二月廿二日応<sub>ニ</sub>隆鳳  
等請<sub>ニ</sub>講<sub>ニ</sub>談法華經科  
註<sub>ヲ</sub>

同六年己丑二月法花科  
註を講

同六年己丑正月古知谷亮  
上人弾誓上人新刻伝記  
獻せらる<sub>ニ</sub>為謝訂正  
等之恩也

二月法花科註講談等隆鳳  
子発起

三月建中<sub>ニ</sub>香雲上人に代  
て犬山専念寺の銅鐘の  
銘を撰<sub>ス</sub>

同六年諸人発起に依て  
法華科註講演

○三月代<sub>ニ</sub>建中寺現住  
香雲<sub>ニ</sub>撰<sub>ス</sub>犬山専念寺  
念寺之鐘銘<sub>ヲ</sub>

○四月勢州一身田門主  
以<sub>ニ</sub>价值<sub>ヲ</sub>請<sub>ニ</sub>門下新著  
書校<sub>ニ</sub>正之<sub>ヲ</sub>且加序師  
書を呈し是か序を成し

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坪	諦忍和上伝（仮題）
	○同月本州木賀崎長母 寺惠覺礼謁求 <sup>ム</sup> 著 <sup>サシコヲ</sup> 無 住國師 <sup>ヲ</sup> 傳 <sup>テ</sup> 師可 <sup>ス</sup> 之	且訂正を需らる師諾	八事山第五世和尚		可 <sup>ス</sup> 之
	○八月施餓鬼問弁彌刻 功成 <sup>テ</sup> 播天下	八月施餓鬼問弁刻成	秋七月州艮木ヶ崎長母 寺惠覺老衲來謁し無住 國師の行蹟記を撰述あ らん事を請はる師許諾	行業記下卷	八月施餓鬼問弁刻成
	○九月奥州遠野善明寺 主無蓋礼謁持 <sup>ニ</sup> 石垣金 光上人事 <sup>ヲ</sup> 求 <sup>ム</sup> 師校 <sup>ニ</sup> 正之 <sup>ヲ</sup> 且加 <sup>ラ</sup> 序師可 <sup>ス</sup> 之	天下に伝播	秋七月州北木ヶ崎長母 寺惠覺禪翁の需に依て 無住國師道跡考撰述し 行はる	諦忍大和尚行状記 坪	八月施餓鬼問弁刻成
○同月因 <sup>テ</sup> 清洲正覺寺	同月府西清洲正覺寺称	今世に			

称譽等請建戒壇受  
者七十四人

菩薩等の請に因て菩薩

戒壇を建同業数百人

十月藝州以八上人行状  
の記を撰す亮公の  
需に依

同時穩問老人の請に因  
て勇進念佛鈔の序を作  
且校訂功畢す

亮公の需に応し藝州以  
八上人の伝記述作  
に行世

○十一月因古知谷亮  
公願撰藝州嚴島以八  
上人行状記一卷

○因穩問請校正勇  
進念佛鈔且作之序

明和七年  
(一七七〇)

七年庚寅正月廿九日

因信教寺奇善等請  
建戒壇凡受者百十七

人

○三月犬山津賀尾寂光

同七年庚正月信教寺奇  
善等百余員の為に円頓  
戒壇を建

同七年庚寅三月犬山津

同三月犬山津ヶ尾寂光号寂

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
寺觀世音開扉 <small>道昭開基</small> 師登レ 之礼敬直乗船到桑名 名參詣皇太神宮經 <small>テ</small> 田丸上和州室生山 礼長谷大士道南都 觀光洛城經東海道 而還ル	ケ尾寂光院大悲尊開扉 に就師登山直に舟に乗 て桑名に至り伊勢大神 宮に詣し和の室生山に 上り堅恵大徳の旧跡を 拝し初瀬に到大士を拝 し南都に至り京を過て 東海道より寺に帰	觀音開扉を拝し直に船 に乘し皇太神宮に詣し 路を転して和の室生山 に登堅恵大徳の旧跡を 拝し初瀬に至て大悲尊 を拝 <small>作あり</small> 上長谷寺 長知何處穿白雲入翠 微山川連眼界花柳鎖 房扉金像似將語高堂	觀音開扉を拝し直に船 に乘し皇太神宮に詣し 路を転して和の室生山 に登堅恵大徳の旧跡を 拝し初瀬に至て大悲尊 を拝 <small>作あり</small> 上長谷寺 長知何處穿白雲入翠 微山川連眼界花柳鎖 房扉金像似將語高堂	觀音開扉を拝し直に船 に乘し皇太神宮に詣し 路を転して和の室生山 に登堅恵大徳の旧跡を 拝し初瀬に至て大悲尊 を拝 <small>作あり</small> 上長谷寺 長知何處穿白雲入翠 微山川連眼界花柳鎖 房扉金像似將語高堂	○八月無住道跡考刊成 流布海内外 ○十月閑窓雜錄鏤工畢 布濩天下
○八月無住道跡考刊成 流布海内外 ○十月閑窓雜錄鏤工畢 布濩天下	南都を過て帰 八月無住國師道跡考梓 成て海内外に流布す 十月閑窓雜錄鏤工畢て 天下に布濩す	如欲飛補陀神秀地終 日自亡鄉夫より			

明和八年  
(一七七一)

○十一月古知谷宅亮

礼謁願<sub>マ</sub>授<sub>リ</sub>円頓戒<sub>ニ</sub>  
講<sub>セシム</sub>六物圖<sub>ヲ</sub>師悉<sub>クス</sub>可<sub>レ</sub>

之

八年辛卯二月十一日

依<sub>テ</sub>清洲和順京都但信

等請建<sub>ツ</sub>円頓戒壇<sub>ヲ</sub>受者

都<sub>ス</sub>二百三十人

○今年五月初至<sub>ヨリマテルニ</sub>終<sub>レ</sub>月  
無<sub>シ</sub>雨炎旱如<sub>シヤクカ</sub>燒近村

五月廿八日初夜より一  
七日を期して雨を祈六

同八年五月師衆庶の需  
に仍請雨の法を修す

明和七年冬已來旱魃翌  
八年春夏雨降らず諸人

同月洛北亮公礼謁し円  
戒授与を願樂し且六物  
圖を講せん事を需らる  
師悉くこれを可す  
清洲和順子京都但信等  
来春円戒授与を求覓す

師諾翌八年二月来詣登壇  
同受二百三十余員

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	人民願々乞修 <sup>セシナラ</sup> 請雨 法師不得 <sup>レ</sup> 已五月廿 八日期 <sup>ヨリ</sup> 一七日修 <sup>ス</sup> 隨 求法 <sup>ヲ</sup> 六月四日夜子刻 <sup>ヨリナシ</sup> 向 <sup>レ</sup> 野歎声如 <sup>シ</sup> 涌 <sup>ワクカ</sup>	月四日夜亥刻大に雨る	請雨靈驗の記 去し明和七年の冬已來 旱越し雨最希なるに翌 八年春夏尚更雨少く五 月初より炎旱燒か如く 火氣金氣を剋し金生水 の縁絶て朝の露さへ置 かね万民既に渴を苦し み何れの村里も雨禱ら ぬ所もなく水ざ求る人 もなし然あれとも信水 微なれば感應の月影移 らす利生の水流絶ぬ去 に仍て男女悲むの声は 所々に喧しく老少水を 求むるの族は道路に驕	靈驗下に誌す	死になんなんとす近里 遠境師に請雨の法を乞 辭し給へ共不得五月廿 八日より開白有て一七 日隨求明王の法を修し 給ひしに第七ヶ日に當 て降雨車軸を作す諸人の 悦ひ喩るに物なし
					委しくは別記にして繁多故略記するのを

々たりされとも祈るに  
其験しなく願に其益な  
し池溝水絶て深淵岡と  
なり山里井尽て人渴に  
苦しむ是に依て近村  
の人民顯々として師の  
許に來り請雨の法を修  
せん事を乞師人々に告  
て云く今や時澆季に  
及て法有れとも機なく  
世も又濁れり人民簿俗  
にして因果を信せず五  
惡熾盛にして善心切  
ならすざるに依て仏神  
感應なく却て天禍を降  
災起し地る此時に臨ん  
て禱る其益なく願ふ  
とも何ぞ驗しあらんし

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
			るしなくは汝等又仏 神靈なしと誹謗せん誹 謗せぞ罪益々深し是の 如くならは損有て益な し不爾時の至るを待 んにはと固辞し給へと も諸人更に退かす今の 世に師を除て誰か此難 を救ふ者あらんや是非 御容受ある迄は此所を 去しと頻に歎きしはし は悲みければ師も止事 を得ず諸有て汝等も人 々各々信心すべしと仰 つづ則五月廿八日初夜 開白有て一七日を期し		

て大隨求の法を修し給  
ふ然るに六月四日既に  
明日満願の期ならんと  
する夜亥の刻の初乾の  
方に當て一点の微雲發  
生せしと見るに忽普天  
に覆子の刻の始より雨  
車軸をなし暁に至て甘  
雨尚霈然たり是によつ  
て數月乾燥せる溝澗忽  
然として水溢れ久しう  
露置さりし路傍の草色  
青々たり憂愁せる衆庶  
山野に打ち悲歎せる万  
民家々に哥戸々の歎声  
涌か如く村々の称声口  
々相伝ふ里正先に進て  
登門し老少謝詞を演て

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○八月修 <sup>ス</sup> 檀老師及先妣遠忌法会 <sup>ヲ</sup>	○十月大坂大福寺主了吟礼謁	○同月濃州神戸善学院主円淵礼謁求 <sup>ム</sup> 作 <sup>シコア</sup> 大藏經幹縁疏 <sup>ノヲ</sup> 一師可 <sup>ス</sup> 之	感涙に咽ひぬ或は悦の余り礼服を着し謝物を捧て到る者あり或は踊躍して哥ひ舞往来続々として登山し師の修徳の驗なるを感じせり世は晩季におよへとも駿験其人によりと今に申伝へて其行徳を慕へり	行業記下卷	八事山第五世和尚記下卷
○同月濃州善学院主拝謁	同十月大坂大福主了吟師礼謁	濃州善学院主拝謁			

明和九年  
(一七七二)

九年壬辰正月梵網經要

同九年壬辰正月梵網要解上

同九年壬辰春梵網要解上

解上木功畢流傳

木功畢流傳す

○二月廿四日應衆請

二月廿四日三聚戒壇を建

建菩薩戒壇受者二百

新発意二百余人

人余

○九月門人泰嶽從京

九月泰岳法衲來て衣を

師而來改衣受勤策律

改め勤策律儀を受繼席

儀而帰隱栖洛西嵯峨

を約して帰洛

○十一月參州昌光寺主

十一月三州仰信律師礼

仰信律師來謁

謁と改元

安永二癸巳三月十日

十一月三州仰信律師來

安永二年

安永二年癸巳二月円戒

安永二癸巳三月十日

授与三百人

安永二癸巳三月十日

安永二癸巳三月円頓戒を

應衆請建円戒壇受

謁と改元

者二百六十四人

授与百余人

○同月西山中門建之

同月西山に中門を建

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○今年從春及冬疫疾流行死者充途依之本州濃州參州來求除疫者絡繹不絕大凡施之八千余枚安之門戶之上家永不患疫	域の字を書して扁とす 今年春より疫流行符を書して施す	今年は春より冬に及て疫疾流行し死者途に充是に依て除疫の符を乞者絡繹として絶へす本州三濃三ヶ國の者日々市をなす師その符を刻して贋写の苦を除て是を施与すこれに依て一時来て受る者八千余人前後三万数におよぶ皆受得て自ら持し門戸に是を押此符を押し亦は持する者皆疫をまぬかれ或は憂る者起死に作るへし受れは帰死改生	自書妙莊嚴城の額を彫て掛	安永二年春已來冬に至て疫疾流行し死者途に充つ是に依て除疫の符を乞者絡繹として絶へす尾三濃三ヶ國の人日々市をなす師是を憐て符を印し施与有しかば一時に来て受る者八千余人前後三万人におよび或は所持し又門戸に是を押す悉く皆疫をまぬる既に憂る者も交れば起死改生し未然にか所持するは一向疫入らず又は輕重輕受の益を
			行業記下卷		

し初より受れは一向疫  
あらす永く患を除きぬ  
さるに依て諸人転重輕  
受して悦の眉を開き或

は患さる者は歓喜の笑  
を含みける

近村御里所と云所にも此符  
を請て皆々疫をのかれける  
其中に不信の土民同しから  
此符を得て戸口に張り然る  
に其家の病人終に愈すして  
死し畢ぬ夫故近隣の者共打  
寄如何なれば此屋の病人の  
み符の驗しなく死し侍りぬ  
と彼戸口に押せし符を見る  
に都て是白紙にして印文な  
し扱□□□除疫は徧に  
此符の加護なる事を仰信し  
彼者其の平生邪見不<sup>レ</sup>信な  
故仏神の誠る所ならんと皆  
吐ぬ

今に至て疫病流行の節  
は人々此符を受て皆疫  
まぬかる  
其符印文  
爰に図

蒙り各々悦ひの眉を開  
歓喜の余り仏法に帰降  
するも多かりき  
の時は人々此符を  
受疫をまぬかる  
疫疾流行て

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○八月廿一日修 <sub>ス</sub> 忍海 大和上五十年遠忌 <sub>ヲ</sub>	○九月 <sub>ヨリテ</sub> 至 <sub>ニ</sub> 十一月 <sub>ニ</sub> 命 <sub>メ</sub> 京師奉獻 <sub>ニ</sub> 令 <sub>ム</sub> 修 <sub>セ</sub> 受 <sub>ム</sub> 具 <sub>ヲ</sub> 之前行 <sub>ヲ</sub>	八月忍海和上の五十回 の法会を修し給ふ道俗 群參す	八月忍海和上の五十回 の法会を修し給ふ道俗 群參す	八月忍海和上の五十回 の法会を修し給ふ道俗 群參す	八月廿一日修 <sub>ス</sub> 忍海 大和上五十年遠忌 <sub>ヲ</sub>
○十月府下居士簗浦師 善持 <sub>ニ</sub> 東坡 <sub>ノ</sub> 書 <sub>ム</sub> 三酸図 <sub>ヲ</sub> 來求 <sub>ム</sub> 贊 <sub>ヲ</sub> 賛成 <sub>テ</sub> 而 <sub>ク</sub> 永 <sub>ク</sub> 為 <sub>ム</sub> 家 宝 <sub>ヲ</sub>	府下の簗浦師善と云へ る居士家に秘藏せる唐 東坡画く三酸の図を持 し来て贊を需即席作て 与へ給ふ居士踊悦持し 帰て家宝とす	德通と云へる居士後水 尾の皇女画きたまふ救 世の像を持し来て讚を	德通と云へる居士後水 尾の皇女画きたまふ救 世の像を持し来て讚を	德通と云へる居士後水 尾の皇女画きたまふ救 世の像を持し来て讚を	德通と云へる居士後水 尾の皇女画きたまふ救 世の像を持し来て讚を
○十一月府下居士徳通 持 <sub>ニ</sub> 後水尾院皇女照山 元瑠大禪尼手書 <sub>ム</sub> 觀音					

安永三年  
(一七七四)

像ヲ來求レ贊為ニ家宝ト

三年甲午滿七十歲法臘  
四十七正月知多郡石浜

妙德寺宣誓來需<sup>ム</sup>鐘銘ヲ  
銘成鑄<sup>チ</sup>之

同三年甲午師七十歲法臘  
四十七

乞即求に応す居士歎喜

無量持し帰る

同三年甲午師滿七十歲

法臘正月尾南知多石

浜妙德寺主宣誓子鐘の  
銘を乞録して与ふ持し

帰て鐘に鑄

二月甘露門を開同入三百員

百員

○二月廿日應<sup>メ</sup>衆請<sup>ニ</sup>  
建<sup>ニ</sup>戒壇<sup>ヲ</sup>受者凡<sup>シ</sup>三百人

○三月部田祐福寺小三

尊開扉往<sup>テ</sup>而拝<sup>ニ</sup>礼<sup>ス</sup>之

○四月京師泰嶽登山省

勤

○同月九日十日十一日

泰嶽受具成就

衣受<sup>ク</sup>勤策律儀<sup>ヲ</sup>

○同十二日聞性真隆改

開性子<sup>ヲ</sup>勤策律儀を受  
真隆子<sup>ヲ</sup>勤策律儀を受

泰岳子受具

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
山一	○從 <sub>ニ</sub> 同十五日而講 <sub>ス</sub> 含註戒本及六物図 <sub>ヲ</sub> 相次講 <sub>テス</sub> 沙弥經并沙弥戒律儀 <sub>ヲ</sub> ○同月加藤正庵持 <sub>ム</sub> 莊子打 <sub>ニ</sub> 觸體 <sub>ヲ</sub> 圖 <sub>ヲ</sub> 來求 <sub>レ</sub> 贊 <sub>ヲ</sub> ○同月信州福岡妙徳寺雪溪來謁受 <sub>テ</sub> 八斎戒 <sub>ヲ</sub> 而還	同月十五日含註戒品開講	府下に加藤正庵と云医師壯士觸體を打の図を持し来て贊を覓む即贊詞を加て与持去て家宝とす	信州妙徳寺 <sub>福岡</sub> 雪溪子礼謁八戒を受歡悅無限	五月六日書を官に呈して寺務を辭し西山に遁す
一	○五月六日使 <sub>ム</sub> 知事 <sub>ヲ</sub> 捧 <sub>ニ</sub> 書 <sub>ヲ</sub> 於官庁 <sub>ニ</sub> 求 <sub>ム</sub> 退隱 <sub>ヲ</sub> 既得 <sub>ニテ</sub> 公許 <sub>ヲ</sub> 而隱 <sub>ニ</sub> 約 <sub>ス</sub> 西	五月六日書を官に呈し	五月師老躰を養ひ自行專修の為公許を得て西山に隱約		

○同十一日令 <sup>ム</sup> 知事 <sup>ヲ</sup> 捧 <sup>テ</sup> 泰嶽繼席之願書 <sup>ヲ</sup> 達 <sup>セ</sup> 於 官厅 <sup>ニ</sup> 官厅貽 <sup>シ</sup> 之東武 <sup>一</sup> 以 <sup>テ</sup> 達 <sup>ス</sup> 君聽 <sup>ニ</sup>	泰岳比丘をして經席た らんと官所に達す公曉 して岳師衆を領す
○六月五日日本最初念佛 <sup>ス</sup> 仏法語訳註印刻功成 <sup>テ</sup> 伝播天下 <sup>ニ</sup>	日本最初念佛 <sup>ス</sup> 仏法語訳註刻 成て四方に流布す
○同九日泰嶽領 <sup>ス</sup> 繼席 之君命 <sup>ヲ</sup>	六月九日命ありて弟子 泰岳比丘寺主たり
○同十日泰嶽講 <sup>ス</sup> 住院 之儀式 <sup>ヲ</sup>	
○九月掘 <sup>リ</sup> 西山衆人參 詣洗 <sup>レ</sup> 手井 <sup>ヲ</sup> 及 <sup>ヒテ</sup> 造 <sup>ニ</sup> 井上 <sup>ヲ</sup> □底屋 <sup>ヲ</sup> 而成 <sup>ル</sup>	九月西山に阿伽井を掘 九月西山に阿伽井を堀 其底屋を造らしめ給 衆人獻水の使 利なるを悦
九月の末師の丈室の前 池あり庭に楓樹あり紅 葉殊に色濃く池水に散	

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
安永四年 (一七七五)	○十月代ニ建中寺主ニ 撰ス梅森村長慶寺鐘銘ヲ 同月請ニ無量寿經曼荼羅ニ彩繪成於茲慶讀供養	名にしをふ立田の川にあらね共から紅に水くるなき十月功德山主に代て州東梅森長慶寺鐘の銘を撰し給ふ	り鋪興あるを見て戯に口号み給ふ侍者其まゝ誌しける 紅葉の水にうかへるを見て		
四年乙未従正月元日 (一七七五)	同四年衆の為に教戒律儀を講す				
講演	同四年衆の為に教誠儀				

○泰嶽有<sub>テ</sub>痞積之病  
塞<sub>ル</sub>胸膈<sub>ニ</sub>從<sub>リ</sub>去秋<sub>ニ</sub>令<sub>ム</sub>  
医師佐枝玄通療<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>  
都<sub>テ</sub>無<sub>レ</sub>驗不<sub>レ</sub>能<sub>ハ</sub>執<sub>ニ</sub>行寺<sub>ヲ</sub>  
務<sub>ヲ</sub>仍<sub>テ</sub>而需<sub>ニ</sub>退隱<sub>ヲ</sub>師領<sub>ス</sub>  
之<sub>ヲ</sub>正月廿三日達<sub>ス</sub>其趣<sub>ヲ</sub>  
於官厅<sub>ニ</sub>速得<sub>ニ</sub>聽許<sub>ヲ</sub>而<sub>テ</sub>  
去幽<sub>ニ</sub>棲落合村弥陀堂<sub>ニ</sub>  
○二月官厅令<sub>ニ</sub>師監寺<sub>ム</sub>  
事<sub>ヲ</sub>

○同月十一日應<sub>ニ</sub>衆請<sub>メ</sub>  
樹<sub>ツ</sub>菩薩戒壇<sub>ヲ</sub>受者凡<sub>テ</sub>  
百七十人

○同月信州俊学受<sub>テ</sub>勤<sub>ム</sub>  
策律儀<sub>ヲ</sub>而<sub>ル</sub>坂<sub>ル</sub>  
空礼謁<sub>ム</sub>

當州部田村祐福寺主<sub>ム</sub>

進受<sub>ム</sub>百金<sub>ヲ</sub>

二月信州俊学房勤策律<sub>ム</sub>

儀を欣求す需に応して

泰岳律師病に依て退隱  
因て再ひ師に寺務を看  
せん事を乞ふ辞すとい  
へとも衆許さず仍再ひ  
衆を領す

泰岳師病に依て退院師  
衆請に依て暫時寺務を  
看す

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	<p>○四月荒子村觀音寺本尊開扉<small>泰澄大徳所影造</small>師往而拝</p> <p>○同月尾頭法泉院請<small>テ</small>師於亭設齋供養</p>			則ち授与学子喜悅即涙 師資の約を成して帰已 後師弟の礼を尽さる	
	<p>○同月命聞性夏安居中令修受具前行</p> <p>○六月依谷汲山明王院請撰亡靈薦水弁</p>	<p>國君前黃門宗春公の別妻宝泉院尼公師を古亭に請し齋供を奉獻し法話を聴聞し仕女に至迄十念を受しめふかく師に寄依あり</p> <p>六月濃の谷汲明王院主の求に依て亡者薦水の弁を撰</p>	<p>六月濃の谷汲明王院主の求に依て亡者薦水の弁を撰</p>		

安永五年 (一七七六)	○七月造ニ西山玄関ヲ而成ル	同十二月聞性比丘をし	十二月性隆の二子進具
	○八月命ニ真隆ニ令レ修ニ受具前行ニ	同月聞性比丘をして公聽を得て經席たらしめ	師資歎悦
五年丙申正月廿八日	○閏十二月拳於聞性ヲ繼レ席	同月空華隨筆刻成	同月聞性比丘をして公聽を得て經席たらしめ
応ニ江戸深川法禪寺鏡誉之請ニ而発軫従ニ藤沢ニ転而詣ニ江島弁財天	○同月空華隨筆上木功畢布渡干世ニ	天下に布渡す	師退隱
途其路藤沢より江の島	○同月智堂上人令テ師書ニ善導臨終要訣ニ而梓行之弘ニ四遠ニ	空華隨筆剋成	天下に布渡す
同五年丙申正月東武深川法禪寺鏡誉上人の請	同五年丙申正月東武深川法禪寺主鏡誉上人の請	同五年申正月武都深川法禪寺主鏡誉上人師を召請	同五年申正月武都深川法禪寺主鏡誉上人師を召請
に応して同月廿八日發	に応して廿八日發軫道	せらる其需に応し廿八日發	せらる其需に応し廿八日發
岡八幡宮より転して金沢称名寺に詣し江の島鶴ヶ			

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○二月十二日過金沢稱名寺而上能見堂	鶴岡八幡宮過リテ金沢称名寺而上能見堂	鶴か岳八幡宮に詣金沢称名寺に過り	二月十二日法禪寺に到着十五日より法話	二月十二日に彼寺え着
	○二月十二日到着深川從十五日說法縕素雲集受日課余暇巡覽淺草寺東叡山靈雲寺聖堂三緣山日黒五百羅漢寺等	○二月十二日到着深川從十五日說法縕素雲集受日課余暇巡覽淺草寺東叡山靈雲寺聖堂三緣山日黒五百羅漢寺等	○二月十二日法禪寺に到着十五日より法話	漸々二月十二日法禪寺に到着寺主上人歎躍際りなく饗應善尽し美味を呈し百味に擬せらるり十五日より法話縕素雲集聞法化益	主人歎躍限りなく饗應善美を尽し十五日より法話縕素雲集聞法化益
	○十八日靈嚴寺貫首智堂和尚召請設齋	○十八日靈嚴寺貫首智堂和尚召請設齋	十八日靈嚴寺主智道上人召請設齋	十八日靈嚴寺主智道上人召請設齋上人師に書せん事を需即覓に応道公印施す	十八日靈嚴寺主智道上人召請設齋上人師を請し設齋嚴重也
	○三月十五日應鏡晉請立円頓戒壇受者	○三月十五日應鏡晉請立円頓戒壇受者	三月十五日鏡晉上人の請に依て十日請に依て円頓戒壇を	五日円頓戒受与十七日	五日円頓戒受与十七日

俗衆大凡百余入十七日  
為僧衆開戒壇一大凡  
百余入亦應請講空華  
隨筆廿一日幡隨意院  
貫首單靈和尚召請設斎

開素類數百人甘露の方  
座に登る翌十七日僧衆  
百余員仏性戒を受十八  
日より空華隨意院貫主上

暇なし  
登り仏性戒得受所溜中諸  
召請

十一日幡隨意院貫主上  
人単靈和尚師を召請二

設斎最も愍重也院主上人  
師に乞て

妙童水の額を書せしめ後代に  
伝んとする師悦て云吾か名に応  
す最難思議なりと書して与上  
人怡て拝受し額とし是を掛井

師毎日十念を授与し病  
人を加持し給事無際あ  
また利益を得し中に別  
て速なりしは

師の加持に依て現益  
を得し女子之事

江戸深川八幡の境内  
に山形屋とか言へる茶  
店あり家に一人の娘あ

師日々病人を加持し給  
ふに皆々大に益を蒙れ

り加持を受し中に深川八幡境  
内山形屋といへる茶店の娘  
頭髪拔落ぬ百計すれ共再生せ  
す師の加持に依て七ヶ日の間  
に新髮生ひ出ぬ人皆  
奇異の思ひをなす具には

別に誌す

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
			り病後頭髪拔落事日々 数百根衆医百計すれ共 驗なく今は鬚髪既に尽 んとす然るに師の加持 に依て諸人難治の病平 癒せしと聞いて母祖母娘 を誘ひ來り師に慈濟を 乞師即病女に向て隨求 呪を誦して是を加持し 且光明真言の加持土砂 を与へ水に浸して頭に 点せしむ奇哉其翌日よ り頭髪落る事必至と止 ぬ親子の者共未曾有の 思をなして悦びに絶へ す毎日来て加持を受く 三五日を経ける程に新		

髪既に発生し春の若草を見るか如く生ひ出しかは母子の者共益々観

嬉踊躍して加持を受る事日々懈ず師の帶留中

母子三人日毎歩を運び落涙して恩を謝しける

見る人毎に奇異の思ひ成さすと云者なし師帰

路に赴き給ふ刻母子三

人嬰児の母を慕か如く悲みける其後鬢髪本に

復し帰て色始に益れり

とそ

三月廿八日江戸を発信  
して帰路に赴き給へは  
僧俗士庶贈別の為板橋迄送り至る師爰に於て

かくて三月廿八日発駕

帰路に趣き給ふ僧俗士  
衆等贈別の為板橋まで送り爰に於て師別れを

○廿八日去<sub>テ</sub>  
<sub>ニ</sub>江戸<sub>ヲ</sub>  
信州善光寺<sub>ニ</sub>赴<sub>カ</sub>

三月廿八日江戸を発信  
州路に赴

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下巻	諦忍大和尚行状記 坤
而□日坂レ山	○四月朔日登 <sub>ル</sub> 上州妙儀山 <sub>ニ</sub> 五日到 <sub>テ</sub> 善光寺 <sub>ニ</sub> 礼 <sub>シ</sub> 三本尊 <sub>ヲ</sub> 經 <sub>チ</sub> 木曾 <sub>ノ</sub> 路 <sub>一</sub>	四月朔日妙儀山に詣し 善光寺に詣木曾路を過て十二日に帰寺	別を遣送の人を歸し給ふ皆と落涙して歸りける	告給へは諸人皆落涙して南北に別離せり
			師發駕の後東国遠路の者共師に結縁せんとて來りし所既に還り玉ふと聞て各歎き悲み迫て座し給席なり共拝	師發駕の後奥州の者共師に結縁せんとて來りしに既に帰り給ふと聞て各々歎き悲みせめ
			願ひければ鏡誉上人其意の切なるを感じ自ら師に代て十念を授け其座席を拝せしめられけるに各師を拝するの思ひをなし落涙歡喜して	給ふと聞て各々歎き悲みせめ
			帰にける	師發駕の後奥州の者共師に結縁せんとて來りしに既に帰り給ふと聞て各々歎き悲みせめ
		師の徳の四海に溢るる事爰を以て知るへし	願ひければ鏡誉上人其意の切なるを感じ自ら師に代て十念を授け其座席を拝せしめられければ各々師を拝するおも	て座し給ふ席成とも拝せんと
日帰院	道中所々十念を授与	師江戸出立有て妙儀山に詣し善光寺に参拝し木曾路を過て四月十二日帰院	の徳四海に溢るる事ここを以てしる	願ふ法禪寺主鏡誉上人其志の切成を感じ自ら師に代りて十
				念を授与し其席を拝せしめられければ各々師を拝するおも
		帰路妙義山に詣し善光寺に参詣し善光寺殿へ立寄給へは主人大に悦ひ法話等ありて漸く四		ひをなして歸りけるとかや師
月十二日帰院	道中所々十念を授与			の徳四海に溢るる事ここを以てしる

安永六年 (一七七七)	○七月一枚起請文諸説 弁断及善光寺如來異説 決正各一巻成ル	○九月朔日行事鈔開講 至十一月晦日全部講 畢	或人維摩の像を持し來 て讀を乞即染筆 罵倒声聞縁覺侍者衆 魔外道一牀客刹海一 默轟法界謂是金粟如 来知己還他具眼漢
同六年丁酉二月下の善 男信女等菩薩大戒を受 んと乞師許諾同十一日 戒門を發き毘尼幢を建 者凡三百人	六年丁酉二月十一日 応請立三円頓戒壇受	同六年丁酉二月府下の善 男信女等菩薩大戒を受 んと乞師許諾同十一日 戒門を發き毘尼幢を建	も事有り す

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○五月三日 <small>ヨリテ</small> 至 <small>ヨリテ</small> 三十五日	○五月三日 <small>ヨリテ</small> 至 <small>ヨリテ</small> 三十五日 小野諸尊法伝授	○十六日至 <small>ヨリテ</small> 廿一日 <small>ヨリテ</small> 小野諸尊法伝授	戒香薰習する者四百人におよぶ	五月鐵塔流転の密軌を性隆二子に写瓶転授し衆僧に諸尊法等授与す	同六年六月台疏講演
○六月朔日 <small>ヨリテ</small> 至 <small>ヨリテ</small> 三六日 <small>ヨリテ</small> 俱舍論世間品頌疏開講	○六月朔日 <small>ヨリテ</small> 至 <small>ヨリテ</small> 三六日 <small>ヨリテ</small> 俱舍論世間品頌疏開講	○七日至 <small>ヨリテ</small> 三十二日 <small>ヨリテ</small> 西谷名目開講	六月台疏講	六月台疏講	上木功畢天下に流布す
○八日 <small>ヨリ</small> 天台四教集解開講至 <small>ヨリテ</small> 三十六日 <small>ヨリテ</small> 因 <small>ヨリ</small> 麗書錄事 <small>ヨリ</small> 而休講	○八日 <small>ヨリ</small> 天台四教集解開講至 <small>ヨリテ</small> 三十六日 <small>ヨリテ</small> 因 <small>ヨリ</small> 麗書錄事 <small>ヨリ</small> 而休講	七月行事問弁上木	七月行事問弁上木	七月行事問弁上木	上木功畢天下に流布す

○同月弥陀堂扁榜無量光三 大成揭之	西山の弥陀堂に無量光 の三大字を書して扁に 掲ぐ
○同月以新刻行事問 弁寄附洛西櫛尾山及 泉州大鳥山	西山の弥陀堂に無量光 の三大字を書して扁に 掲ぐ
○七月十六日五十夏円 満也法門之光華耳於東 都勵声念佛感應編上 木功成流布十方	同月無量光の三大字を 書弥陀堂の扁榜に是を 掲ぐ
○八月參州岡崎西岸寺 主彦阿上人來謁	同月十五日自恣師五十 夏
○九月城下高岳院主吟 說上人來謁	同月十五日自恣師五十夏円
○十月濃州庭田円滿寺 主松仙律師來謁	同六年七月自恣畢師五 十夏満るを悦び給ふ
濃州庭田円滿寺松仙律師	同六年七月自恣畢師五 十夏満るを悦び給ふ
濃州庭田松仙律師	秋八月師の五十臘満夏 を賀し來謁の人々には 三州岡崎彦阿上人 吟說上人府下人
濃州庭田円滿寺松仙律師	秋八月師の五十臘満夏 を賀し來謁の人々には 三州岡崎彦阿上人 吟說上人府下人

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
安永七年 （一七七八）	○十一月勢州桑名駅照 源寺主可梁上人來謁	桑名寺正源可梁上人禮謁	桑名正源寺可梁上人	其外道俗誌に暇なし	
七年戊戌正月河州玉手 山安福寺主 珂順上人來 謁	或人瓢の画を持来て賛 を乞師戲に賛加 紙墨因縁成筒形相兮 於戲汝為生也灑落自 在四序不閼風雨不知 長占劫外春	頂戴奉持して家宝とす	同七年戊戌正月河州玉出 寺主珂順上人礼謁	師弘法盛にして大小二 戒を授与し顕密二教を 演暢し禪教事理の宗趣 を弘通し称名念佛の易 行たる旨を説き淄素を	諦忍大和尚行状記 坤

化益し現当の益を施し  
給ひし程に末法の大善  
知識救世の薩埵なりと  
諸人申ける

て淄素を化益し現当の  
利済を施し給へは難治  
病速に平愈し回願を得  
ては幽魂忽ちに苦報を  
脱し世出世の法を演て  
止惡修善厭穢欣淨を勤  
め絶へは利益無際なり  
去程に知識高徳風を望  
んて来謁し下愚浅智名  
を慕ふて輻輳す京北の  
宅竜師は師の法顔の導  
師に似給へるに驚き大  
森寺の性默公は慈顔を  
拝して敵対の心を翻し  
帰降せられける然る間  
衆人皆救世の化現善導  
の再来なりと申あへり

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○從 <sup>ニ</sup> 三月朔日 <sup>ニ</sup> 至 <sup>テ</sup> 四月廿日 <sup>ニ</sup> 普門堂觀世音大士 <sup>之</sup> 慈覺 <sup>作</sup> 開扉本州及參濃江勢四州人來詣結縁 <sup>ス</sup>	同七年戊戌三月山内安置觀音薩埵開扉 <sup>瑞龍公五十年來御</sup> 附慈覺大師 <sup>作也</sup> 七七の間諸人に拝せしむ其間一日の休暇なく日々數万人の人	同春三月山内西に安置奉る觀音菩薩開龕 <sup>是先君二品瑞龍寺相公の五十年來奉持仰信し在せし慈覺大師彫刻の尊像なり御祈願所の印に殿堂御建立御安置在しとそ</sup>	徒師悉曇に留給へは	
	課念仏を授當國未曾有の勝事なりと言伝ふ	に十念を授病者を加持し又は光明真言を授日	し結縁令む是に依て三遠尾勢江美志信の国々より參拝する者日々数万人師詣人の為に十念を授与し給ふ事朝辰の未より申の刻に至て連綿たり <sup>其中有て或は不信謗謗の輩師を拝する事与はず或は氣絶して東領參詣得ざる者有し程に念を成し信を生ぜざるもの無けりかく四十</sup>		
	余日の間一日の休暇な				

く或は病者を加持し又  
は光明呪日課念佛を受

る者も拳に暇あらす誠  
に当国有てより已來未

曾有の勝事なりと今に  
至るまで知れる輩は称  
歎せり

○五月六日律苑行事問

弁開講至ニ廿九日了ル

○六月朔日悉曇字記開

講至ニ三日畢ル

○閏七月一枚起請文諸

説弁断及善光寺如來異

説決正彫鏤成弁而布

天下一

○鼎峯義天者作ニ律

行指迷録一卷駁行事

同秋高野山義天苾芻律

行指迷録を著て師の行

同秋高野山義天苾芻律

行指迷録を著て行事問

六月朔日より悉曇字記

開演

七月一枚起請文諸説弁断善

彫

刻成て一天に流布

一枚起請文諸説弁断善  
彫

刻成て世

に流布す

六月より字紀開演

開演

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
安永八年	八事山諦忍和尚年譜 評一卷破斥之	比丘傍観評を述て返詰す	弁を駁す師の門人真隆	比丘傍観評を述て天	弁を駁す師の門人真隆
八年己亥二月十六日濃	○八月、古知谷、需而 続澄禪上人行状記成ル	八月古知谷上人の需に 依て澄禪上人の行状続	編を撰し給ふ	古知谷上人求に依て澄禪 上人行状続編を撰し給ふ	古知谷上人求に依て澄禪 上人行状続編を撰し給ふ
同八年己亥二月犬山專	○同月桑名照源寺求ム 代作鐘銘即日而成ル	同月桑名正源寺主に代 て鐘の銘を作	且て亮上人淨土両祖の 像を模写せしめて送ら る其中導師の尊影實に 忍師の面貌に相似れり	亮公初対面の時落涙し 給ひしは此故にとそ申 す	亮公初対面の時落涙し 給ひしは此故にとそ申 す
同八年己亥二月濃北諸所	藝州の信男師の高名を				

州滝田弥陀堂再興成ル  
請師當ニ供養一路經犬山城下專念寺主懇請留之依之從三十八日一七日間稽留法話尽一城下來詣受日課者不可勝計廿五日到滝田從廿六日一七日間法話遠近輻湊如水飯溪三月五日詣州古跡高沢円通大士本尊千手尊者両面四手上人所彫刻靈感最揭焉也同五日応関大塚來居土請両日法話同八日取途於上野村蓮華寺見源三位頼

念寺に至十八日より一七日説法廿五日犬山を發し濃の滝田に至り入仏供養の法会を修し七ヶ日説法三月五日高沢氏の請により二日説法八日岐阜に至り加納氏に至り十日尾崎氏に泊し翌日帰路衆請により一七日間稽留法話

より師を召請し奉る需に隨て十六日出行路犬山城下を経給ふ府内專念寺懇請して留め奉らるこれに依て十八日より一七日間稽留法話

一城下人を尽して來詣聽法老少男女法沢に浴し日課を受ける者勝て計へからす老人云当地有てよ事なり此砌藝州の信士師の高名を慕ひ来り寺に在ます犬山に化を演聞て跡を追ひ來り法話を聴聞し礼謁手書の六字名号を乞得て歎躍して帰りぬ廿五日濃の滝

より師を召請し奉る需に隨て十六日出行路犬山城下を経給ふ府内專念寺懇請して留め奉らるこれに依て十八日より一七日間稽留法話

一城下人を尽して來詣聽法老少男女法沢に浴し日課を受ける者勝て計へからす老人云当地有てよ事なり此砌藝州の信士師の高名を慕ひ来り寺に在ます犬山に化を演聞て跡を追ひ來り法話を聴聞し礼謁手書の六字名号を乞得て歎躍して帰りぬ廿五日濃の滝

諦忍律師伝の研究（川口）

年号 八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行八事山第五世和尚業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
<p>政墓碑銘蓋銘者東都國子祭酒弘文院林學士所製也其晚宿岐阜某信士宅九日滯留十日發岐阜至尾崎泊某信士宅十一日飯山犬山滯留間安芸國住人某慕來聞法話受名号而還</p> <p>○三月應衆請開戒壇受者凡三百五十人</p>		<p>田に至り新造の弥陀堂入仏稽賛供養因に七日説法遠近輻湊し水の谷に帰するか如く法流に浴し称声雷を成す</p> <p><small>序て高沢円通大士帰路転して関に到る大士の帰路転して関に至り大塚氏の請に応し八日岐阜加納某召請に赴十日尾崎何某居士の需に依て止宿翌日帰院</small></p>	<p>三月近村山崎江崎氏三宅氏等の請に赴き数日庵留教化覧に順て戯筆數多其手跡今に存す同月四衆の請に依て戒壇を建</p> <p><small>登檀發意三百五十余人</small></p>	

○夏五月印施摺袈裟  
来受者数万人

五月摺袈裟を印施す元  
來伊豆修禪寺より印施  
す師模刻す

五月摺袈裟の図を印施  
此圖元來伊豆國修善寺より印  
施す師是を得て其圖を模写し  
縁起を略書し施す此圖九條  
の袈裟の中に隨求呪を書

四遠より來り受る者其  
數無量に誌す

摺袈裟略縁記

中古伊豆国田中庄に

五郎太夫といふもの

有明徳元年五月廿八

日頓死して冥土にい

たる閻魔王手に袈裟  
の図相を持て告てい

わく汝かむかしは曾

我五郎時宗也宿善に  
依て人身を得たり兄

十郎は愛執に惹れて

同年五月師心願に依て  
豆州修善寺より所施の  
袈裟の図を模写し是を  
四遠に施し給ふ図中に  
隨求明王の尊呪を書し  
現當の益を成施し給ふ  
受る者無量也

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行八事山第五回下記	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
		惡趣に沈み解脱の期 なし汝此袈裟の図を 持て彼か塚の上に覆 ひ一日一夜地蔵の名 号をとなへて回向せ ば決定して善所に往 生する事を得へしと てこれを授け給ふと おもへば忽ちに蘇生 して此図現に手中に あり仍て教のことく 彼塚にいたりて是を 覆ひ一日一夜名号を 称念す暁に向とする 頃十郎あらわれ出告 ていはく我此善縁に			

此袈裟の図を請得て病 ひ愈へ或は病難を免又 は亡靈得脱せし事共數 多ありしなれ共一々留	此袈裟の図を與得て病 愈或は疫難を免れ又は 亡靈得脱せし事ども余 年多あれとも記録せさ	是に就て地蔵觀音弥陀阿 彌の習ひあり又地蔵閻王 同躰の義あり密 師に就て聞へし	あり尾州八事山 諦忍印施	等防の守にも甚靈驗 疑ひなし又病氣災難 の墓所に手向は得脱	す此図の内の梵字は 隨求陀羅尼なり亡者 善寺に納て諸人に施	因て唯今惡道を脱て 善所に生することを得 と五郎太夫大に喜 ひて此図を板行し修
--	--	--	-----------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上传（仮題）
行業記下卷			行業記下卷		
			も置す其中に予か輩見聞せし一二を記当寺の山守百姓に林平と云者あり其妻 <small>名は園と云女の父の靈夢中に守を乞</small> 或夜の夢に去年死去せし父親名は來て告て云く比丘上人様より摺袈裟の守と云物出る間夫を請得て吾に与よ我か今居る前は樂にも無き所なり守を得ば善所へ生すへし吳々も頼ぞと云て帰を見れば其姿常の如く島の單物を着せり	る故忘却せり其中に靈験速なりし事九年の一毛誌しぬ當山召使何某か妻或夜夢見られ父の靈 <small>去年</small> 死 <small>去</small> 來て告て云比丘上人様 <small>都て寺号等を云す八</small> 皆 <small>は忍師の事と思ひ</small> かく稱なり <small>云</small> 袈裟の守といふ物出る間夫を請て吾に与へよ今居る所は樂にもなき所なり守を得て善所へ生るへし吳々頼むといふ	居る故忘却せり其中に靈験速なりし事九年の一毛誌しぬ當山召使何某か妻或夜夢見られ父の靈 <small>去年</small> 死 <small>去</small> 來て告て云比丘上人様 <small>都て寺号等を云す八</small> 皆 <small>は忍師の事と思ひ</small> かく稱なり <small>云</small> 袈裟の守といふ物出る間夫を請て吾に与へよ今居る所は樂にもなき所なり守を得て善所へ生るへし吳々頼むといふ
			ぬ此女一向宗なれば余善など修する事もなされは近きに居ながら守の <small>事</small> 事も知らず夫故強て夢を心にも掛す打捨此女一向宗にて余善杯修する事もせざりければ寺近くに居		

置き 然るに二三日へて  
又々父親來り此間頼み  
給る事は何とて捨置そ  
明日は是非々々受得さ  
せよと云捨て帰るを見  
れは姿已前に異らすと  
思へば一場の夢なり大  
に驚き夜の明るを待て  
寺の門前なる定右衛門  
と云へる者の許に来て  
御寺より摺袈裟の守  
といふ物出るやと問  
定右衛門妾の亀といへる者云  
やら成程此間何か有  
難き物出るとてせめて  
戴き有難かし給ふと云  
依て直に寺に來り守を

らなから守の事し 一両日過  
て又々父の靈來り此間  
頼みたる事は何とて捨  
置そ明日は是非是非受  
得させよとあららかに  
言捨て帰ると思へは一  
場の夢なり是に依て大  
に驚き明日を待て寺の  
門前なる心易き方に参  
御寺より袈裟の守とい  
ふ物出るやと尋ければ  
知る者ありて教るやう  
我々もしらされとも何  
か有かたき御守下さる  
るとして諸方より戴に見  
へ候へし定て夫ならん  
と申せしを聞直に寺に

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）

居へも告来る故同庵性俊子と云へる信者と共に八文字屋に至り悔なから回向などするに内に譜代の老婆ありとめと名付性俊に語る様先日尊師より頂戴せし摺袈裟の守病人に戴かせける其夜九つ時此病人私に申され候はとめや今暫く眠りし夢に地蔵様か御出なされて其方は苦しきか今加持して樂にしてやるそ珠數と御守を持って吾胸を二三返撫下し給と其まま苦痛忽止て安楽に成ぬ余

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	<p>り有難さに首を上で拝 み奉りぬれは地蔵様は 仏壇へ入給ぬ最早や往 生疑ひなしと其後は称 名斗りにて何の苦通も なく夜前日出度往生遂 られぬと悲喜の泪もろ 共に語り俊子に厚く礼 を演へ予にも細々語り ぬ其夫も予か輩に見へ て自棺の蓋を取て死相 を看せぬ亡者の顔を見 るに生るか如く笑を含 める面相合掌乱さる体 没定往生の疑ひなしと 賛歎回向して野辺の煙</p>				

となしぬ是予か正しく見聞せし事也此外種々利益有しか留も

置す数多ければ略之

近き頃老狐人に着しに

此守受与せしめは狐勢速に去りぬ是等正しく予か見る所也師の没後既に五十年に及へとも

靈驗是新也

去年京都道楽庵金竜と

云る人師の著述ありし以呂波問弁を破し号して駁以ろは問弁と題し

安永七師の述し給へる

いろは問弁道楽庵道人駁を造て送る諸人再駁

し給へとすすむれとも

白雲居老人天王坊の老を紹介として書を師に呈

す其書を電覽あるに間

の鄙語を交へたれば取

字弁論といふ

著駁以呂波問弁一巻

として師に贈る十二月

王坊隱居覺融法印を介

駁いろは問弁を著し天

庵金竜敬雄一者來ニ本

州城下賃屋売講

莊子視以呂波問弁

同年冬京都道楽庵金竜

○冬有三台宗末裔道樂  
庵金竜敬雄一者來ニ本  
州城下賃屋売講  
莊子視以呂波問弁  
著駁以呂波問弁一巻  
十一月下旬紹介白雲  
居老人天王房呈師  
前師不得已而臘月

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
安永九年 （一七八〇）	九年庚子夏見攸山	同九年庚子夏山頭に深坑を穿しめ一字を建骸	需る者市の如し侍者応答に劳れ且諸人の疲労を憐んで両書を合し是を梓行し題して神国神字弁論と云都鄙諸人受讀て皆舌を吐	給駁主一言の答る事得す止ぬ今世に神国神字弁論と号する是なり	
投者無数	頭穿深坑其上當骨堂一字而成四衆歎呼而持父母親戚之骨來	骨を埋む骨堂と云	同九年庚子夏師處を山頭にトし深坑を穿かため其上に一字の小堂を當て納骨の所とす縉素歎喜互呼して父母親戚の骸骨を持し来て投す	足すとて捨置給ひしを諸人強ひて返答を需む師固辭し給ふ事与はす即時返破成て号して金杵摧駁と云則ち破文彼に達す一辞を吐事にはすして已む遠近伝聞騰	

○師年來答ヘチノ客所問ニ而  
時々所ヨリ筆記メモタマル委ムダスル篋中ヨリ  
儒佛典籍内ヨリ信屈勢牙ナル者及和漢ヒヒ故ヒヒ事ヒヒ謬語ヒヒ本ヒヒ說  
來歷等積テ四十余年ヲ而  
都成テル三七軸トメフ題曰ニ空華ハナ  
談叢トメ門下諸子胥議ヨリ有ニ  
上木之拳一

○丁ニ秋月院妙玄大姉ス  
五十回遠諱ニ仍從テ七月  
十四日起首修ス五十箇  
日別時念佛ヲ

今秋先妣五十回

る者數誌すへからず  
師年來僧俗の所問に答  
所筆記して篋中にムダスル委ムダスル  
儒佛典籍の内ヨリ信屈勢牙ナルなる者及ひ和漢の故事  
謬語の本說來歷等積て  
七軸と成る題して空華ハナ  
談叢と云諸子胥議して  
上木の拳一を成す前編四冊刻成て世冊  
に行る後編今既ス  
に上木を舉す

今年先妣秋月院五十回  
の遠諱に下る依て七月  
十四日起首して五十日  
の間別時念佛を興行し

成す  
回願を  
成す  
今猶骨堂と称して盛に納骨す  
時々加持土砂を骨上に散し且  
誦呪念佛して亡靈に追善す殊  
に盆中は毎夕一山の衆僧挙て

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	○九月從一位近衛閔白 内前公賜古畫一鋪，蓋 欽徳也		追薦に擬欣詰願の日回向の文を述して其母恩の深厚なる旨を演へ啼泣し泪降る事雨の如く其文を読得給はざるに至か参詣せる四衆与に落涙数行師の孝順凡類に過る事を感称し涙巾を絞る師終に泪と共に退座し給ふ	同月近衛閔白一位内前公より古書一鋪を贈り給る蓋師の盛徳を欽てなり。其画古筆の福錄寿の像なり。師悦て云く律は法の寿なり此繪能是に合すと云云頂受し寺宝とす。	
	同月近衛閔白一位内前公より古書一鋪を贈り給る蓋師の盛徳を欽てなり。其画古筆の福錄寿の像なり。師悦て云く律は法の寿なり此繪能是に合すと云云頂受し寺宝とす。	同年九月師の高徳を称し或御摂家より守政筆の福錄寿の像を送り給ふ。師悦て云く律は法の寿也是を給ふ事吾法の盛なるべきこそと			

安永十年  
(一七八一)

同十年七十七歳

同十年師年七拾七諸人賀を奉る師一首を詠し  
人賀し奉る師和歌を詠  
し衆に示し給ふ是則世  
年を重ね来て雲の□ひ  
そ遠く成りぬる

同十年師年七十七歳諸人賀を奉る師一首を詠し  
人賀し奉る師和歌を詠  
し衆に示し給ふ是則世  
年を重ね来て雲の□ひ  
そ遠く成りぬる

七十にまた七年を

重ねきて恥多してふ  
けふの明ほの

十年辛丑二月十日因テ

衆請立戒壇受者都

三百五十人余

○三月五日応知多郡

緒川善導寺請法話三

日帰路至大野東竜寺

時本尊五臘亦陀開扉并  
宋徵宗筆者婆像開之  
請授十念於諸衆

夜

三月五日知多郡懸緒川  
善導寺に至り法話三昼

二月十日衆請に因て三  
聚戒門を開きたまふ入  
仏位の者四百人になん  
なんたり

三月五日州南知多懸緒

川善道寺主上人の請に

赴き彼に於て施化三昼

夜近里遠境群集し法鼓  
を聞て信心を開発す帰

	年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○丁但信院幽仙居士	日間受三十念者数万人	路大野の郷東竜寺に至り給時に本尊五臘の弥陀開扉也宝物に宋徽宗真筆を開覽す院主の需に依て	法雨を灑き十念を授け日課念佛を勧む受化數万人通行の道十念を求る男女続々たり師勞に及て息ひ給ふ時は皆々空位を拝し或は突き給ふ所の杖を頂戴し称名し十念受る思ひを成しぬ或は師を拝する事を得ざる者は罪深重など言て涙を垂慚耻して帰る者有りける	路大野の郷東竜寺に至り給時に本尊五臘の弥陀開扉也宝物に宋徽宗真筆を開覽す院主の需に依て	法雨を灑き十念を授け日課念佛を勧む受化數万人通行の道十念を求る男女続々たり師勞に及て息ひ給ふ時は皆々空位を拝し或は突き給ふ所の杖を頂戴し称名し十念受る思ひを成しぬ或は師を拝する事を得ざる者は罪深重など言て涙を垂慚耻して帰る者有りける	同月十三日開白して三

三十七回遠忌<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>三月

十三日<sup>一</sup>起首修<sup>ニ</sup>三千  
礼<sup>一</sup>百礼<sup>五</sup><sub>チ</sub>至<sup>ニ</sup>十八日<sup>一</sup>終

○廿一日首途赴<sup>ク</sup>攝州  
有馬山<sup>ニ</sup>一路詣<sup>ス</sup>石山寺<sup>ニ</sup>

干時<sup>テ</sup>至<sup>ニ</sup>京師長講堂<sup>ニ</sup>休<sup>ル</sup>

數日四月朔日乘<sup>レ</sup>船往<sup>ニ</sup>

大坂<sup>ニ</sup>二日至<sup>ニ</sup>天王寺<sup>ニ</sup>

拝<sup>ス</sup>嵯峨积尊<sup>ニ</sup>千時及勝尾<sup>ル</sup>

影亦開扉併<sup>シ</sup>三日<sup>ニ</sup>至<sup>ル</sup>有馬<sup>ニ</sup>

山<sup>ニ</sup>浴<sup>スル</sup>温泉<sup>ニ</sup>二七日時<sup>ニ</sup>

念佛寺主請施斎并乞<sup>ニ</sup>  
法話授<sup>ニ</sup>十念<sup>一</sup>

○廿一日返<sup>リ</sup>京師<sup>ニ</sup>寓<sup>ニ</sup>  
居東山安井境内万寿庵<sup>ニ</sup>  
其間或赴<sup>ハキ</sup>古知谷<sup>ニ</sup>

廿一日京に入安井の万  
山浴<sup>スル</sup>温泉<sup>ニ</sup>二七日時<sup>ニ</sup>

念佛寺主請施斎并乞<sup>ニ</sup>  
法話授<sup>ニ</sup>十念<sup>一</sup>

廿一日京に帰り給安井  
の万寿庵に寓居<sup>有信の</sup>  
點して師の安心<sup>に</sup>間其或は

同三月廿一日發途四月  
三日攝州有馬に至り温  
泉に浴する事二七日有  
馬念佛寺上人召請同所  
称念佛寺主選する苦海の  
夜船に序を求

千仏名札を修し先姓但  
信院居士の三十七回追  
薦に擬す

同月廿二日<sup>丁</sup>發転攝州有馬  
に赴き給ふ半路京師<sup>ニ</sup>四月  
三日有馬に至り<sup>リ</sup>兵衛と云  
者(家に宿十九日庄兵衛供を  
献し法話を乞<sup>フ</sup>十念を願ふ男女  
数論ひながらす温時に念佛  
泉に浴す<sup>二七日</sup>兵衛と云

寺上人召請して斎供を  
献し法話を需らる称念佛  
寺主自ら撰する所の苦  
海の夜船と号る書を呈  
し訂正し且序を作ん事  
を乞る求に応す<sup>二寺共に</sup>  
<sup>有馬に有</sup>

廿一日京に帰り給安井  
の止事なき殿上人尋回  
して師の法話を聞給ふ

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
	講堂主西導寺主秀月 請説法或詣壬生地藏 尊法輪寺虛空藏尊或 尋泉涌寺東福寺石峰 寺宝塔寺瑞光寺真宗院 智恩院黒谷等旧跡長 時院大信律師成等庵堯 運律師照臨庵德園律 師庭田大納言一位公等 諸衆來詣殆縁者戸外 履常満	し或は西道寺秀月老の 召待に依て法話	古知谷の請に赴き六物 纂註を講し或は西道寺 秀長老の召請に依て法 話群品を化益し日々閑 静なし中就五条に中野 了俊といへる信者時々 亦供其頃來訪の人々多 き中に淄類には小室の大 信律師と達運比丘徳 円律師等堂上方には庭 田一位殿大原黄門公等 數輩其外來訪の道俗指 を屈するに暇あらず戸 外の履本雜踏常に満其 砌或公卿師に生死出離 の要を問ひ給ひしに師 謂て云く仏法深広な	戸外の履踏 常に満つ	

謂く仏法深廣なれば卒示に談し難し略して其要を述ぶべし如來一代の設化無量にして門八万に分れたれ共今時末法五濁惡世におよんでは法然上人の勧め給ふか如く称名念佛して淨土に往生し彼土に於て十地の願行満足せんにはしかし夫本覺真如の月は無明常夜の雲に隠れ仏性自性清淨永くの心蓮は生死妄染の時泥に沈みぬ一度不二摩訶衍の本家を迷ひ出しより以来六趣の貧里に跡

れは卒示に談し難し略して要を述へし意を留めて聽給へし夫如來一代の設化無量にして門八万に分れたれとも今時末法五濁惡世に及んでは自力の行業成し難し善導法然両師の勧め給ふことく弥陀の本願に參し称名念佛して淨土に往生し彼土における十地の願行満足せんにはしかしか所由いかんとなれば夫本覺真如の月輪は久しく無明の雲に隠れ自性清淨の心蓮は永く生死の汚泥に

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
			眎ひ或時は燒熱大燒熱 の炎に咽ひ多劫諸仏の 出世にも会はず紅蓮大 紅蓮の氷にとぢられて は無量億劫如來の化益 にも泄たり又餓鬼中に 生しては万五千飢饉 の憂を忍ひかね或は傍 生趣に墮しては三千四 億數類の残害をうくる 事多百千過て人中受生 すれ共辺地八難の無仏 世に出天上の報を感じ ては快樂にはこりて淨 業をも修せざりけんさ れとも今に生死を脱せ	沈みぬ去れば一度不二 摩訶衍の本家を迷ひ出 しより以来六趣の貧里 に躰眎ひ或時は燒熱の 炎に咽ひ多劫諸仏の出 世にも会はず紅蓮の氷 に閉られては無量億劫 如來の化益にも泄れた は万五千飢饉の憂を忍 ひ兼或は傍生趣に隨し ては三千四億數類の残 害を蒙る事多百千劫 過々人中に生れぬれと も辺地八難の無仏所に 出天上の報を感じては	

す然に今釈尊遺法の末  
に生を受け殊に仏法流  
布の日域に託生する事  
誠に宿植徳本の致す処  
前生戒善の報果実に歎  
喜に絶たりしかりと雖  
も時既に末法に属し教  
あれ共行せされは証入  
人絶へ此土の証果悉地  
難し此時に望て自力の  
行業成しかたく即身の  
入聖懷止ぬ然るに唐吾  
朝の先徳殊には光明東  
漸の両師西方欣求の指  
南直至道場の教へ謹に  
盲龜の浮木に会に似た  
り此教に隨順し早く菩  
快楽にほこり淨業を修  
せざりけんに今生死を  
離れず悲むへし悲むへ  
し然るに今釈尊遺法の  
流布の日域に誕生する  
事堪に宿植徳本の致す  
事前生或善の報果歎喜  
に絶たりしかれ共時既  
に末法に属したれば教  
あれとも修されは証入  
人絶へ証果成しかたく  
即身入聖の懷ひ止ぬ然  
る間唐我朝の先徳殊に  
は光明東漸の両大師西  
方欣求の指南直至道場  
の教育龜の浮木に会に

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五回下	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
			提の路に赴き給ふへし 昔皇太子念佛の法語を 学歌に示し高野大師は 西方の指南を明遍僧都 に指示し給へり唐土日 域处異れ共人棧一なり 故に永明楚石智旭雲樓 等の碩徳皆称名を讚歎 し玉へり早是先徳の指 南に順ひ生死出離の道 を求め給へ一生は夢の 如し無常の殺鬼来らん 事朝とやせん夕とやせ ん然所煩惱の内魔は識 心を前境に催し惡縁の 外魔は曳て三途に落さ	似たり此教に隨順し早 く菩提の道に趣き給ふ へし昔皇太子念佛の法 語を学歌に示し高野大 師は西方の指南を明遍 僧都に指示し給へり唐 土日域國異れとも其機 一なり早く先徳の指南 に順ひ出離生死の道を 求め給へ一生は夢の とし無常の殺鬼来らん 事朝とやせん夕へとや せんしかも煩惱の内魔 は識心を前境に催し惡 縁の外魔は牽て三途に 落さんとす無常は眼に	
			行業記下	行業記下	

んとす故に無常は眼に  
遮れ共驚心更になし當  
來の行業は修せんとす  
る者殊に少<sup>まれ</sup>なり頓死全  
く若によらず重病必し  
も老を待す誰か定めん  
今日其日に非とは争か  
知らん我身其類ならん  
とは無常の告忽に來り  
有<sup>アリ</sup>為の姿永く没しぬる  
時一善の畜へなくてい  
かてか三途の苦をまぬ  
かれん過去遠々未來永  
々輪回思ひやるへし此  
時に於て急き出離の要  
を求め更に生死の妄執  
に着し玉はさるへし爰  
とも凡情捨かたく三毒

遙れとも驚くにこころ  
なく當來の行業は修さ  
んとする人に稀也頓死  
全く若きによらず重病  
必しも老を待す誰か定  
めん今日其日に非すと  
争かしらん吾身其類な  
らんとは無常の告忽ち  
来り有<sup>アリ</sup>為の姿永く没し  
ぬる時一善の畜はへな  
くは争か三途の苦を免  
れん過去遠々未來永々  
輪廻思ひやるへし此時  
に於て出離の要を求め  
更に生死の妄心に転せ  
られ給はさるへし去れ

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○閏五月朔發京阪國 三日応四日市村田居 土請一宿四日応桑名	五月朔日京を發四ヶ市 村田氏の請に応し止宿 桑名正源寺に三ヶ日滞	に弥陀の本願は諸教所 贊多在弥陀とて釈尊既 に此仏を称贊し給ふ弥 陀一教利物偏増なれば 吾等最も極楽を欣ふへ し是末世相應の要法凡 夫易修の直路なりと開 示しありければ各感涙 たもとを絞りつつ猶師 の著述等拝借し歡喜し て帰り給ひき	に弥陀の本願は諸教所 贊多在弥陀とて釈尊既 に此仏を称贊し給ふ弥 陀一教利物偏増なれば 吾等最も極楽を欣ふへ し是末世相應の要法凡 夫易修の直路なりと開 示しありければ各感涙 たもとを絞りつつ猶師 の著述等拝借し歡喜し て帰り給ひき	爰に頼むべきは阿弥陀 仏の本願諸教所讀多在 弥陀と釈尊既に称讚し 給ふ弥陀一教利物偏増 なれば我等最も極楽を 欣ふへし是末世相應の 要法生死出離の直路な りと開示しありければ各 感涙袂をしほりつつ猶 も師の著述の書とも拝 受し歡喜して帰館まし ましける	留め難きを如何かせん 爰に頼むべきは阿弥陀 仏の本願諸教所讀多在 弥陀と釈尊既に称讚し 給ふ弥陀一教利物偏増 なれば我等最も極楽を 欣ふへし是末世相應の 要法生死出離の直路な りと開示しありければ各 感涙袂をしほりつつ猶 も師の著述の書とも拝 受し歡喜して帰館まし ましける
○閏五月朔發京阪國 三日応四日市村田居 土請一宿四日応桑名	五月朔日京を發四ヶ市 村田氏の請に応し止宿 桑名正源寺に三ヶ日滞	五月朔日師都を發し中 路四ヶ市村田氏の請に 応し止宿法話桑名正源	五月朔日師京を發足帰 路勢州四日市村田氏の 請に応し止宿終夜法話	五月朔日師京を發足帰 路勢州四日市村田氏の 請に応し止宿終夜法話	五月朔日師京を發足帰 路勢州四日市村田氏の 請に応し止宿終夜法話

照源寺主可梁請三箇

日之間說法八日乘船

着熱田坂山

留說法八日帰寺

寺に三ヶ日滯留說法四  
衆群參八日帰院其後庭

田公の北の方より送書

一位殿師の教化以後信  
心深く仏法帰依の御意  
増進ありしを悦び給ふ  
のよし申越し給ひける

翌桑名正源寺に召請  
滞留說法四衆群參蒙益  
限りなし扱も師帰山の

後庭田一位公の北の方  
より細書を贈り過し頃

師の教化を受信心深く  
仏法帰依欣浄の信心増  
進し給ふを悦び礼謝吳  
々申越し尚因縁あらは  
重て上京ましまさは直  
に館へお越あるやうと  
亜相公存念の旨申こさ

る

○十二年前應古知谷  
請所校訂以八上人

行狀記今年上木功畢  
流布天下

星先

の謝なり  
に校を需

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
天明二年 （一七八二）	○今年改元天明一 天明二年壬寅三月応参	天明二年壬寅三月三州 中山貞照院請路過ル	天明二年壬寅三月 去年改元 中山貞照院の請に応し	天明二寅春三州中山貞 院請によ	天明二寅春三州中山貞 院請によ
	高浜依請宿智教山 清雲寺翌日法話及暮 着中山従翌日法話 并受戒又応驚塚片山 氏請於遍照院法話	高浜清雲寺主の懇請 に依て止宿法話翌暮に 及んて中山に着翌日よ り法話衆請に依て円頓 戒授与入檀数百人驚塚	路高浜清雲寺主の懇請 に依て止宿法話翌暮に 及んて中山に着翌日よ り法話衆請に依て円頓 戒授与入檀数百人驚塚	松院高浜清雲院請によ つて彼地に至り法話 遍照院同師の發起にて 円頓戒授与入檀数百人 驚塚	松院高浜清雲院請によ つて彼地に至り法話 遍照院同師の發起にて 円頓戒授与入檀数百人 驚塚
	飯路宿小垣江専称寺 翌日法話翌日於元刈 谷実相寺法話宿鳴 海而飯	山某の請に依て説法帰 路小垣江村専称寺に宿 し翌日法談其翌日元刈 谷実相寺に泊翌未明発 途鳴海に至り下郷氏に 宿翌日帰寺	遍照院に於て片山氏の 懇請に順ひ法雷を震ふ 帰路小垣江村専称寺に 泊し翌朝演法其翌は元 刈谷実相寺に於て法鼓 を敲翌未明に彼地を発 し暮に鳴海に着到下郷 氏の家に宿し明日斎後	遍照院に於て片山氏の 懇請に順ひ法雷を震ふ 帰路小垣江村専称寺に 泊し翌朝演法其翌は元 刈屋実相寺等にて数日 法雷四方に震ひ	遍照院に於て片山氏の 懇請に順ひ法雷を震ふ 帰路小垣江村専称寺に 泊し翌朝演法其翌は元 刈屋実相寺等にて数日 法雷四方に震ひ

天明三年  
（一七八三）

○三月河州高井田寺諦  
濡律師礼謁

三年癸卯有<sup>リ</sup>一老漢<sup>ニ</sup>請<sup>フ</sup>  
放生因縁和<sup>ニ</sup>解之<sup>ヲ</sup>弘中<sup>シテ</sup>

天下<sup>ニ</sup>是以撰<sup>テ</sup>放生手引

草一卷<sup>ヲ</sup>与<sup>フ</sup>之於<sup>テ</sup>茲有<sup>ニ</sup>

彫刻之擧<sup>一</sup>

○本州城下書林某惜<sup>シテ</sup>  
從來師之著述悉度<sup>クワカルヲ</sup>  
京都東都等梓人手<sup>ト</sup>今  
新企<sup>ニ</sup>於本州彫刻之願<sup>ヲ</sup>  
師可<sup>ス</sup>其需<sup>ニ</sup>因<sup>テ</sup>茲予<sup>カ</sup>輩<sup>一</sup>  
持<sup>ニ</sup>師法語<sup>ヲ</sup>而<sup>ト</sup>与<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>

同三年癸卯庭柏老人の  
需に依て放生手引草を  
撰して授く

同三年癸卯歲庭柏老人と  
云者の需に依て放生手  
引草を撰刻成て四方に  
幸す

同三年癸卯歲庭柏老人と  
依て放生手引草撰し給  
引草を撰刻成て四方に  
幸す

同年座下庭柏隱士需に  
依て放生手引草撰し給  
ふに幸成て世

高井田諦濡律師來謁

三月高井田諦濡律師礼  
謁

夏五月府下書林某師の  
法語を刻せんと願求す  
予先に師に就て小冊子  
を請て箇中に秘在す依  
て是を書肆の輩に授与  
す彼等斗悦て速に上木  
成る

亦座下某し法語を願ふ  
先年小子師に就て小冊子を請  
得て箇中に秘在す懇請默し難  
く是を授与刻成て流布す則  
諦忍律師念仏法語と号是也

院及び放下庵より必請

○九月江戸浅草十輪寺  
及放下庵有<sup>リ</sup>召請之願<sup>一</sup>

九月東武浅草十輪院及  
ひ放下庵より召請の願

三年九月東武浅草十輪  
院及び放下庵より必請

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記 第五世和尚下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
天明四年 (一七八四)	以年老路遠一故固辭 不往カ ○霜月増上寺会下鳳秀 者來乞授円頓戒 期來辰春而返	も老たるにより辭して 不行	求められ共年老遠路を以て固辭して往給はす	師辞するに老を以てし 行給はす	
同四年甲辰師八十歳 元旦	思ひきや日影の駒の ととまらで八十年の 春の雪を見んとは	り秀子来春を期して去 る	同十一月三縁山会下鳳秀と云僧來謁し円頓大戒を受ん事 戒を受んと乞師彼遠來厚信を称美して許諾あり秀師悦んて 春を期して去る	同十一月增上寺会下鳳秀來謁円頓戒を受ん事を乞諾あり秀師悦んて 春を期して去る	
同四年辰元旦師世寿満 八十	八十の詩歌あり次に誌す	同四年甲辰師滿八十歳 衆祝す師毫をとりて書して衆に与へ給ふ	同四年甲辰元旦師世寿満八十歳 朝来閑座領春光	同四年甲辰師滿八十歳 朝来閑座領春光	
八十歳華一夢場朝來 閑座領春光色相念々 雖萎菜靈精依然耀草	色相念々雖萎菜 靈精依然耀草堂	八十歳華一夢場 朝来閑座領春光	八十歳華一夢場 朝来閑座領春光	八十歳華一夢場 朝来閑座領春光	思ひきや日影の駒の

四年甲辰閏正月十一日  
鳳秀如期來會同壇者  
七百人從來當山未曾有，  
太會也。

閏正月鳳秀約の如く來  
て道場を莊嚴す十一日  
を以て受戒の期とす師  
今生授戒の限りなるへ  
しと受徒千を以て數ふ  
へし當山未曾有の大会会  
なり

潤正月鳳秀約の如く來  
て道場を莊嚴し登檀用  
意最慰懃なり。隨喜證明  
岡上人徒を將ひ。教授師は  
來り。登檀重受。教授師は  
繼席實嚴比丘隨て登檀

する四衆七百余入師既  
八十歲減度遠からず是  
を今生の限りなるへし  
と兼日告給ひし故其日  
に至て入檀を欣求する  
輩數百員然れども滅罪  
の前行修せざる者は是非  
なく落涙して堂外に居  
して磬声を聞き隨喜  
称名するのも其中にも

堂  
とどまらで八十年の  
春の雪を見んとは  
翌年四月増正寺会下秀  
鳳來て円頓戒授与を願  
ひ道場を莊嚴し登檀用  
意慰懃なり。徒を將ひ來て  
證明重受教授は當寺看主  
實嚴苾芻。登檀四衆  
凡千に及ぶ。歲既に満八十  
度の限と思ひ受者も生前受  
の終そと別而深心得戒落涙に戒  
及ふ

\* 正、上の誤写か

諦忍律師伝の研究（川口）

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
			壯建なる輩は滅罪の礼 拝を修し入檀する者数 多前後千人におよひぬ 当山未曾有の大会の受 戒なり 担場に入し者瑞相拝 <small>けり見ふ見は信の浅 せし者もあまたあり 深に依れるなるへし</small>		
		或時師隠室に読書し給 <small>ふ是先年の事なれ共 今聞に任せ爰に誌諸國修 行の僧來て師に謁し口 に檣の葉を含み手に一 片の板を捧げ板の面に 書して無言行と誌しぬ 干時師訶して曰汝愚漢 教旨を邪解し異を顯し 人目を驚す是狂に非ん は名利ならんには元言</small>			

舌せん為口を以て法を  
説祖師も話を以て人を  
度す然るに經の中に守  
口撰意身莫犯如是行者  
得度世々説き給ふ汝<sup>チ</sup>此  
文を見誤るなれ守口  
こは無益の法語を制し  
乱語穢言する事なれ  
と也讀經誦呪説法問答  
要用等の語を制するに  
あらず殊に娑婆世界は  
言説を以て化を得耳門  
を以て円理に通達す故  
に世尊觀音の圓通を称  
讚し給ふ汝早く無益の  
苦行を捨て誦呪説經念  
仏意に任せて称せよと

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○濃州本巣郡北方村池鏡山円鏡寺者為ニ一方、望利正月円鏡寺門下、華王院修學院來呈召請之願、仍可レ之、二月十着十八日より七ヶ日説	濃州本巣郡北方俗に芝原北方といふ池鏡山円鏡寺法印師を懇請す二月十六日未明に発途夜に入て彼に慕ひ門下の花王院修學	濃州本巣郡北方芝原北方と云池鏡山円鏡寺は濃西の望利密門の秀境なり然るに當院家師の碩徳を	開示有しかは其行者落涙感伏して速に非を改め師に就て明呪を授り十念を拝受し歎喜して去りしがや又或時雲水の僧來て師を拝し問曰如何ナルカ是仏法テキ	開示有しかは其行者落涙感伏して速に非を改め師に就て明呪を授り十念を拝受し歎喜して去りしがや又或時雲水の僧來て師を拝し問曰如何ナルカ是仏法テキ	開示有しかは其行者落涙感伏して速に非を改め師に就て明呪を授り十念を拝受し歎喜して去りしがや又或時雲水の僧來て師を拝し問曰如何ナルカ是仏法テキ
モトスノ	モトスノ	モトスノ	モトスノ	モトスノ	モトスノ
モトス	モトス	モトス	モトス	モトス	モトス
モトス	モトス	モトス	モトス	モトス	モトス

六日首途ナンナントメニ  
従テ十八日至テ廿四日  
説法遠近輻湊如ク稻麻ノ  
至ル无レ所レ容ル施ス与ス加  
持土沙并弘法大師念佛  
法語ヲ

法

○廿五日受ニ生津ナマツ  
村華

華王院修学院等の請に

廿五日より所処華王院等  
の簇其数万に及ぶ

夫より所々請召に趣  
万に及

院を來し召請の願を呈  
せらる其志懶重にして  
黙止かたく師即老躰を  
凌て需に応し二月十六  
日未明に山を發興し夜  
に垂んとする頃彼地に  
到著迎請の衆半路に蹲  
踞ス院家法印院家法印特則十八日  
より七ヶ日の間法話遠  
近輻湊稻麻竹葦の如く  
廣堂大殿と雖も諸人を  
容るに所なく院境に充  
満す弘法大師の念佛法  
語光明真言加持土砂并  
功德記を施与頂受奉持

れは師則ち諾ありて老  
苦を凌きて需に応し二  
月十六日未明に山を發  
し初更に及んて彼地に  
到着迎ひの四衆半路に  
蹲踞院家出迎ひして方  
丈に請入し踊躍限りな  
し則十八日より七ヶ日  
の間法話遠近輻潛稻麻  
竹葦の如く大殿廣閣も  
人を入れるに所なく境内  
に充满す師則弘法大師  
の念佛法語光明真言土  
砂加持の功德記加持土  
砂を添施与以受奉持の族其数

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
○廿六日受 <sub>ヲ</sub> 本田村修 学院請 <sub>ヲ</sub>	○廿七日受 <sub>ヲ</sub> 谷汲山明 王院請 <sub>ヲ</sub> 其夜因 <sub>レ</sub> 請宿 <sub>ニ</sub> 真桑守屋彦五郎宅 <sub>ニ</sub> 翌 日於 <sub>テ</sub> 彼宅 <sub>ニ</sub> 說法及 <sub>テ</sub> 晚 帰ル	廿七日谷汲山に詣し明 王院法印の請を受帰路 真桑村守屋氏 <sub>守屋大臣の 末業彦五郎</sub> ト 云 <sub>ト</sub> の宅に宿し翌日此家 にて説法	廿七日谷汲山明王院赴 請法話帰路真桑村守屋 氏 <sub>往昔の守屋大臣の 苗裔とか</sub> 彦五郎と 云者 <sub>の</sub> 宅に宿し翌日其 家に於て法話	廿七日谷汲山明王院并真桑村 守屋氏 <sub>古守屋大臣の後也</sub> 彦五郎良宅 に宿し給ひ法話翌日帰 寺	の請に赴き
○廿九日飯路宿 <sub>ヲ</sub> 清須 正覺寺 <sub>ニ</sub> 翌日礼 <sub>ヲ</sub> 馬島明 眼院薬師仏 <sub>ヲ</sub> 此時而帰ル	廿九日清須宿正覺寺に 泊翌日帰院	廿九日帰路に赴き <sub>其夕</sub> 寺に著止泊 <sub>ヲ</sub> 翌帰院	廿九日帰路に赴き <sub>其夕</sub> 尾の寺	谷汲山明王院并真桑村 守屋氏 <sub>古守屋大臣の後也</sub> 彦五郎良宅 に宿し給ひ法話翌日帰 寺	き
○三月廿一日弘法大師 九百五十回之遠忌法要 修之施於諸人大師之念 仏法語	三月十三日より廿一日 まで九ヶ日大師九百五 間開山 <sub>弘</sub> 大師の九百五 十年遠忌を修し諸衆教 化法話且大師定中出現	三月十三日より起首し て二十一日迄九ヶ日の 間開山 <sub>弘</sub> 大師の九百五 恩修行 <sub>入定出現念仏</sub> 法語數万施与	三月十三日より起首し 廿一日迄 <sub>九日</sub> 開山弘法 大師九百五十年遠忌報	谷汲山明王院并真桑村 守屋氏 <sub>古守屋大臣の後也</sub> 彦五郎良宅 に宿し給ひ法話翌日帰 寺	

天明五年  
(一七八五)

○五月柳原石原助給発  
志画ニ本師今年世寿八十法臍五十七道容而  
寄附ス之門下諸弟子捨テ衣資一株装以備八  
十之賀

○八月廿日応ニ御器所  
村地藏堂請修ニ先住第三回法事并法話

○九月相州功雲寺一山和尚拝謁

五年乙巳二月富梁堂請  
師法語得官處許彫刻成  
是本州律典梓行之權輿

大衆八十の賀を述府下  
存古斎と云者師の像を  
画て八十の賀を祝す

大衆八十の賀を祝す府下  
下の石原助給号存古子、成瀬氏の臣  
師の寿像を画て奉る

其國月輪中に半身を現す

府下国宰成瀬氏の臣石  
原助給師の寿像を画し  
て上る其國月輪中に師半身現する形像也

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚行業記 下巻	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
也	○三月於京師放生手引				
草梓行成伝播天下					
同五年乙巳初夏より師数々病勞死の遠からざるを察し弟子等に顕密伝法あるへしとて前行を修せしめ玉ふ山内には実嚴比丘隆字真を始衆僧是を受	同五年乙巳初夏より師数々病勞死の遠からざるを察し門弟等に伝法	同五年初夏の頃より師数々病勞死の遠からざるを察し門弟等に伝法	同五年初夏より師病勞曾て死の近きを察し門弟等に伝法	同五年初夏より師病勞曾て死の近きを察し門弟等に伝法	同五年初夏より師病勞曾て死の近きを察し門弟等に伝法
比丘戒并に四分戒法真言は小野地藏院流道教方広沢保寿院流淨土は正しくは白御相伝	律宗には正しくは西大寺興正菩薩の御流儀三聚円備の菩薩	比丘戒并に四分戒法真言は小野地藏院流道教方広沢保寿院流淨土は正しくは白御相伝	正く南都西大寺興正菩薩の流	正く南都西大寺興正菩薩の流	正く南都西大寺興正菩薩の流
實嚴苾芻を初として大衆是を受け外には熱田誓願寺上人秀山尼川村某石原存古居士等各自器の廣狭に隨て一法多法	有へしとて前行を修せしめらる山内には法繼	有へしとて前行を修せしめらる山内には法繼	教方広沢には保寿院流兩の院流を伝へ淨土は鎮西白旗流兼	教方広沢には保寿院流兩の院流を伝へ淨土は鎮西白旗流兼	教方広沢には保寿院流兩の院流を伝へ淨土は鎮西白旗流兼
有へしとて各々前行を修らしめ山内大衆并他に有信の業に隨分の伝	西山□流を傳師資相承す是則中興開山天端和尚の定め給ふ所なり	有へしとて各々前行を修らしめ山内大衆并他に有信の業に隨分の伝	當山は從來律を本宗として	當山は從來律を本宗として	當山は從來律を本宗として
有へき旨仰聞れしかば					
熱田上人秀山門村某石					

天明六年  
(一七八六)

五月に至て師病再び発	去年聞性比丘病に依て 退院実厳律師跡を補す 同六年実厳比丘官選を得て経席す	一戒或は少分多分具足 一流又は二流具伝機根に任せ相伝ありしは皆々隨喜踊躍極りなし
五月に至て師病再び発 師終焉の近きを知て野沢多流の印信を実厳律師に授け八祖伝來写瓶の功畢ぬと悦ひ玉ふ	去年繼席聞性病に依て退院あり仍衆請 <small>實嚴字は名ク比丘補處す 真隆</small> 同六年午春実厳師官所の選を得て法燈を掲経席師実に隠逸の境を得て悦び限りなし	原助給等數十人の道俗各々自器の広狭に順ひ満分一法二法伝授有しかは皆々隨喜に絶さり
六月初師病増發す其起	同六年春已來師老病再び發す <small>師終焉近きを察し宗の大事且八祖写瓶の奥旨兼ては淨門の奥義等唯授一人の法共嚴師に授与し大事已に畢ぬと師資踊躍</small>	き
六月上旬其起ざるを知	同六年春已來師老病再び發せしかば静室に閑座し老を養ひ日々心静に終焉の修行退廻なく	



事を交へず微音の称名のみ間々来謁を願ふ者あれはこれを見て来世極楽にして俱会せんと  
平日に変りし事なく法話など聞しめ十日の朝

り聞せ折々落涙し給具体歎喜の余りかと見奉りけ其後は身心安祥とし

す八つ時頃至りて年の  
歩み近付ぬとて侍者に  
命して紙筆を取り来ら  
せ自ら書し給ふ其文言左のことをし

即今四大分離畢四大雖  
分離四大自性無變易何  
者是四大自性溫陀南曰  
四大非自性自性非四大

何者是本性

元よりも地水火風の

仮の宿けふもぬけゆ

く後の空蟬

かく書し已て筆を投し

續月三室庭行自江打

續公丁真

即今四大分離畢  
四大雖分離四大  
自性無變易何者  
是四大自性溫陀

自性無變易何者

是四大自性溫陀

四庫全書

卷之六

性  
選

もとよりも地水火風

の仮の宿けふもぬけ

命終近きにありと悲に

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山第五世和尚業記下巻	諦忍大和尚行状記 坪	諦忍和上伝(仮題)
		ゆくあとの空蟬	四大非自性	絶さりけり來訪の人來りて誰々と申上れば点頭し給ふのみ只微音の	
	斯書し畢て筆を投て微笑し嚴師に給ふ対面の人にも言を交へ玉はす	自性非四大	何物是本性	称名のみ聞へぬ扱其夜の仮の宿けふもぬけ	
	誰々來訪と申上れば点頭し給ふのみ折々微音の	四大非自性	ゆくあとの空蟬	もとよりも地水火風の	
	の称名聞へ扱夜亥の刻に至り安那婆那觀に入	自性非四大	頂戴しいよいよ命終近	亥の刻に至り阿那婆那觀に入給ひ出入の息風	
	玉ひ子の中刻に至て破顔微笑し給ふ事兩度拍掌し給ふ事三度歎喜の	四大非自性	きにありと悲みに絶さりき病を訪の人來り誰々來訪と申上れば点頭	中刻に及んて忽ち破顔も幽かなりけるか子の	
	色面に顯れ安然として空に入か如く終に長く大涅槃に帰し給ふ遺体を留る事三日諸人に拝せしめ白布を以て尊体	四大非自性	金剛縛を胸に安し静然として三昧に入かこと	し給ふ事三度誠に歎喜く永く大涅槃に帰し給ひぬ維時正に天明六年	
		四大非自性			

を包み彼甕に納是師の平  
生に囁く所也 十二日の夜東山  
歴代の墓に埋奉

給ひけるか子の中刻に  
至破顔微笑し給事  
兩度拍掌し給ふ事三度  
誠に歡喜の色面にあら  
はれける其後縛印を胸  
前に安し静然として三  
昧に入か如く長く大涅槃に帰し給ひける維時  
正に天明六年午六月十  
日の中夜也大衆各悲涙  
に支婆羅を浸し思はず  
高声に念佛しけるを開  
白として別時念佛を始  
めぬ是より満中陰の夕方迄四十九日□□に称名し追薦の法会を修行しぬ此夜三州白須賀邊にて紫雲を拝し  
奇異の思ひを成しける

大衆悲涙に支婆羅を浸  
し思はず高声に称名念佛しぬ是を開白として  
別時念佛をはじめぬ  
満中陰の夕方迄七々日之間追薦し奉りき府下  
商人某師に帰依し自ら法話聴聞参詣いたしか  
る此日買用に三州白須賀辺通行し深更に宿を出  
けるに遙西北に当り名府の辺と思はしき方  
に紫雲の靈鷲たるを拝見せし由師の没後墓所  
に参詣の砌咄しき扱遺体を留る事三日諸人結  
縁に拝せしめ今生の名残未來回生淨土の縁を

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	八事山記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）

隣境の雲臥禪師和上の  
入寂を聞いて吾既に知音  
を失す今は誰と共に語  
らんと声を放て歎き悲  
み涙に法衣を絞り給ひ  
しと □かると云尼僧是の如  
く諸人歎き悲む事考妣如  
を喪の  
ことし

に充ち谷に溢れ其數無  
量称名の声山岳に響き  
出棺の砌結縁せんとて  
幡蓋等索引て墓所に至  
る頃には終に幡蓋を取  
り報恩の称名せんと群  
詣し堂中堂外に充满せ  
尽しぬ送儀畢て泣こ帰  
り

此日三師中山貞照院

主<sub>穂岡師の名</sub>代として 燃香拝詣

に登山有けるか衆に  
語られしは過し十日  
の夜間公様に出て行  
道念佛せられけるに  
遙西北の空に当りて  
紫雲一朶太虛に靉靆

年号	八事山諦忍和尚年譜	諦忍和上行業記	行八事山業記第五世和尚下卷	諦忍大和尚行状記 坤	諦忍和上伝（仮題）
				<p>たり然るに此夜雨天にて 黒雲四方に覆ひし中 に紫雲一村徧翻して 西をさして去りぬ 時に</p> <p>岡公大衆を呼大虛を さして拝せしめ其徒 に謂て云く定て尾張 國ならん大往生の人 ありと見ゆ何れも隨 喜すへしとて同音に 念佛し感涙に絶へす いかなる人が往生を 遂けられし浦山敷事 かなと物語し扱翌日 も其事のみ申居られ しに当山より飛脚到 來し老和尚遷化あり しと告を聞岡師を始</p>	

歿後書捨の反故の中に  
終焉絶筆辭

三毒碩鼠 食功德麦

多年住此 無発三徳

逝将去「女」

適彼楽国 樂國々々

爰得我直

宝永二年（一七〇五）

一歳

### 三、諦忍の伝記

諦忍伝研究の伝記資料について、前節で対照表を作成し  
考察したが、以下『八事山諦忍和尚年譜』を中心としながら  
他の諸資料を比較検討しつつ伝記をたどってみたい。さ  
らに八事文庫所蔵の著書や写本なども参照し、便宜上年譜  
形式をとつて考えてみよう。

皆々落涙に法衣を潤  
し扱こそ昨夜の紫雲  
の奇瑞は老和上の迎  
撰聖衆の所駕の光雲  
なりけるかと

六月二十二日、「和上伝」によれば二十一日、「行業記」  
には「或曰二十日」と、二十一日説もある。美濃国加  
茂郡山上村において、父仙石忠続、母磯谷氏の女の間  
に生れた。父の系統は信州・上田の城主、讃岐・高松  
城主などの仙石豊前守秀久の家系で、秀久の次男忠澄  
が山上村に帰つて農業を行い、それ以来代々繁栄した  
家系である。<sup>(1)</sup>母は磯谷氏の女とあり、元武藏守に仕え

ていた家系。「行業記」「和上伝」には、磯貝氏となつてゐる。

『教誠律儀』や『三教指揮』などを習う。

正徳元年（一七一一）

七歳

享保元年（一七一六）

十二歳

五月三日、可児郡兼山村の龜福山神照寺・檀道圓極に業を受く。「行業記」「和上伝」によれば、檀道と父仙石忠続の間で、諦忍の出家を確約している。

正徳三年（一七一三）

九歳

享保二年（一七一七）

十三歳

六月五日、「行業記」「和上伝」には、六月三日とある。檀道について剃髪得度し、字を諦忍と号す。「行業記」「和上伝」は、諱を円妙と名づくとあり、享保六年八月、諦忍は興正寺へ行き、忍海點阿より才を認められて妙龍と改諱した。

享保三年（一七一八）

十四歳

正徳四年（一七一四）

十歳

「四書五經」などを習読す。「和上伝」では、正徳三年のこととなつてゐる。

二月、伊川村の常光寺・中堂より『大乘起信論註疏』の講義を受ける。

五月、夕田村の長安寺・岱梁より『戒本宗要』、『梵網經古迹記』の講義を受ける。

九月二十一日、神照寺へ帰り、檀道について菩薩戒を受ける。

正徳五年（一七一五）

十一歳

九月二十一日、神照寺へ帰り、檀道について菩薩戒を受ける。

享保四年（一七一九）

十五歳

三月二十一日より冬迄、神照寺で檀道に四度行法を乞い、十八契印、金剛界、胎藏界、不動護摩法を修す。

享保五年（一七二〇）

十六歳

二月、尾張へ行き、天王坊・果祐に『秘藏宝鑑』、誓願寺・謙芳より『百法明門論解輯攷』及び『西谷名目』の講義を受ける。また「行業記」「和上伝」によれば、大塚・性海寺に遊ぶ。

七月、京都へ上り、中島浮山に『毛詩』『周易』『左伝』『四書』『三体詩』『杜律』などの講義を受ける。その後、河内へ行き、通玄に『法華会義』の講義を聞く。

十二月、難波へ行き四天王寺、住吉神社を参詣す。その後、高野山に登り、蓮華谷明泉院に寓居して越年す。

享保六年（一七二一）

十七歳

正月、高野山を下り、再び京都へ行く。

二月、六波羅密寺において、三井法明院・義瑞の『法華入疏』の講義を聞く。

諦忍律師伝の研究（川口）

七月、檀道は興正寺へ行き、当時の住職忍海點阿（二世）に、諦忍を弟子に願う。そして京都で修学中の諦忍へ、その旨の使者を出し、共に興正寺へ帰る。

八月、諦忍は檀道と共に興正寺へ上山す。「行業記」「和上伝」によれば、忍海は諦忍の才を認め、龍珠を得たとして妙龍と名づく。「和上伝」には、自ら空華子と号すともある。

九月八日、忍海を戒師として、菩薩近住戒を重受す。

十月、忍海より『理趣經純秘鈔』などの講義を聞く。

享保七年（一七二二）

十八歳

春、忍海の許可を得て、大藏經を閲す。その間、三年ともいわれる。

『一源五派辨』、『康熙帝遺詔』を書写す。

享保八年（一七二三）

十九歳

八月、忍海が七月に著わした「現前分物考<sup>(2)</sup>」を校訂する。

十月十八日、興正寺において『受戒法儀』を書写す。

十二月、死に頻する疱瘡を患つたが、称名行の利益によ

つて治る。また同月十四日、加茂郡遍照院で「忍海」深秘一を書す。

享保九年（一七二四）

二十歳

三月七日、大龜静照（興正寺四世）に初重許可を受け

享保十二年（一七二七）

二十三歳

三月十六日、高麟常照（興正寺三世）に伝法灌頂を受け

春、高麟常照が輪藏を建立する際、諦忍は知事となる。

閏四月八日、元禄十二年（一六九九）三月に、忍海が書寫した『菩薩戒潛底抄』の校訂を行う。

五月一日、忍海に勤策律儀を受ける。

八月、忍海は病のため、東山の松林庵に隠遁す。そして

十月、大龜静照の室に入り、受具の前行を修して好相を得る。

享保十年（一七二五）

二十一歳

正月、京都へ行き、潭龍に『華嚴五教章』『俱舍論頌疏』『唯識論述記』、実道に『大日經疏』、心城に『悉曇字記』を修学す。

享保十三年（一七二八）

二十四歳

正月十一日、高麟、大龜、檀道らが証明者となり、自誓得戒（具足戒）を受け、律師と称す。

五月、高麟より小野流諸尊法を伝受す。

享保十一年（一七二六）

二十二歳

六月、高麟より淨土鎮西白旗流璽書を受け、雲蓮社と号す。そして自行化他、称名を中心に修す。「行業記」

正月より七月まで、三井寺の旁に寓居し、義瑞性慶より著の『法華略疏』の講義を受ける。

八月、興正寺へ帰る。しかし「行業記」「和上伝」では、享保十二年春に帰寺とある。

によれば、本来興正寺は開山以来、律は大小乘を兼行し、真言は野沢西流、淨土は鎮西、西山を兼学し、自利利他共に化に施すのが法式であるという。

九月、興正寺衆徒の請により、『秘藏宝鑰纂解』を講ずる。「行業記」では、「八年」と誤記されている。

臘月五日、『秘鈔口決』五冊を書写す。

### 享保十四年（一七二九）

二十五歳

### 享保十七年（一七三二）

二十八歳

八月、檀道の請により、住持している遍照院で「普門品」を講ずる。そして細目村の東光寺に一宿し、詩を賦す。それは

一宿東光寺

寥々絶世縁

簷前山色秀

門外流水鮮

宗奏小林曲

派分法嶺泉

夜來閑味足

黙坐属不伝

である。

### 享保十五年（一七三〇）

二十六歳

八月、『弥陀如来和讃』を撰す。「行業記」によれば『弥陀如来和讃集註』を述べ、解釈して世に広めるとあるが、『弥陀如来和讃集註』は、寛保三年四月に撰せられている。

二月、高麟の命により、興正寺衆徒のために『法華經一如』の新註を講ずる。

### 享保十六年（一七三一）

二十七歳

九月、知多郡古見・妙楽寺、大野・済年寺、常滑・天沢院、内海・大御堂寺、岩窟寺の観音などを巡り、そして伊勢に行き、内、外宮及び松阪・伊浮田寺を巡拝して帰る。

三月、大龜、高賢元清（高麟の弟子）らと共に上京し、先徳の古跡靈場を詣る。

八月十九日、母の病を聞いて美濃に帰つたが、二十二日に亡くなった。そして四・七日を経て興正寺へ帰山したが、四十九日まで追福法要を修した。諦忍が、開山の時からまとめた「総括靈名録」（八事文庫蔵）に、戒名が「秋月院妙玄大姉」とある。

享保二十年（一七三五）

正月、『熱田神社問答』を書写す。

三月、天瑞円照の十七回忌を修し、『開山和上行業記』及び『事山志』を撰す。

五月二十五日、『三種悉地破地獄転業障出三界秘密陀羅尼法』を書写す。

八月、『三衣寸法記』を撰す。

享保十九年（一七三四）

四月二十三日、大龜静照示寂す。

五月七日、官史より君命を受け、興正寺五世の法席を嗣ぐ。そして注疏を重んずる古学派の博学者松平秀雲より一律を賦して入寺を賀せられる。その詩をあげる

三十歳

元文元年（一七三六）

四月三日、江州石山寺を拝し、それより石間寺、醍醐寺、清水寺、智恩院などを詣り、獅子ヶ谷に宿る。宝

洲より著の『淨業課誦附錄』を諦忍に呈し、訂正を乞融。鵠宿書牘外 龍蟠鉄鉢中 来論一乘法 跌坐  
対松風

謹賀

諦忍律師移住東山

移錫東林寺 清標歎遠公 懸燈照冥暗 捶塵證圓

九月、『座右寶鑑』を撰す。

上傳に

九月、『座右寶鑑』を撰す。

三十一歳

八月十九日、母の病を聞いて美濃に帰つたが、二十二日に亡くなった。そして四・七日を経て興正寺へ帰山したが、四十九日まで追福法要を修した。諦忍が、開山の時からまとめた「総括靈名録」（八事文庫蔵）に、戒名が「秋月院妙玄大姉」とある。

八月十九年（一七三四）

正月、『熱田神社問答』を書写す。

三月、天瑞円照の十七回忌を修し、『開山和上行業記』及び『事山志』を撰す。

五月二十五日、『三種悉地破地獄転業障出三界秘密陀羅尼法』を書写す。

享保十九年（一七三四）

四月二十三日、大龜静照示寂す。

五月七日、官史より君命を受け、興正寺五世の法席を嗣ぐ。そして注疏を重んずる古学派の博学者松平秀雲より一律を賦して入寺を賀せられる。その詩をあげる

三十歳

元文元年（一七三六）

四月三日、江州石山寺を拝し、それより石間寺、醍醐寺、清水寺、智恩院などを詣り、獅子ヶ谷に宿る。宝

洲より著の『淨業課誦附錄』を諦忍に呈し、訂正を乞融。鵠宿書牘外 龍蟠鉄鉢中 来論一乘法 跌坐  
対松風

謹賀

諦忍律師移住東山

移錫東林寺 清標歎遠公 懸燈照冥暗 捶塵證圓

九月、『座右寶鑑』を撰す。

上傳に

九月、『座右寶鑑』を撰す。

獅子林中虎角禪 夜來行道戴金仙

高風堪歎還堪慕 何日相與語宝蓮

とある。

そして獅子ヶ谷を出て密嚴院、妙心寺、清涼寺、天龍寺、東寺、黃檗山万福寺を詣り、その後奈良へ行き東大寺、興福寺、元興寺、春日神社、さらに長谷寺を巡り、伊賀路を経て帰山す。

十月、宝洲より『貞伝上人念佛利益伝』<sup>(4)</sup>の跋を請され、贈る。

元文二年（一七三七） 三十三歳  
正月、宝洲は以前に著わした珍海の『菩提心集』の註を寄せて訂正を乞い、それを補つた。

四月十六日より七月二十六日まで、弥陀尊法を修す。

五月、白林寺門下・惠學及び妙興寺門下・祖群などの請により『西谷名目』を講ずる。

八月、宋の慧日禪師と明の袁中道所述の諸宗本草の欠を補い、宝洲に示す。

十月十五日、『馬郎婦觀音記』を書写す。

元文三年（一七三八）

三十四歳

三月、三河・鳳来寺及び遠州・秋葉寺に詣る。

四月、美濃・虎渓山に詣り、夢窓国師の旧蹟を訪ねる。

十二月、『古賢宝訓』一卷を撰す。同月十日には、『本朝高僧伝辨訛』一卷を撰す<sup>(5)</sup>。

元文四年（一七三九）

三十五歳

八月、檀道の病を見舞いに行く。

九月一日、授業師檀道、遍照院で示寂す。同月三日葬儀を行い、初七日を修して興正寺へ帰る。そして四十九日まで、門徒を率い七日ごとの法会を修す。

元文五年（一七四〇）

三十六歳

正月、大高・長寿寺の東灝禪師、諦忍に白衣大士の生れた本説を問い合わせ、それに対する答書を指示した。

二月、春日井・蓮華寺弥陀堂の請に応じて、三千仏名会を修す。

四月、大龜靜照の七回忌を修し、『靜照和尚行業記』<sup>(6)</sup>を撰す。

七月、明年、開山二十三回忌にあたり、二月朔日より五

月十日迄、女人諸堂拝見を禁ずる旨の願を寺社奉行所へ提出す。

八月、忍海點阿の十七回忌を修し、『忍海和尚行業記』を撰す。

九月、『念佛無上醍醐篇』三巻を撰す。

寛保元年（一七四一）

三十七歳

三月、天瑞円照の二十三回忌を修し、その後伊勢・大福田寺に行き、開山の忍性菩薩像や所持の大衣を拝し、能褒野に行き、日本武尊の旧跡を訪ね、伊勢の外、内宮、二見が浦を経て帰山す。

八月、遍照院で檀道の三回忌を修す。

九月、『空華隨筆』一巻を撰す。

寛保二年（一七四二）

三十八歳

三月、徳川宗春卿の母、宣陽院殿より淨土變相（当麻曼荼羅の四分の一の写）一鋪を寄附せられ、慶讚法要を修す。

九月、定光寺に平心処濟禪師の旧蹟を訪ね、尾張侯の徳川敬公の廟に焼香す。「八事山起立由緒書」を寺社奉

寛保三年（一七四三）

三十九歳

四月、『弥陀如來和讃集註』三巻を撰す。「行業記」では、寛保四年となつてゐるが誤りである。

七月、『梵網經秘略訣』一巻を撰す。

八月、東界寺・快音・海上寺・何縁などの請により『梵網經法藏疏』を講ずる。したがつて同月、泉州・神鳳寺における快圓慧空の三十三回忌法要には不参。

九月、長母寺を訪ね、無住国師の旧蹟を拝す。

延享元年（一七四四）

四十歳

正月、『鐵壁法語』『念佛安心法語』を撰す。

三月、脚疾のため有馬山温泉に湯治に行く。そして清涼院で慈心尊慧撰の『冥土蘇生記』を書きし、極樂寺に行つて帰路、中山寺、四天王寺、法隆寺、藥師寺、唐

行所へ出す。

十一月、廣觀禪師は『緇門寶鏡錄』四巻を撰し梓行されたが、誤記が多いため訂正し、長榮寺の魯堂禪師に示した。そして魯堂が廣觀に示した所、進んで改刻し、改刻本を諦忍に贈られた。

招提寺、西大寺、眉間寺、東大寺、春日神社、興福寺、元興寺、般若寺、平等院、興聖寺、三室戸寺、万福寺、仏国寺、真宗院、瑞光寺、稻荷社、東福寺、方広寺、清水寺、祇園社、智恩院、南禅寺、禪林寺、金戒光明寺、法然院、相国寺、北野社、壬生寺、誓願寺、三井寺、多賀神社などを詣り、帰山す。

六月、『蓮華標名録』を撰す。

八月、諦忍は、閑通撰の『燧囊』の錯誤を補訂し示した所、閑通改刻す。

十一月、慈門は『和字選択集』を印刻するため諦忍に訂正を乞い、それを補なう。

十二月、七寺・良卓の請により『不斷桜白衣大士記』を撰す。

延享二年（一七四五）

四十一歳

正月、笠寺・慈雲院主覚宝の請により『天林山地蔵大士記』を撰す。

二月、淨土和歌四十二首を詠じ、『帆掛船法語』を撰す。また『日課念佛決定往生図説』（末尾に「六字名号決定往生相伝血脉」あり）も撰す。

四月、慈教尼の請により、甚目寺で当麻變相の綱要を説く。慈教尼は大龜静照の姉で、甚目寺の釈迦堂に住んでいた。

五月、「帰去来辭」を書写す。

六月、「當麻變相歌」を書写す。

八月、遍照院で檀道の七回忌を修し、『檀道和尚行業記』を撰す。そして山上村に行き、母の十三回忌を修し、

『先妣行狀<sup>(8)</sup>』を撰す。帰路、犬山に行き□□寺の日峯和尚の旧跡を拝す。

九月、『天狗名義考』一巻を撰す。

十月、『合掌又手本儀編』一巻を撰す。

十二月、『智光清海二曼茶羅合讚講述』一巻を撰す。（本書は、「年譜」「行業記」「和上伝」に紹介されていない）

延享三年（一七四六）

四十二歳

正月、『合掌又手本儀編』の印刻を、京師書林村上平楽寺に命ず。

四月、良忠の『決答授手印疑問抄』二巻の刊本の訛謬を指摘し、訂字改点を行う。（本書は、八事文庫に所蔵する）

五月、『合掌又手本儀編』印刻なり流布す。

仲秋、『十二種合掌図紀』を撰す。

十一月、『念佛醍醐秘要藏』を撰す。

十一月三日、『金剛仏子叡尊感身学正記』を書写す。

十二月、父・仙石忠統薙髮し、幽仙と号して興正寺に住む。

延享四年（一七四七）

二月、父病に臥す。

三月二十日、父亡くなる。二十二日葬儀を行い、四十九

日まで毎七日追福法会を行う。「行業記」では八月二

十日亡の説になっており、東山の歴代墓地の西を北へ行つた東面の墓所に葬るというが、墓碑は現存しない。

い。戒名は、但信院幽仙居士である。

四月、「先考幽仙墓誌銘」<sup>(9)</sup>を撰す。

五月、「律苑行事問辨」を著わし始める。

七月十六日、自恣二十夏円満す。

十月、桑名の山田陳好の子が靈病となり、その亡靈得脱の法要を行う。同月十一日に高麟常照示寂す。そして十三日葬儀を行い、四十九日まで毎七日追福法会を修す。「行業記」では、十一日西山に隠遁とある。

（延享五年（一七四八）  
正月二十三日、『六物図』を講義する。

二月、『高麟和尚行業記』、『作無作問辨』一卷を撰す。  
衆の請により『四分律含註戒本』を講義する。

四十三歳  
四十四歳

三月三日より四月二十九日まで、先考と先妣追福のため、淨土三部經を講じ、日課念佛を誓受する者一万二千六百六十六人といわれ、『弥陀和讃』を印施す。

五月、『念佛醍醐秘要藏』一卷梓行。

五月十三日、蓮華勝会を行い、これより毎月行う。

六月、『大光普照集』三巻を撰す。

八月二十二日より九月二十六日まで、『往生要集』を講義する。

九月十五日、淨土白旗流の璽書を山内の大衆（永俊、孝忍、慈教尼、慧光尼など）に授与す。同日、三河中山の貞照院の徳嚴礼謁す。

十月十一日、高麟の一周年忌の法会を修す。

閏十月、長榮寺の魯堂より青松寺・秀恕撰の『日本洞上聯燈錄』の訂正を乞われて教示する。

十一月、『念佛醍醐秘要藏』の印刻なる。

十月十四日から十六日まで、大檀那瑞龍院殿亞相公（徳川光友公）の五十回忌法要を修す。

十二月、諦忍の門人らが『諦忍律師語録』を刊行す。

寛延二年（一七四九）

四十五歳

正月元旦より四日まで、『念佛醍醐秘要藏』を講義する。

二月一日、諸人のために円頓戒壇を開き菩薩戒を授く。

二月六日より二十一日まで、説法を行う。

三月、『大光普照集』三巻梓行。（同書奥付）

三月二十日、先考の三回忌を修す。

三月二十三日より二十九日まで、岐阜・本誓寺で日課念佛

仏を説き、受者数百人といわれる。また西ノ庄・立政寺の貫空巨道來謁す。

四月一日、稻葉山に登る。

四月二日、尋耆、快耆、先耆、紹耆に菩薩戒を授け、三

日岐阜を出発し尾張の蓮花寺村の弥陀堂に到る。そこで四、五日衆のために説法し、六日興正寺へ帰る。

五月三日、洛東の慈門礼謁す。

六月、立政寺の貫空は、『大光普照集』の序を書き贈る。

八月十二日より二十四日まで、四衆のために当麻変相の綱要を説く。

九月、『大光普照集』三巻を刊行し流布す。

寛延三年（一七五〇）

四十六歳

正月、弥陀堂建立を始める。

三月十五日、春日井・正念寺に行き七日間説法す。

夏安居日、「擬陶淵明帰去来辭」、「仏智広濟禪師麥搗歌」

など雑録を書写す。

六月三日、遠江・山崎の安寧寺の舜道は『輔教編』の不明な箇所を抜き出し、弟子の玄旨を介して質し、諦忍はそれに解答を与えた。

六月穀日、『蓮華標名録』一巻梓行す。（同書奥付）

七月二十日、和州・法隆寺の北室院・法沢慧恩礼謁す。

八月、東武・宝松院の忍海、弟子を使わして弘法利生に隨喜す。

九月、『蓮華標名録』を刊行す。

十月、東武・幡隨院の了碩、諦忍の弘法利生に隨喜す。

十一月、美濃・伊岐津志村の見性寺・天啓禪師礼謁す。

寛延四年（一七五二）

四十七歳

九月、大光院・義海、諦忍著の『弥陀和讃集註』の序を贈る。

三月、美濃・塩河村の大龍寺・鉄仙祖密禪師礼謁す。

四月、奥州伊達郡桑折村・無能寺の不能は諦忍の徳風を仰ぎ、六字名号の書を請う。

五月、『首尾論』一巻を撰す。

七月二十四日、西山の弥陀堂の上棟式を行う。

八月三日から九日まで、弥陀堂落慶供養を行う。

八月十日から九月十五日まで、天瑞円照三十三回忌法要を修す。「行業記」では、八月十五日までとある。

十月、上野・新田の大光院・義海は、諦忍に書を呈し隨喜す。そして相互に交流始まる。

宝暦二年（一七五二）

四十八歳

正月、『善導大師行状記』二巻を撰す。同月三日、三河吉田の淨慈院・義觀智堂礼謁す。そして十三日より四月二十四日まで、新造した西山の弥陀堂で百礼称名の行を修し本尊に供養す。

五月、東山の師子窟で『獅子伏狐編』一巻を撰す。

七月、『弥陀如来和讃集註』三巻梓行す。（同書奥付）  
八月一日、『梵網經古迹記撮要』を開講す。

宝暦三年（一七五三）

四十九歳

正月二十八日、在俗のために菩薩大戒会を修し、二百余人に授与す。

五月五日、『律苑行事問辨』十巻、『坐具顯正錄』一巻を撰す。

六月、『弥陀和讃集註』を刊行す。

九月五日、尾張徳川家の老臣である織田某の室繁寿院の請により菩薩大戒会を修し、受ける者三百余人といわれる。

宝暦四年（一七五四）

五十歳

二月三日、尾張の小松寺・快諱春英など來謁し菩薩戒を受ける。同月、美濃・閔の柴山直邦居士先考妣の忌

に、諦忍を請し追福法会を修す。そして十六日小牧の海藏院に泊り、十七日より二十日まで法話を行う。また二十一日には小松寺で、二十五日より二十七日まで

関・淨性寺で説法し、二十八日興正寺へ帰る。

閏二月、新豊寺の頑極官慶禪師礼謁す。同月十六日請に

応じて甚目寺に行き、十七日より二十一日まで甚目寺の釈迦堂で説法す。また二十二日、蓮花寺村の弥陀堂

でも説法し、二十六日興正寺へ帰る。

三月穀日、『天狗名義考』一巻梓行。(同書奥付)

七月、『天狗名義考』一巻を刊行す。

九月二十五日、府下の西蓮寺・自然と心快など来山し、菩薩戒を受ける。

十一月、山形・寿仙寺の默随礼謁す。

宝暦五年(一七五五)

五十一歳

二月、伊勢神宮に詣り帰路、松坂・淨林寺で五日間説法す。

三月、無能寺の不能礼謁す。

四月、上総・真如寺の嵩山禪師礼謁す。

五月、羽州・寒河江の正覚寺・良源礼謁す。

九月十五日、増上寺会下の穩岡、相州真鶴村の託龍來謁

し菩薩戒を受ける。同月十八日より二十二日まで、再び松坂の淨林寺で菩薩戒を授与す。帰路、伊勢神宮に

詣り、津・西来寺で一日説法す。そして桑名に到り、大福田寺で三日間説法す。

十月十一日、興正寺へ帰る。

十二月、『三聚淨戒略記』一巻を撰す。また円教寺の興雲礼謁し、大藏幹縁の疏を求め、諦忍承諾す。

宝暦六年(一七五六)

五十二歳

二月二十五日、道俗の求めにより、二百人に菩薩戒を授く。

三月二十日、大高・長寿寺、二十二日平島村の西方寺、二十三日弥勤寺、二十六日大野村で宿す。二十八日常滑の天沢院、二十九日大御堂寺。

四月二日、持宝院、四日岩屋寺、五日遍照寺、六日日間賀島、篠島へ行き、八日安養寺、九日増福寺、十日乾坤院へ行き、鳴海に宿る。そして十一日、興正寺へ帰る。このように三月から四月まで、知多の諸寺へ行き

日課念佛などを授く。

七月、大光院の義海は、弟子の眠龍を介して著の『蕉窓漫筆』三巻の校訂と序を乞い、諦忍それを行う。

九月、犬山の本地村の人のために菩薩戒を授ける。

十月、香積院の雲臥元淳禪師<sup>(10)</sup>礼謁す。

十一月三日、楠葉・久修園院藏の『金剛仏子叡尊感身学正記』を書写す。

宝暦七年（一七五七）

五十三歳

正月、笠覆寺の請により『觀世音菩薩和讚』を撰し梓行す。

三月、笠覆寺一山の請により、慈雲院で『觀世音菩薩和讚』を三日間講義する。同月、久修園院藏の『興正菩薩御入滅記』を書写す。

四月、津島・牛頭天王社に詣り、甚目寺を経て帰山す。

五月、京都の清立、貞林両尼、諦忍の徳風を慕い礼謁す。また美濃・立政寺の貫空も礼謁す。

六月、『牛頭天王実録』一巻を撰す。

七月、自恣三十夏円満す。

八月、清立・貞林両尼に菩薩戒を授く。同月三河・猿投

山に詣り、二十四日加納村・弘誓院に宿つて二十五日

説法する。そして二十六日猿投山の絶頂に登り、二十

七日挙母・一如庵で宿り二十九日帰山す。

十月、長久寺の実道礼謁す。また尊寿院の僧正が、春日井・密蔵院藏の都卒天曼荼羅及び尊勝曼荼羅の決義を願い出たので諦忍調査す。

十一月、『念佛無上醍醐編』三巻梓行す。（同書奥付）

宝暦八年（一七五八）

五十四歳

正月、京師の淨榮居士礼謁し、嵯峨清涼寺の釈尊像摺写の真影を献ず。

二月、村木村の貞紅などの請により、菩薩戒を三十七人に授ぐ。

三月、上州の高巖の門人慧隆礼謁す。

四月、奥州の不能の門人守興礼謁す。同月『念佛無上醍醐編』印刻なる。

九月十六日、美濃の谷汲山に詣り、十九日に京洛へ行く。そして二十三日嵯峨清涼寺の栴檀瑞像を拝し、天龍寺、法輪寺、臨川寺に到る。二十四日仁和寺、妙心寺、北野天満宮へ、二十七日法林寺の良妙より南都・念佛寺藏の智光変相模写の図を献ぜられ、祇園社、雙

林寺、清水寺へ行く。二十八日聖老寺に行き清海の変相を拝し、二十九日報恩寺へ行き、三部経の変相を見る。そして淨住寺へ行き仏牙舍利などを拝す。

十月一日、永觀堂、獅子谷真如堂に行き、三日加茂下上の社に詣り、四、五、六、七日説法を行い、日課念佛を授く。八日京師より帰路につき、十一日帰山す。同月、谷汲山明王院の慶善礼謁す。

宝暦九年（一七五九）

五十五歳

三月十五日、伊勢神宮に詣り帰路、宝暦五年松坂・淨林寺で法話した御札として、厭求上人が造った阿弥陀像を献ぜられる。

四月七日、園田家蔵の松華堂画の寒山拾得像に賛を書く。十七日、信州飯田の英春、周光礼謁す。十九日大森寺の性默礼謁す。

宝暦十一年（一七六一）

五十七歳

八月二十八日より九月一日まで、周防の託龍の請により『西方淨土十樂手鏡』二巻を撰す。また九月二十五日、貞真院、寿松院などの請により菩薩戒を授ける。

二月、『西方淨土十樂手鏡』を印刻す。

四月、藤沢・遊行寺の一圓、萱津の光明寺に留り、弘法大師真跡の仏号の側に梵字があり、それを諦忍に教示せられ、珍菓を贈り謝す。

宝暦十年（一七六〇）

五十六歳

仲夏、『善導大師行状記』二巻梓行す。（同書奥付）

諦忍律師伝の研究（川口）

二月、遍照院で三日間、神照寺で十日間説法を行い、多くの人が日課念佛を受けた。

三月、徳川宗春卿のもとめにより、七日間土砂加持法を修し現当滅罪を祈願す。そして二十二日妙興禪寺に行き、その後、比叡山をはじめ来迎院、寂光院、鞍馬山、黃船山、大徳寺、知積院などへ詣り、四月十日帰山す。

七月、徳川宗春卿手書の「八事山」の三大字を賜う。諦忍はこれを模写し、扁額として弥陀堂に掲げた。

七月二十五日、『渡宋天神記』を撰す。

八月一日、『四分律弘通記』を撰す。

九月、『西方淨土十樂手鏡』梓行す。（同書奥付）

十月、大坂・九応寺の任阿礼謁す。

七月、右脚を患い湯治に行く。

八月、『念佛不思議神力伝』二巻、同追加を撰す。

宝暦十二年（一七六二）

五十八歳

正月、智堂来謁し、『勵声念佛感應編』の校訂と序を請う。

三月十八日から四月八日まで、美濃・東光寺で法話を行う。

閏四月、武州・高尾山薬王院の潮音礼謁す。また遊行寺の一圓、「弘法大師六字名号」に賛を請う。

六月、徳川宗春卿より蓮一瓶を賜り、詩一首を贈り謝す。

仲秋、『念佛神力伝』二巻梓行す。（同書奥付）

十月、中郷村・光明院の文仙の請により、二十三人に菩薩戒を授ける。『善導大師行状記』を印刻す。また良才禪師礼謁す。

宝暦十三年（一七六三）

五十九歳

（宝暦十四年  
明和元年）（一七六四）

六十歳

二月二十八日、菩薩戒を八十人に授ける。

正月元旦、『以呂波問辨』『弘法大師念佛法語直解』を撰す。

四月五日、衆請によつて菩薩戒壇を建て百余人に授く。

また祐福寺の玄通礼謁す。二十日『念佛不思議神力伝』印刻す。同月、紀州黄門公、東叡山の凌雲院僧正に命じて、『空華隨筆』を借りて書写す。

八月、勢州・円福寺の黄檗端倪禪師礼謁す。

九月、徳川宗春卿、興正寺へ上山し、諦忍に垂誠を受け、淨業を教示せられ、十念を受けて亡くなるまで称名を修す。また二十日、宗春卿の侍女数人来謁し、十念を受け。同月、石垣・大乘寺の善海、野上・法然寺の好善、小野田・法輪寺の円成など來謁し、円頓戒并に日課称名を受ける。

十月、美濃・郡上八幡城主池戸周美居士、亡母、妹のために淨財を施し、『弘法大師念佛法語直解』及び『坐具顯正錄并衣色之辨』を印刻させる。

七月十八日、池戸周美居士の請により美濃八幡へ向う。二十日美濃八幡へ入り、二十二日長瀧寺へ行き宋版大

藏經を閲す。二十五日美濃八幡へ帰り、洞泉寺の程玄

の請によつて、二十六日から二十八日まで法話や日課

念佛を授ける。そして八月八日帰山す。

九月、『弘法大師念佛法語直解』『坐具顕正録』を刊行す。同月、信州・飯田の皆遵、奥州の音忠、来山し菩薩戒を受ける。

十二月、『閑窓雜錄』一巻を撰す。同月、天王坊覺融礼謁す。

明和二年（一七六五）

正月、『以呂波問辨』を印刻す。

六十一歳

二月十八日、請により、三十餘人に菩薩戒を授ける。そして二十四日、美濃・遍照院で檀道の二十七回忌を修し、七日間説法す。

明和四年（一七六七）

六十三歳

三月四日、山上村に行き、先妣の三十三回忌を修し墓に詣る。そして六日、興正寺へ帰る。二十五日中郷村の請により三日間説法す。

四月八日、稻葉、鈴木氏などの請により、前藩主徳川宗勝卿の追福法会を修す。

七月、『益供施餓鬼問辨』を撰す。また奥州信夫郡笛生

津・称名庵の勇猛礼謁す。

明和三年（一七六六）

六十二歳

二月二十九日より三月二十日まで、知多郡・済年寺の仙彭、美濃・梅龍寺の禪愚などの請により、『梵網經古跡記』を講義する。

四月七日、信州・飯田・来迎寺の専廊、同・吉田・光寺の梅英、同・山吹・光明寺の全真など來謁し、菩薩戒を受ける。また山吹領主光寺義芳居士は『称名感應記』を呈し、添削と序を請い、それに応ずる。

七月十五日、正月より著わしていた『梵網經要解』十卷、『梵網經要解或問』一巻を撰述す。

明和四年（一七六七）

六十三歳

二月、奥州相馬郡鹿島町の人が拝謁し、七十六人の名簿を出して日課念佛の授与と名号の書写をもとめ、それには授与した。そして二十六日、織田長宜などの請により菩薩戒を百余人に授く。さらに二十九日より三月七日まで、丹羽郡赤童子村・長幡寺の請により説法す。

三月八、九日、中奈良村の弥陀堂へ行き説法す。また十

日、十一日岩倉・誓願寺の請により説法し、千七百人に日課念佛を授ける。同月、三河・作久島の宗運寺・隆鳳、興空來謁し、諦忍より悉曇を学ぶ。

四月十六日、隆鳳の請により菩薩戒壇を建てる。また、「吽字義聲字義秘藏宝鑰心經秘鍵」を講義する。

七月十五日、自恣四十夏円満す。

九月、小氣村・淨音寺の請により『大光普照集』を講義する。

十一月、洛北・大原古知谷の宅亮來謁し、『彈誓上人繪詞伝』の草稿の訂正と序を願う。そして『彈誓上人繪詞伝翼贊』一巻を著わして贈る。また備後・福山の定福寺・眠龍は、以前諦忍に校訂を請うた『蕉窓漫筆』を梓行し、一部を寄贈して謝す。同月、「行業記」によれば『光明真言加持土砂』並びに『同功德』を撰すとあり、「年譜」では、『土沙功德記并療痔病陀羅尼』を印施すとある。

明和六年（一七六九）

六十五歳

正月、宅亮、『彈誓上人繪詞伝』の印刻本を献ず。

二月二十二日、隆鳳などの請により『法華經科註』を講義する。

三月、建中寺の香雲に代り、犬山・専念寺の鐘銘を撰す。

六十四歳

明和五年（一七六八）

正月、大坂・九應寺の任阿は、諦忍が以前添削した『業修行次第附録』を寄贈して謝す。

二月十八日、了珊瑚・普仙などの請により円頓戒壇を建て百七人に授与す。また同月、洛北・宅亮の請により『厭求上人行狀記』の序を撰す。

三月十二日より十四日まで、天瑞円照の五十回忌を修す。同月、飛保・曼陀羅寺の真空礼謁す。

四月、『日本最初念佛法語訳註』一巻を撰す。

五月、筑後・久留米・蓮西の請により『信州源西往生記』の序を撰す。

九月二十五日、徳川宗睦卿の母堂英嚴院大姉來詣す。

十月九日、智嶽・智嶺などの請により戒壇を建て、七十余人に授く。同月、京都・豊岡三位の息女涼行院礼謁す。

十月十三日、一切如来功德聚寶塔一基の造立開眼供養を行ふ。

四月、伊勢・一身田の門主は、弟子を通じて、門下の新

著の校正と序を請い、それに応じる。同月、長母寺の

恵覚來謁し、無住国師の伝記を請う。

七月、『無住国師道跡考』一巻を撰す。

八月、『施餓鬼問辨』一巻を印刻す。

九月、奥州・遠野の善明寺・無蓋、『石垣金光上人事実』

を持参し、校訂と序を乞う。清洲・正覚寺の称譽など

の請により、七十四人菩薩戒を受ける。なお「年譜」

「五世和尚行業記」によれば、明和七年十月とあるが、

同月、『閑窓雜錄』一巻刊行される。(同書奥付)

十一月、宅亮の請により、『芸州嚴島以八上人行状記』

一巻を校訂し序を撰す。さらに穩岡の請によつて、

『勇進念佛鈔』を校訂し序を撰す。

明和七年(一七七〇)

六十六歳

正月二十九日、信教寺の奇善などの請により、百十七人  
に菩薩戒を授く。

三月、犬山・寂光院の觀世音菩薩開扉に詣る。その後船

で桑名に渡り、伊勢神宮へ、そして大和・室生寺の堅

恵大徳の旧跡を訪ね、南都を巡り京洛を経て帰山す。

諦忍律師伝の研究(川口)

七月七日、『無住国師道跡考』一巻梓行す。(同書奥付)

八月、『無住国師道跡考』一巻印刻す。

十一月、宅亮礼謁し円頓戒を受けて、『六物図』の講義  
を願う。

明和八年(一七七一)

六十七歳

二月十一日、清洲の和順、京洛の但信などの請により、  
円頓戒壇を建て、二百三十人に授ける。

三月、『梵網經要解』、『梵網經要解或問』十一巻六冊梓  
行。(同書奥付)

五月、初旬より雨が少なく、そのため村人雨を乞い、二

十八日より雨乞いの隨求法を修し、六月四日降雨。

八月、檀道及び先妣の法会を修す。

十月、大坂・大福寺の了吟礼謁す。また美濃・善学院の

圓淵礼謁し、大藏經の幹縁疏を請う。同月、『泉州岸  
和田妙祐往生伝』を旅僧の写本より書写す。

(明和九年  
安永元年)(一七七二)

六十八歳

正月、『梵網經要解』、『梵網經要解或問』刊行す。

二月二十四日、衆請に応じて二百余人に菩薩戒を授ぐ。

八月二十日、施主杉山氏のために、一切如來功德聚寶塔

一基の造立開眼供養を行う。

九月、泰嶽弘道（興正寺六世）、京洛より来謁し、勤策

律儀を受けて師席の繼承を約し洛西嵯峨に帰る。

十一月、三河・昌光寺の仰信来謁す。

安永二年（一七七三）

六十九歳

三月十日、衆請に応じて円頓戒壇を建て二百六十四人に菩薩戒を授ける。そして西山に中門を建立し、自ら妙莊嚴域の字を書き扁額とす。「行業記」によれば、二月とある。

春から冬にかけ、疫病が流行して多くの死者が出たため、除疫の札を八千余枚施与す。

八月二十一日、忍海點阿の五十分忌を修す。

九月より十一月まで、泰嶽弘道に受具の前行を修せしめる。

十月、箕浦師善、三酸図を持参し、贊を請い家宝とす。

十一月、府下の居士徳通は、後水尾院皇女の照山元瑠大禪定尼手書の觀音像を持参し、贊を請い家宝とす。

孟冬、『日本最初念佛法語譯註』一卷梓行す。（同書奥付）

安永三年（一七七四）

七十歳

正月、知多郡・妙徳寺の宣誓来謁し、鐘銘を請う。そして書いて贈る。

二月二十日、衆請に応じて三百人に菩薩戒を授く。

三月、部田・祐福寺の三尊開扉に行く。

四月九日から十一日まで、泰嶽受具す。十二日、聞性覚

道、真隆実嚴（興正寺七世）、勤策律儀を受ける。十

五日から、『四分律含註戒本』『六物図』及び『沙弥經』『沙弥戒律儀』を講義する。なお同月、加藤正庵は、莊子が髑髏を打つ図を持参して贊を請う。また信州・妙徳寺の雪渓来謁し、八斎戒を受けて帰る。

五月六日、官庁に書を捧げ、西山に隠棲す。十一日、泰嶽經席の願書を官庁に提出す。

孟夏、『空華隨筆』二卷梓行す。（同書奥付）

六月五日、『日本最初念佛法語譯註』を印刻す。九日泰嶽

は興正寺六世の君命を得、十日住院の儀式を講ずる。

九月、西山に参詣人のため手洗い井戸（阿伽井）と底屋を造る。

十月、建中寺主の代りに梅森・長慶寺の鐘銘を撰す。ま

た『無量寿經』の曼荼羅を請して彩絵とし、慶讚供養を行ふ。

安永四年（一七七五）

七十一歳

正月元旦より三日まで、『教誠律儀』を講義する。二十

三日泰嶽は病となり、退隱の聽許を得て落合村の弥陀堂に隠棲す。

二月、諦忍は官府の命によつて監寺となり、再び寺務を行ふ。<sup>(1)</sup>十一日、衆請に応じて二百七十人に菩薩戒を授ける。なお同月、部田・祐福寺の広空礼謁し、信州の俊学は勤策律儀を受けて帰る。

四月、荒子・觀音寺の本尊開扉に詣る。また尾張・法泉院は諦忍を請し設斎供養す。同月、聞性に受具の前行

を修せしめる。

六月、谷汲山明王院の請により『亡靈薦水辨』を撰す。

七月、西山の玄関を造る。

八月、真隆に命じて受具の前行を修せしめる。

十二月十一日、聞性、真隆、登壇受具す。

閏十二月、「年譜」に「閏十二月拳ニ於聞性・繼レ席」とあり、「行業記」では「十二月聞性比丘をして經席の

安永五年（一七七六）

七十二歳

正月二十八日、東武・深川の法禪寺・鏡譽の請によつて八事を発ち、途中藤沢から江の島弁財天、鶴岡八幡宮、金沢・称名寺、能見堂などへ行き、二月十二日深川へ着く。そして十五日より説法を行つたが、その間、浅草寺、寛永寺、靈雲寺、目黒・五百羅漢寺などへ詣る。

三月十五日、鏡譽の請により百余人に菩薩戒を授ける。

十七日俗衆のために戒壇を開き、百余人に菩薩戒を授けて『空華隨筆』を講義する。二十一日幡隨院・單靈の設斎を受ける。二十八日、江戸を去り、信州・善光寺へ赴く。

四月一日、上州の妙儀山に詣り、五日善光寺に到る。そして十二日、興正寺へ帰る。

七月、一枚起請文諸説辨断及び『善光寺如來異説決

正』一巻を撰す。

九月一日から十一月三十日まで、『四分律行事鈔』を講義する。

安永六年（一七七七）

七十三歳

正月元旦、『梵網經要解』十巻梓行す。（同書奥付）

二月十一日、円頓戒壇を建て三百余人に菩薩戒を授く。

五月三日より十五日まで、小野諸尊法を伝授し、十六日

より二十一日まで小野流秘鈔を伝授す。

六月一日から六日まで、『俱舍論世間品頌疏』を講義す。

また七日から十一日まで『西谷名目』を講義す。さら

に八日より『天台四教義集解』を開講したが、十六日

から休講す。二十一日、「律苑行事問辨」を印刻す。

そして、洛西・槇尾山と泉州・大鳥山に寄附す。同

月、弥陀堂に「無量光」の三大字を書き、篇額にして

掲げる。

七月十六日、五十夏円満す。東都で『勵声念佛感應編』

梓行される。

八月、岡崎・西岸寺の彦阿来謁す。

九月、尾州・高岳院の吟説來謁す。

安永七年（一七七八）

七十四歳

正月、河内・安福寺の勤齋珂順來謁す。また『一枚起請文諸説辨断』『善光寺如來異説決定』二巻一冊梓行す。（同書奥付）

三月一日より四月二十日まで、西山の普門堂の觀世音菩薩を開扉し、七・七日間拝礼を許す。その間加持、光明真言、日課念佛を授けたり、数万人の参詣者があり、当國未曾有のことといわれてゐる。なお觀世音菩薩は、徳川光友卿所持のもので、当山建立の時、大施主の印として寄附せられたもので、慈覚大師作といわれてゐる。

五月六日より二十九日まで、『律苑行事問辨』を講義する。六月一日より三日まで、『悉曇字記』を講義する。

閏七月、高野山の義天は『律行指迷録』一巻を著わし、『律苑行事問辨』に反駁す。それに対して、真隆は『律行指迷録傍観評』一巻を著わし返破した。また「年譜」によれば、一枚起請文諸説辨断』『善光寺如來

十月、美濃・庭田の円満寺・松仙來謁す。  
十一月、桑名・照源寺の可梁來謁す。

異説決正』を印刻すとあるが、刊本には正月となつて  
いる。

八月、宅亮の請に応じ、『統澄禪上人行状記』一巻を撰  
す。また桑名・照源寺の鐘銘を撰す。

十二月、『摧駁以呂波問辨』の序を書く。

安永八年（一七七九）

七十五歳

二月十六日、美濃・瀧田の弥陀堂再興のため、諦忍は請

され、美濃へ行く途中、犬山城へ、また犬山・専念  
寺の請により十八日から七日間説法を行い、二十五日  
弥陀堂に到り入仏供養を行つた。そして二十六日から  
七日間説法する。

三月五日、尾張・高沢の円通大士（観音）を詣り、関の  
大塚某居士の請によつて二日間説法を行う。八日、上

野村の蓮華寺へ行き、十一日興正寺へ帰る。同月、衆  
請に応じて戒壇を開き、三百五十余人に菩薩戒を授け  
る。

五月、「摺袈裟縁起」を印施す。これは本来、伊豆・修  
禪寺より印施されたもので、それを模刻したものであ  
る。受者数万人といわれている。

諦忍律師伝の研究（川口）

冬、京洛・道楽庵の金龍敬雄は尾張に来て『莊子』など  
を講じていたが、諦忍の『以呂波問辨』に対し、『駁

以呂波問辨』を著わし、十一月下旬、天王房隱居の覺  
融（白雲居老人）を介して贈る。

十二月一日、諦忍は金龍敬雄の論に対し『金杵摧駁』を  
著わし、敬雄に贈る。そして『駁以呂波問辨』と合し  
て一巻となし、『神國神字辨論』と題す。

安永九年（一七八〇）

七十六歳

正月、諦忍が四十年來、客との問答を筆記し篋中に入れ  
ていたものを『空華談叢』として印刻す。  
夏、東山に深坑を掘り、その上に納骨堂を建立する。

七月十四日、先妣の五十回忌を修し、十四日から五十日  
間念佛を修す。

八月、『神國神字辨論』を刊行す。

九月、従一位近衛関白内前公より古画一鋪を賜う。また  
「金剛搥論因陀羅手」と「一露濤」を書写す。

十一月、「野宮宰相問答」を書写す。

安永十年（天明元年）（一七八一）

七十七歳

天明二年（一七八二）

七十八歳

二月十日、衆請により三百五十余人に菩薩戒を授く。

三月五日から三日間、知多郡・緒川の善導寺で説教を行

い、帰路、大野・東龍寺で、三日間日課念佛を授く。

十三日から十八日まで、父の三十七回忌を修す。二十

一日、摂州・有馬山の念佛寺の請により説法に行く。

そして途中、石山寺、天王寺、勝尾寺などへ詣り、四

月三日、有馬山に到る。そこで称念寺主の撰した『苦

海の夜船』の序を撰す。

四月二十一日、京洛・東山の万寿庵で、宅亮の請によつ

て『六物図』を講義する。そして泉涌寺、東福寺、石

峯寺、宝塔寺、瑞光寺、知恩院などへ詣る。

閏五月一日、京洛を発ち、三日、四日市の村田某居士宅に泊る。四日、桑名・照源寺の可染の請により三日間説法し、八日、船で熱田に着き帰山す。同月、明和六年十一月、宅亮の請により校訂し序を撰した『芸州嚴島以八上人行状記』が梓行される。

初秋、『摧邪問答』を撰す。

十二月、『淨宗律儀問答』を書写す。

九月、江戸、浅草・十輪寺及び放下庵などから招請され

天明三年（一七八三）

七十九歳

正月、庭柏老人の請により『放生手引草』一巻を撰す。

なお、尾州の某書林から、諦忍の書は東都、京洛などで梓行されているが、尾州でも梓行すべき申し出があり、真隆所持の諦忍の法話などを与える。

二月、『率都婆用意鈔』一巻を撰す。

三月十日、聞性退隠し、十二日諦忍、再び監寺（看住）となる。

正月、『放生指南事』一巻を撰す。

二月、『三聚四字鈔』を書写す。

三月、三河・貞照院の請によつて行く途中、高浜の清雲寺で説教する。そして貞照院へ行き、説法を行つて菩薩戒を授く。また片山氏の請により驚塚・遍照院で説

法し、小垣江・専称寺で説法し泊る。その後、元刈谷の実相寺で説法し、鳴海で一泊して帰山す。同月、河内・高井田寺の諦漏礼謁す。

たが、年老いたため固辞す。

十一月、増上寺の門人鳳秀来謁し、来春円頓戒を受ける日を決めて帰る。

忌及び説法を修す。

九月、相州・功雲寺の一山礼謁す。

十一月、『放生手引草』一巻梓行す。(同書奥付)  
今年、『金剛杵記』を著わす。

天明四年(一七八四)

八十歳

正月十一日、鳳秀に円頓戒を授ける。同壇の者四百人

天明五年(一七八五)

八十一歳

二月、富梁堂、諦忍より法語を得て、『諦忍律師法語』

を刊行す。

三月、『放生手引草』を印刻す。

四月二十三日、『獅子林漫筆』一巻を撰す。

「行業記」「行状記」によれば数千といわれ、興正寺としては未曾有のことであった。同月、美濃、本巣郡の円鏡寺門下華王院、修学院來謁し、招請して二月十六日円鏡寺に到る。そして十八日から二十四日まで説法

し、「加持土沙并弘法大師念佛法語」を施与す。二十七日、谷汲山明王院に泊り、二十九日帰路の途中、清須・正覚寺に泊る。三十日、馬島・明眼院の薬師仏を拝して帰山す。

三月十三日から二十一日まで、弘法大師九五〇回忌大法会を修す。

天明六年(一七八六)

八十二歳

春、真隆、官選を得て興正寺七世となる。<sup>(14)</sup>

五月、柳原の石原助給(存古斎)は、諦忍の八十歳の姿を書いて寄附す。そして門下の弟子らは棗装して八十歳の賀を祝う。

八月二十日、御器所・地蔵堂の請に応じて、光住の三回

五月、野沢多流の印信(大事や奥義)を真隆に授く。  
六月十日朝、

即今四大分離畢、四大雖分離、四大自性無変易、

何者是四大自性、溫陀南曰、四大非自性、自性非四大、何物是本性

ଶ୍ରୀମଦ୍ଭଗବତ

もとよりも地水火風の仮の宿けふもぬけゆく  
あとの空蟬

と辞世を書す。十日、中夜示寂す。そして十二日夜、東山歴代の墓所へ埋葬する。

弟子によつて、〔第五世老太和上〕七七日回向發願文」  
が書かれる。

以上、諦忍の伝記をながめてきたが、思想形成の体系を年代的に分けてみると、十代では、美濃をはじめ尾張、京都、河内、高野山などにおいて、仏教学の基礎的教養や外典などを学び、真言の行法も修得している。しかし特に、易行の淨土念佛門を信じ、西方淨土を欣求した。二十代は華嚴、俱舍、唯識、悉曇、因明、律、法華などを学び、仏教学の知識を一層深めている。さらに、『觀音經』や『法華經註疏』などを講ずる立場をとり、『弥陀和讃』や『座右寶鑑』など創唱的見解の著書を出した。すなわちこの時代は、仏教学を深く修学した時代といえる。三十代は、『念佛無上

醍醐編』や『弥陀和讃集註』などを著わし、特に浄土教を研究した時代で、また先師などの供養のため、行状記を書いている。さらに各地へ巡錫し、秘密念佛門の実践行を説いたり、加持祈禱を行い庶民の苦厄を済度した。四十代は淨土念佛門の研究を一層深め、多くの撰述書を出すと共に、『律苑行事問辨』や『合掌叉手本儀編』『坐具顯正錄』などを著わし、戒律研究に努めた。そして名が天下に知られ、全国から多くの僧俗が興正寺に来山し、菩薩戒授与が行われるようになった。五十年代は、白隱、頑極官慶、雲臥元淳など当時を代表する禅僧との交流もはじまり、さらに『西方淨土十樂手鏡』、『念佛神力伝』を著わし、淨土教に関する独創的考え方を発表せられ、また『以呂波問辨』を著わして、神代文字有無論をとりあげ、後世に影響を及ぼした。六十代は真言、淨土、律などに独創的体系の著書が続々と発表せられ、七十代には『四分律行事鈔』『六物図』『教誡律儀』など戒律文献を講ずると共に、淨土関係の著書も出し、真言律を体系づけた時代である。八十年代は病となり著作活動などは行わず、真隆実嚴に大事や奥義を授与して、法燈を継がせ示寂した。

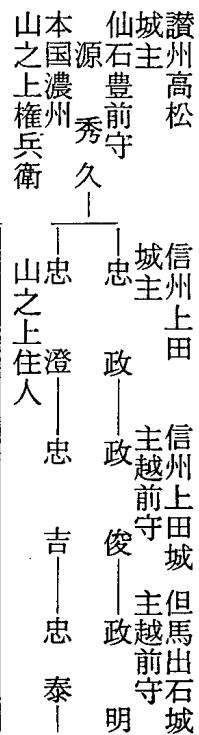
このように諦忍は、多くの人と交流があり、それも宗派

を問わずに真言、淨土、禪者と深く交際している。そして

著書の序や跋、さらに校訂なども依頼され、学僧としても高名であった。若い時は美濃、尾張、京都などで仏教を学んだが、以後各地から招請があり、尾張を中心しながらも、西は京都、奈良、大阪、東は江戸、鎌倉などにも巡回

しており、行動範囲は関西、中部、関東と特に広いといふ

わけではないが、奥州をはじめ各地から興正寺へ来山する僧俗や書信での交流もかなりみられるのである。また仏教者として、特に著しい行動は、神社に多く参詣していることである。特に伊勢神宮は数多くみられるが、その他春日大社、平安神宮、北野天満宮、鶴ヶ岡八幡宮、津島神社などがあげられ、『牛頭天王実錄』を著わした背景には、これらのことがあげられ、『以呂波問辨』



(1) 仙石家の家系の写が、八事文庫にある。それは、諦忍が書写したもので、林道春の「豊臣秀吉譜」などをとりあげ、仙石権兵衛の由緒が書かれている。次に家系図を掲げておく。

なる。

(4) 「行業記」では、貞伝上人が貞徳上人となつていている。

(5) 『本朝高僧伝辨訛』は、拙稿「諦忍律師の『本朝高僧伝辨訛』の紹介」（昭和五十三年三月 宗学研究二十号）で

翻刻して解説した。

(6) 『静照和尚行業記』は、八事文庫に所蔵しないが、先妣、先考と静照和尚の行状が書かれた写本があり、これが該当するかも知れない。

和上諱静照字大龜本州津島人幼年投開山天瑞和上祝髮開山唱忍海上受学法義切磋琢磨悅膏油以繼智享保五年正月受海分成十年三月上洛陽從北野密藏院□□和尚受廣沢西の流許可又登大鳥山而入衆數十四年奉君命入院十七年□灌頂僧大灌頂雨十九年目病解住持印入閑房自養膏肓痼病終不起四月廿二日杳從冥往年四十御歳十四実可惜今茲丁十三年諱辰聊述其行由耳

(7) 長榮寺は曹洞宗、名古屋市中区梅川町にある。魯堂は諱を祥白といい、同寺八世で、過去帳によれば、明和六年二月十八日寂、松徳院の開山もある。

(8) 『先妣行状』は、八事文庫に所蔵せず。しかし、先妣の行状が書かれたものがあり、『先妣行状』としてまとめられたものではないが、母の行状を知る唯一のものである。

先妣姓磯谷氏濃州可児郡兼山村人為性慈忍謙敬遂不見面有瞋色甚巧女工亦善書牘記憶良利常暗誦普門品并小倉百人一首曾不違一字生平淳信觀世音泊生予初從懷孕之月終至分娩之日毎日誦觀音普門品遂無怠慢見鮮寡孤獨者則慘然流淚隨力所及給与衣食所須頗若已子享保十八年八月之初患痢丈慚

弥留予聞之急帰省見予大喜曰子之居相去遠何糧今日相逢我病今番不起後世之事一任子子夫宜頗去予答曰沙門此意更無他語二十二日奄然而逝壽六十法號稱「秋月院妙玄」也

(9) 諦忍の父の墓碑は、興正寺において発見できないため、「先考幽仙墓誌銘」は不明である。しかし「墓誌云」として、父の行状を書いた写本が八事文庫にある。

先考姓仙石氏名忠統曩祖秀久曾在豊臣秀吉公其子忠政住山上尔来世々相続為村長忠統壯歲仕大島雲八一時雲八奉鈞旨總管肥前長崎事忠統從行堂監異國敵舶以故漳州潮州阿蘭陀呂宋占城等人物土風等詳知之□之空々人不覺倦□而雲八帰忠統亦從還遂辭仕宦歸故里繼家系而住家世奉日蓮教此故日無闇唱題之行宝永年間檀道和尚住村岩滝忠統欽其道風約予為弟子

(10) 雲臥は香積院四世で、同寺の過去帳によれば天明八年十二月十七日示寂。伝記は『名古屋市史社寺編』（大正四年七月名古屋市役所）六三二頁、「香積院縁起」（香積院蔵）を参照。

(11) 八事文庫蔵「書上覚扣」には二月九日、「住職交代記」によれば、四月より十二月迄看住とある。

(12) 「書上覚扣」によれば、諦忍は十二月九日退隠とあり、聞性の項には、安永四年十二月七日住職し、天明三年三月十日退隠したことが書かれ、「住職交代記」にも同年をい

う。しかも聞性が住職したに拘らず、世代に入っていないのは、何か問題を起したのであろう。

(13) 「書上覚扣」と「住職交代記」によれば、諦忍は天明五年九月八日退隠し、同月十四日真隆実嚴が看住となつている。

(14) 「書上覚扣」には、二月二十七日住職とある。